

255.1-130



255.1

130



始



25.10.24

13P65

々

372/1
086
200



文學博士 乙竹岩造著

日本教育史の研究

第一輯



東京 日黒書店發行

謹みて

亡き父、亡き母の靈前に捧げて報本の誠を致し

併せて

恩師、先輩、親戚、友人の机邊に呈して學恩を謝す

255.1-130

~~255.1-130~~

序言

一、本輯に收めた諸篇、その十中の九までは、最近數年間に亘り、各種の教育雜誌・研究報告等に掲げた所のものであるが、孰れも多少の修訂を加へ、且これ等を斯く一本に纏めたのは、一には座右に備へて参考に供せんが爲であり、又一には同志同好の士にこれを頒たんが爲である。

一、本書は、日本教育史に關する私の斷片的研究の第一輯であるが、その第二輯・第三輯は、三四年づつを隔てて引續き發刊せられるであらう。然る後全般に亘る體系的敘述を試みたいと意圖してゐる

次第である。

昭和十年九月二十九日第六十回の誕辰に當りて

梅溪學人 乙竹岩 造識す

日本教育史の研究 第一輯

目次

第一篇	隨年教法と分年日程	一
第二篇	江村北海の教授思想	三四
第三篇	施印とポスター	六四
第四篇	林子平の教育思想	一七
第五篇	早川正紀とフォン・ロッヒョー	一六七
第六篇	正司考祺の教育思想	二三四
第七篇	教賢廣瀨淡窓	二六三

第八篇 津藩文教の回顧……………四四五

第九篇 寺子屋の語誌……………四七四

第十篇 寺子屋から小學校へ……………四九一

日本教育史の研究 第一輯

文學博士 乙 竹 岩 造 著



第一篇 隨年教法と分年日程

隨年教法は、人も知れる如く、我が貝原益軒先生の立てたる所のものである。既に貞享四年、先生五十八歳の時に書かれたる家訓の中に、

- 一、六歳の正月、初數の名と方の名とを教ふべし。和字を習はしむ。伊呂波は益なし。アイウエオの五十字を教ふべし。和語に通ずる益あり。
- 二、七歳、初めて孝弟忠信禮義廉恥の字義を教ふるなり。又三綱、五常、三徳、五倫、五教、

三事、四端、七情、五行、四時、五色、十幹、十二枝、四書、五經等の名目を多く教へしむべし。一時に多く教ふべからず。少宛熟讀せしむべし。

一、八歳、古人小學に入し年なり。初めて孝經、論語を讀ませ、幼者に相應の禮義を教へ、辭讓の法をしらしめ、不禮不遜を戒むべし。又和禮を教へ、立居ふるまひ、物いひ、いらへ、こたへの法、給仕、拜禮等を習はしめ、物事を習はしむべし。凡そ和字眞草共に、初學より必古の書法正しき能書の跡を手本とすべし。本惡ければくせつきて直らず。一生手跡拙し。能書の手蹟にても、必體様の正しからざるを學ぶべからず。又文盲なる人は、眞を早く學べば、手蹟すゝみ滯るといへり。是は書をしらざる人のいふ事なり。眞書は本なり。草は末なり。たとへば人の立がごとく、行は行くがごとく、草は走るがごとし。いまだ立ことゆかずして走る者はあらじと東坡もいへり。眞書をされば草書も正しからず、誤多きものなり。故に中華には眞書を習はしむ。但初學のときに細字をかけば、手すくむもの故に、眞草共に大に書しむべし。時を逐て次第に細書をも習はすべし。

一、十歳、小學の書を讀ませ、略其義理の簡易にして、さとしやすく切要なる所を説聞すべし。是より後漸く文武の藝術を習はしむべし。又此頃より餘力ある時は、古歌をもよましむ

べし。百人一首、古今、新古今等の秀歌を先づ覚えてよし。

一、十一歳、是より漸く次第に隨て、四書五經等を讀むべし。

一、十五歳、古人大學に入りし年なり。是より專義理を學び、己を修め、人を治むる道を知るべし。生質遅鈍なりとも、是より二十歳の間に、小學四書等の大義に通ずべし。若聰明ならば、博く學び多く知るべし。又史書は往古の跡を考へ、來今の鑑とする事なれば、經書を學ぶいとまに、倭唐の古今の記録を見るべし。

一、二十歳、古唐土には、二十にして冠を着て、成人の道是より備はりぬ。是より幼少なる時の心を捨て、成人の徳に隨ひ、博く學び厚く行ふべし。其歳に應じて、德行備はらん事を思ひ慎むべし。

と述べてあり、その後二十三年を経て寶永七年、先生八十一歳の時に成つたる和俗童子訓の卷之三には、明かに隨年教法との題を掲げ、そして同一の趣旨が更に詳はしく、次の如くに披瀝されてゐるのである。

六歳の正月、始て一二三四五六七八九十百千萬億の數の名と、東西南北の方の名とおしえ、其生れ付の利鈍をはかりて、六七歳より和字をよませ、書ならはしむべし。はじめて和字を

をしゆるに、あいうゑを五十韻を平がなに書て、たてよこによませ、書ならはしむ。又世間往來のかなの文の手本をならはしむべし。此年ごろより、尊長をうやまふ事をおしえ、尊卑長幼のわかちをもしらしめ、ことばづかひをもをしゆべし。

七歳、是より男女席を同してならび坐せず、食を共にせず。此ころ小兒の少知いでき、云事をきゝしるほどならば、其知をはかり、年に宜しきほど、やうやく禮法をおしゆべし。又和字のよみかきをもならはしむべし。

八歳、古人小學に入し歳也。はじめて幼者に相應の禮義をおしえ、無禮をいましむべし。此ころよりたち居ふるまひの禮。尊長の前に出てつかふると退くと、尊長に對し、客に對し、物をいひ、いらへこたふる法。饌具を尊長の前にすえ、又取て退く法。盃を出し、銚子を取て酒をすゝめ、肴を出す法。茶をすゝむる禮をもならはしむべし。又みづから食する法。尊長の賜はる盃と肴をいたゞき、客の盃をいたゞきのむ法。尊者に對し、拜禮をなす法をおしえしらしむべし。又茶禮をもおしゆべし。かしづきしたがふ人より、まづ孝弟の道を教ゆべし。よく父母につかふるを孝とし、よく兄長につかふるを弟とす。父母をたうとびてよくつかふる、是人たる者の第一につとめ行なふべき道なる事、かしづきて師となる人はやくおし

ゆべし。次に兄長を敬まひ、したがひてあなどるべからざる事をしゆべし。兄長とは、兄、あね、をぢ、をば、又いとこの内、其外にも、としたけてうやまふべき人をいふ。およそ孝弟の二は、人間の道を行なふ本なり。萬事の善は皆これよりはじまれる事をしゆべし。父母兄長におそれつゝしみて、其をしえいましめをよくきゝて、そむかざる事をしゆべし。をしえをそむきてはむげの事なり。父母をおそれず、兄長をあなどらば、いましめてゆるすべからず。もし人をあなどる事ゆるし、かへりてわらひよるこべば、小兒は善惡をわきまへずして、あしからざる事と思ひ、長じて後此くせやまず、子となり弟となる法をしらず、無禮にして不孝不弟となる。是父母おろかにして、子の惡をすゝめなせるなり。やうやく年をかさねば、弟を愛し、臣僕をあはれみ、師を尊び、友にまじはる道、賓客に對して坐立進退、ことばづかひの法、各其品にしたがひて、いつくしみうやまふべき道をしえしらしむべし。是よりやうやく孝弟、忠信、禮義、廉耻の道をおしえ行はしむ。人の財物をもとめ、飲食をむさぼりて、いやしげなる心をおしめ、耻をしるべき事をおしゆべし。七歳より前は猶いとけなければ、早くいね、おそくおき、食するに時をさだめず、大やう其心にまかすべし。禮法を以、一一にせめがたし。八歳より門戸の出入し、又は座席につき、飲食するに、

必年長ぜる人におくれて、先だつべからず、はじめてへりくだり、ゆづる事をしゆべし。小兒の心まかせにせず、きずいなる事をかたくいましむべし。是かんの事なり。○ことしの春より、眞しんと草との文字を書ならはしむ。はじめより風體正しき能書を學ばしむべし。手跡つたなく、風體あしきを手本としてならへば、あしき事くせとなり、後に風體よき能書をならへどもうつらず。はじめは眞草ともに大字を書ならはしむべし。はじめより小字をかけば、手すくみてはたらかず。又此年よりはやく文字をよみならはせしらしむべし。孝經、小學、四書などの類の文句長きむつかしきものは、はじめよりよみがたく、おぼえがたく、たいくつし、學問をきらふ心いできてあしく、まづ文句みじかくして、よみやすく、おぼえやすきものをよませ、そらにおぼえさすべし。

十歳、此年より師にしたがはしめ、先五常の理、五倫の道あらく云きかせ、聖賢の書をよみ學問せしむべし。よむ所の書の内、まづ義理のきこえやすく、さとしやすき切要せつようなる所をとき聞すべし。是より後、やうやく小學、四書、五經をよむべし。又其ひまに、文武の藝術をもならはしむべし。世俗は、十一歳の頃、やう／＼はじめて、手習などをしゆ、おそしと云べし。をしえは、早からざれば、心すさみ氣あれて、つとめまなぶ事かたし。○小兒には、

やく心もかほばせも溫和にして、人を愛しうやまひ、善を行なふ事を教ゆべし。又心も身のうち居ふるまひもしづかにして、みだりにうごかず、さはがしからざらん事をしゆべし。十五歳、古人大學に入て學問せし歳也。是より專義理をまなび、身をおさめ、人をおさむる道をしるべし。是大學の道也。殊更、高家の子年長じては、諸人の上に立て、おほくの民を預り、人を治むる職分おもし。必小兒の時より師をさだめ、書をよませ、古の道をしえ、身を修め、人を治むる道をしらしむ。もし人ををさむる道をしらざれば、天道よりあづけ給へるおほくの人をそこなふ事、おそるべし。凡の人も、其分限げんに應じて人をおさむるわざあり、其道をまなばずんばあるべからず。生質うまひ遲鈍ちどんなりとも、これより二十歳までの間に、小學、四書等の大義に通ずべし。若聰明ちうめいならば、博く學び、多くしるべし。

二十歳、いにしへ、もろこしには、二十にしてかむりをきるを元服げんぷくをくはふと云。元服とは、かうべのきるものとよむ、冠の事也。日本にても、むかしは公家武家共に、二十歳の内にてかうふりゑぼしをきたり。其時加冠くわん、理髮りぱつなどの役ありき。今も官家に此事あり、今も武家に前髪を去を元服と云も、むかしのかふりをきるになぞらへていへり。元服を加へざる内は、猶わらんべ也。元服すれば、成人の道これより備はる。これより幼少なる時の心をすて

て、成人の徳にしたがひ、ひろくまなび、あつく行ふべし。其年に應じて、徳行そなはらん事を思ひてつとむべし。もし元服しても、成人の徳なきは、猶童心ありとて、むかしもこれをそしれり。

そうして見ると、隨年教法の概略は、先生五十八歳の頃既に出來てをり、爾後二十三年の間にも、益々培はれたと見え、和俗童子訓には、斯くも深切に斯くも詳密に示されてゐるのである。益軒先生の教育説が最も注目すべきものなることを、新しい見地に立つて初めて指摘されたる恩師故三宅米吉先生は、その著益軒ノ教育法に於て、この隨年教法に記す所の要を摘みてこれを一表に纏められ、科程表として左の如くに示されたのである。

年 齡	學 科	習 字	讀 書	禮 法	修 身	藝 術
六 歳	平假名五十韻 假名世間往來	數字ノ名(一ヨリ億マデ)東西南北ノ名 五十韻(縦横)	言葉ツカヒ	尊長ヲ敬フコト 尊卑長幼ノ別等		
七 歳	前ノ續キ 平假名 片假名	平假名 片假名	前ノ續キ 年ニ相應ノ禮法	前ノ續キ		

八 歳	楷 書 大 字	漢字ノ單語單句 (文句短クシテ讀ミ易ク覺エ易キモノヲ讀マセ暗記セシムベシ)	幼 者 ニ 相 應 ノ 禮 法	孝 弟 ノ 道 弟ヲ愛シ臣僕ヲ愍ミ師ヲ尊ビ友ニ交ハル道 賓客ヲ敬フ道 忠信禮儀廉耻ノ道 謙 讓		
九 歳	前ノ續キ	前ノ續キ	前ノ續キ	前ノ續キ		
十 歳	ヨリ前ノ續キ	先聖賢ノ書中義理ノ開エ易ク悟シ易キ切要ナル所ヲ説キ聞カスベシ	五常ノ理 五倫ノ道	大 略	文 武	
十四 歳		小 學 四 書 五 經	溫和愛敬善行		藝 術	
十五 歳	コレヨリ專義理ヲ學ビ身ヲ修メ人ヲ治ムル道ヲ知ルベシ、博ク學ビ多ク知ルベシ。					
二十 歳	元服成人、コレヨリ幼少ナル時ノ心ヲ棄テテ成人ノ徳ニ隨ヒ博ク學ビ篤ク行フベシ。					

以上は男子に就てであるが、女子に就ては益軒先生は、和俗童子訓の卷之五に教ニ女子ニ法と題して、別にこれを説いてゐる。そして女子は、その將來の職分に於て男子と異なる所もあるか

ら、これが教育上にも、おのづから斟酌を加へなければならぬとしてゐるが、その中に七歳より和字をならはしめ、又おともじをもならはしむべし。淫思なき古歌を多くよましめて、風雅の道をしらしむべし。是また男子のごとく、はじめは、數目ある句、みじかき事どもあまたよみおぼえさせて後、孝經の首章、論語の學而篇、曹大家が女誡などをよましめ、孝順貞潔の道をおしゆべし。十歳より外にいださず、閨門の内のみ居て、ありぬひ、うみつむぐわざをならはしむべし。「中略」又女子も物を正しくかき、算數をならふべし。物かき算をしらざれば、家の事をしるし、財をはかる事あたはず、必これをおしゆべし。と述べてゐるのである。

二

次に分年日程は、正しくは讀書分年日程といひ、支那の元の教育家程畏齋の作つたものである。畏齋は名は端禮、字は敬叔、畏齋と號し、南支那の寧波に近い鄞縣の慶元に生れた人であるが、年十五で能く六經を記誦し、大義に曉析したほどの秀才であつて、更に史蒙卿に就て朱子學を修めたのである。その師傳を擧げると、朱子の直門に涪陵淵があり、涪陵淵の弟子に陽岳・陽

枋の兩學者があり、畏齋の就て學んだる史蒙卿は、實にこの陽岳・陽枋の兩學者を師としたのである。かうした師傳を通して畏齋は、朱子の明體達用の指を傳へて後、衢州路の儒學教授となつたのであるが、その著作としては、畏齋集・讀書分年日程・讀書日程述語・及び朱子讀書法等がある。儒學教授といへば、今日の師範學校長に當る地位であるから、畏齋は學者でもあり、教育家でもあつた人である。そしてその分年日程は、實に教育の順序・方法を述べたるものであつて、それは明の初頃、曾て官憲から學宮に頒たれたことがあり、又明の末頃、陸稼書がこれに序を附けて世に刊行したこともあり、更に清の乾隆四年に、陳桂林の編纂したる養正遺規の補編にも載せられてゐるのである。その全文を掲げるのは餘りに煩雜であるから、その要領だけを擧げると、畏齋は先づ

八歳未入學之前。讀性理字訓。

日讀字訓綱三五段。以此代世俗蒙求千字文。最佳。又以朱子童子須知貼

壁。於飯後使之記說一段。

八歳入學之後。讀小學正文。

日止讀一書。自幼至長皆然。隨日力性資。自一二百字。漸增至六七百字。

日永年長。可近千字而已。每大段内。必分作細段。每細段。必看讀百遍。倍讀百遍。又通倍讀二三十遍。如此用工便。可終身不忘。後凡讀經書。倣此。自此說小學書。即嚴幼儀。大抵小兒終日讀誦。不惟困其精神。且致習爲悠緩。以待日暮。法當纔辦。徧數。即暫歇少時。復令入學。如此可免二者之患。

といひ、その日程として、師授の方法と反覆練習の分量とに亘つてこれを詳述し、そして小學書を読み畢れば、次は大學經傳正文、次は論語正文、次は孟子正文、次は孝經刊誤、次は易正文、次は書正文、次は詩正文、次は儀禮並びに禮記正文、次は周禮正文、次は春秋經並びに三傳正文といふ順序を定め、

前自八歲。約用六七年之功。則十五歲前。小學書。四書。諸經正文。可以盡畢。既每細段看讀百遍。倍讀百遍。又通倍大段。早倍溫冊首書。夜以序通倍溫已讀書。守此決無不熟之理。と示してゐる。

以上は十五歳以前であつて、支那古來の分け方に隨へば、所謂小學に當るものである。次に十五歳以後、即ち所謂大學に當る部分に入つては、

自十五志學之年。即當尙志。爲學以道爲志。爲人以聖爲志。自此依朱子法。讀四書注。或十五歲前。用工失時失序者。止從此起。便讀大學章句或問。乃兼補小學書。

と提示してゐる。茲に朱子法とあるのは、朱子が嘗て爲學之道。莫先於窮理。窮理之要。必在乎讀書。讀書之法。莫貴乎循序而致精。而致精之本。則又在於居敬而持志。

と言つたのに基づき、その門人や私淑の徒が、朱子平日の訓を萃めて定めた所のものであつて、それを詳しく述べたものが、即ち畏齋の別著で、前にも一言したる朱子讀書法なのであるが、今その項目だけを挙げると、循序漸進・熟讀精思・虚心涵泳・切己體察・著緊用力・居敬持志の六個條である。そしてこの時期に於ける讀書としては、先づ大學章句或問をば、前期と同じく看讀・通倍讀の方法によつて讀み、それから次に論語集註、次に孟子集註、次に中庸章句或問を讀み、次に論語或問の集註に合するものを鈔讀し、次に孟子或問の集註に合するものを鈔讀し、次に本註を讀むといふやうに、茲にも亦その順序を一定して、

前自十五歲。讀四書經註或問。本經傳註。性理諸書。確守讀書法六條。約

用三四年之功。晝夜專治。無非爲己之實學。而不以一毫計功謀利之心亂之。則敬義立而存養省察之功密。學者終身之大本植矣。と言つてゐる。

かやうに四書本經が明かとなつてから、こんどは歴史を修めるのであつて、その順序としては、先づ通鑑を看、次に韓文を読み、その次に楚辭を讀むのである。そしてこれに就いては、通鑑韓文楚辭既看既讀之後。約纔二十歲。或二十一二歲。仍以每日早飯前。循環倍溫玩索四書經註或問。本經傳註諸經正文。溫看史。溫讀韓文楚辭之外。以二三年之功專力學文。既有學識。又知文體。何文不可作。と述べてゐる。

作文は、支那では科擧即ち官吏登用試験に應ずる答案を作る基礎であるから、極めて大切なる修練であるが、然もそれは讀書の前に學ぶべきではなく、讀書によつて學識を養ひ文體を知れば、どんな文でも作れると言つてゐるのである。そしてその練習は眞西山の法を用ひて、十日に一文づゝ作るのであるが、かやうな作文練習には二三年を用ひる。かくて纔二十三歲。或二十四五歲。自此可以應擧矣。

としてゐるのである。そして

右分年日程。一用朱子之意修之。如此讀書學文皆辦。終二十三歲。或二十四五歲。若緊著課程。又未必至此時也。雖前所云失時失序者。不過更增二三年耳。大抵亦在三十歲前皆辦也。世之欲速好徑。失先後本末之序。雖曰讀書作文。而白首無成者。可以觀矣。此法似乎迂闊。而收可必之功。如種之稂云。

と論定してゐる。それから最後に、讀經日程・讀看史日程・小學^{習字}演文^{日程}の雛形をも、それぞれ示してゐるのであるが、これ等は實に、今日の日課表又は學習錄に當るものと言つてよい。

三

以上は、益軒先生の隨年教法と程畏齋の分年日程とを、それぞれに擧げたのであるが、さて兩者は、相互の間に直接には何等の關係もなく、却つて時を異にし處を異にして現はれたものであるから、細かく分析して異同を對照するなどは、さまで意味深いことでないかも知れない。けれども廣く眺めて、兩者の大觀を共に展望の中に收め、左顧右眄、比較的そこに教育學的考察を

廻らすことは、亦頗る興味ある一つの課題である。

凡そ適切なる教育に關する眞摯なる考慮に於ては、必ずや逢着せざるを得ざる二つの問題がある。その一は、被教育者の年齢段階即ち教育考察の主觀的標準であり、その二は、教科教材即ち教育考察の客觀的標準である。この中、後者に就ては暫くこれを後に廻はし、前者即ち被教育者の年齢段階に就ていへば、古代支那には早くから、これに關して若干の考慮が存したやうである。例へば、大戴禮卷三保傅第四十八の註に

古者太子。八歲入小學。十五入大學也。

とあり、白虎通卷一辟雍の劈頭に

古者所以年十五入太學何以爲。八歲毀齒始有識知。入學學書計。七八十五陰陽備。故十五成童志明。入太學學經術。

とあつて、共に周代では、八歳で小學に入り十五歳で大學に入つたと説いてゐるのである。又尙書大傳卷下には、

古之帝王者。必立太學小學。使王太子王子群后之子。以至卿大夫士之適子。

十有三年始入小學。王制疏引周傳云。十五入小學。見小節焉。踐小義焉。年二十入大學。見大

節焉。踐大義焉。

餘子皆入學。十五始入小學。王制疏引此云。餘子十三入小學。見小節。踐小義。十八入大學。

見大節。踐大義。

とあり、同じく周代のことを言つたのであるが、これは、十三歳又は十五歳で小學に入り、十八歳又は二十歳で大學に入つたと述べてゐるのである。かやうに、大戴禮及び白虎通の所説と尙書大傳のそれとの間には、大分と大きい年齢の開きがあるのであるが、然し爾後の文献を覽ると、前者殊に白虎通の所説に隨つてゐるものが、比較的に多いのである。さうして見ると、所謂、人生れて八歳小學に入り、十有五歳に及んで大學に入るといふのが、周代以來、修學年齢段階に關する最も優勢なる考慮であつたといつてよい。特に禮記の内則に

子能食食。教以右手。能言男唯女俞。男挈革。女挈絲。六年教之數與方名。

七年男女不同席。不共食。八年出入門戶。及即席飲食。必後長者。始教之

讓。九年教之數日。十年出就外傅。居宿於外。學書計。衣不帛襦袴。禮帥

初。朝夕學幼儀。請肆簡諒。十有三年學樂誦詩。舞勺。成童舞象學射御。

二十而冠。始學禮。可以衣裘帛。舞大夏。惇行孝弟。博學不教。內而不出。

三十而有室。〔中略〕女子十年不出。姆教婉婉聽從。執麻枲。治絲繭。織紝。組紃。學女事以共衣服。觀祭祀。納酒漿籩豆菹醢。禮相助奠。十有五年而笄。二十而嫁。有故二十三年而嫁。

とあるのを、朱子が小學を編した時に、その儘取つてこれを内篇立教第一の中に掲げてから、この考が大體に於て準則とされるに至つたやうである。そして、それこそは、爾後和漢の教育思想並びに教育實際の上に、頗る大なる影響を與へた所のものである。尤も我が邦にも、入學といふことは古くからあつたのであつて、大寶の學令第十一にも、入學といふ言葉が二個所にも出てをり、源氏物語二十一乙女の卷にも、

うちつゞき、にうがくといふことせさせ給て、

などあり、その他、延喜式や菅家文章等の文献にも見えてゐる所であるが、宋學が盛んに我が邦に入り込んでから後は、上掲小學所記の準則が著しく支配したことは、争ふべからざる所である。現に、最初に擧げたる益軒先生の隨年教法も、次に述べたる程畏齋の分年日程も、共に大體に於ては、この準則の上に立つてゐるものである。それは前二節の引用文に於て洵に明白な所であつて、更に説明を加へる必要もないであらう。蓋し、畏齋は、前にも述べたる如く朱子學派の系

統に屬し、益軒先生も亦、始めは陸王の學を修めたのであるけれども、三十六歳の頃からこれを棄て、専ら程朱の説を究めたのであるから、隨年教法と分年日程との間に、さうした共通の點の存するのは、元より當然のことである。然しながら、程畏齋は支那人であり、支那に特有なる科擧の制を目標として、分年日程を定めたのであるが、益軒先生は日本人であり、日本の士庶の教育の爲に隨年教法を考へたのである。殊に益軒先生に偉とすべきは、儒學興隆の際に生れて、多くの學者の中にはひたすら支那を宗とし、その思想・方法を無批判に取り入れようとした人さへ少なくなかつた時に當り、我が邦古來の國俗民風を充分に考へて、當時としては最も適切にして且周到なる教科課程を配當したること、これであつて、言はば枠は同じ型でも、そこに盛られたる内容及びその盛り方に至つては、分年日程とは全く相異なつたる隨年教法を打建てたのである。然もその隨年教法が、ルソーのエミルに先つこと約七十年、ペスタロッチの初歩的方法の提唱に先つこと約百年に、既に打建てられてゐるのは、特に刮目に値することである。蓋し西洋では、兒童の教育上、その發達段階に着眼し、これに基いて、それぞれの時期に最も適當する教育を施すといふ確乎たる考は、實にルソーのエミルに於て現はれ、ペスタロッチの初歩的方法、續いてはフレーベルの幼兒教育に於て、次第に具體化したものであるが、益軒の隨年教法は、これ等

よりも遙か以前に出来てゐたからである。たとひ、その考の元は醫學上の見地、身體的の立脚點に基いたものであつたにせよ、とにかく立派な卓見であつて、茲に吾等は、我が日本の教育先覺者として、洵に偉大なる益軒先生を有つたことを、先づ以て歡び且誇り得るのである。

〔次に注目すべきは、程畏齋の分年日程は、その名の冠せる如く、讀書分年日程であつて、教授の領域のみに限られ、毫も訓練・養護の方面には及んでゐないのであるが、益軒先生の隨年教法は、教授・訓練・養護の諸方面、即ち教育の全範圍を包括してゐることである。こゝに兩者の間には大なる逕庭があるのであつて、年齢段階に適應する教育課程としては、隨年教法に於てこそ、教育方法の全意義が、随つて又眞意義が、始めて透徹してゐるのである。こゝに至ると、教育上に於ける兩者の意義及び價値は、殆ど段違ひとも言ふべき開きを見せてゐる。尤も支那にあつては、訓練や養護の方面は、殆ど擧げて家庭に委ねられてゐたのであり、殊に朱子學は窮理主義であつて、讀書致知を專一としたのであるから、學校に於ける教育方法としては、所謂讀書法で満足したのであらう。この點に關しては、王學派の人々、特に王陽明その人の教育思想は、朱子のそれに比べて一層包括的であつたことを見出すのであるが、これに就ては他日稿を更めて述べる時であらう。それにしても、同じ窮理主義の朱子學を奉じながら、教授のみならず訓練・養護の

諸方面をも充分包括的に考察したる益軒先生の教育思想の高さと大さとは、今更ながら敬服せざるを得ないのであつて、茲に吾等は、教育學者として傑出せる益軒先生を再び仰ぎ瞻るべきである。

〔更に、分年日程には、教育考察上の客觀主義が重きをなしてゐるのに對して、隨年教法には、その主觀主義が一段と冴え響いてゐることも、亦見通がすべからざる要點である。分年日程は分年日程であるから、被教育者の年齢段階も或程度までは考慮されてゐるけれど、然し何といつても、その重點は、學習すべき科目の順序、書籍の順序、素讀・析義の順序、一括していへばV教科・教材の序列といふことの上に置かれ、そこに最も力癪が入れられてゐるのである。これに較べると隨年教法には、兒童・少年の心身の發達段階に適合させようといふ教育學的考慮が、その根底に於て強く横はつてゐる。教科・教材はそれに應じて適宜に按排されてゐるのである。程畏齋も單なる讀書人ではなく、前にも述べたる通り師範學校長に當る地位にゐて、長くその職分に映掌した人であるから、教育實際家としての體驗も豊かに有つてゐたのであるが、然しその思念の深切なるに於て益軒先生に及ばない所がある。思ふにこれは、支那は文字の國であつて載籍が非常に多い、寧ろ多過ぎるとも言つてよい國であり、その上昔から修學は、科擧即ち官吏登用試

驗に應ずるのが最後の目標であり、それが爲に随分多くの書籍に通曉することが、規程的にも要求されたことに由る所が大きいのであらう。歐陽修が孝經・論語・孟子及び六經の文字を計算してゐる所に據れば、孝經は一千九百三字、論語は一萬一千七百五字、孟子は三萬四千六百八十五字、詩經が三萬九千二百三十四字、禮記が九萬九千十字、周禮が四萬五千八百六字、春秋左氏傳が十九萬六千八百四十五字である。それで若し一日に三百字づつを誦するとしても、四年半はかかり、若し又その半分即ち百五十字づつを誦するとせば、その倍即ち九年はかゝると言つてゐる。これは基礎たり根幹たる書籍だけに就いてであるが、應科の準備としては、この外尙多くの註疏を讀まなければならず、多くの史籍を讀まなければならず、その上、對策の作文をも練習しなければならぬのである。斯うした事情に於ては、教授の方法としても、學習の方法としても、所謂涵讀即ちひた讀みに讀み通すといふの一路を蕪進する外、收得の方途は殆ど考へ得られないのである。抑も限りある人生の限りある可陶期に於て、その發達年齢段階に即して必須缺くべからざる文化財を取捨するのが、所謂教材選擇の問題であり、かくして選擇されたる教材に就て、理會の徹底から、知能の關聯・統合、啓發收得されたるものゝ表現・活用等に至るまでに考慮の廻らされるのが、所謂教材取扱の問題である。そしてそれ等は、教育學的攻究の本來の領域であつ

て、教授方法の要領も、學習指導の秘訣も、實にそこに現はれるのである。然るに上述の如く、餘りにも過多なる教材、しかも應科の要求上その一部だも到底切り捨てをなし得ざる教材の過多は、この教材の選擇といふ極めて重要な問題を考へることを許さず、かて、加へて、教材の取扱の上に大切な研究を施す餘地をさへ奪ひ去つてしまつたのである。かくて唯だ教材の配列、しかも過多なる教材の序列按排といふことのみが、教育者の酌量にまで委ねられたる殆ど唯一の問題として残つたのである。分年日程に於ける主力が、讀むべき書籍の順序といふことの上に注ぎ盡されてゐるのも、その爲であらうと考へられる。尤も教材取扱の問題が全然閑却されたのではなく、思慮深き學者・教育家は茲にも頗る工夫を凝らしたる苦心の跡は、確に認められるのであつて、程畏齋の朱子讀書法を檢討してみても、又その讀書日程述語を參考してみても、相當の意味深い多くのものをそこに見出し得るのである。けれども、さうした意味深いものも、前述の如き事情にあつては、教材の餘りに多い分量に禍されて、非凡の秀才ならばとにかく、中才・劣才の者に於ては、恐くらすその妙諦を發揮することが出來ずに終つたのであらう。現に、幼少より屹々として記誦にのみこれ努め、然も白頭に及んで猶成るなき多くの讀書人を見るに至つた事實は、這般の消息を充分に物語つてゐる。とにかく多量なる教材の見地、即ち教育考察上の客觀

的標準の壓迫が余りに強くて、その主觀的標準即ち心理的見地は、これに押されてしまつて殆ど顯はれなかつたのは、已むを得ざる次第であつたとはいへ、かへすがへすも遺憾の極みである。✓それに較べると、さすがは益軒先生である。窮理致知を旨とする朱子學派に屬しながら、直截簡明を尙ぶ我が國民性はその血の中に充分に流れてゐて、發達年齢段階に即する教材選擇の原理があのづから擱まれたと見えて、隨年教法には、それが具體化されてゐるのであるし、又若干士庶の區別は認められてゐたけれども、とにかく普通教育の根本に立つたる心理的見地が重視されて、主觀的標準の意義及び効果が、隨年教法の上には、躍如として顯現してゐるのである。總じて支那のみならず世界を通じて、古い頃の教育には、大體に於て客觀主義が強く支配し、近代に入つて、主觀主義が盛に擡頭して來たのである。この點に於て、分年日程は古い方の型に屬するものであり、隨年教法は新しい方の考に立つてゐるものであり、しかも驚くべく早く心理的見地を如實に發揚してゐるのである。茲に吾等は教育方法家として、眞に卓拔なる益軒先生をば三たび讚め稱へざるを得ないのである。

以上は、教育學の見地からする隨年教法と分年日程との全貌の比較的考察に於て、二三の重要な點を述べたのであるが、程畏齋も亦眞摯なる學者であり、育英の道には充分の體驗を有し、

まことに得易からざる教育家であつたのである。殊に謹嚴忠直の君子人であつたことは、その述作を讀んでみても判る所であつて、例へば、その讀書日程述語の最後に、これを先覺に捧げる意味であつたのか、或は學恩の不忘を期する意圖であつたのか、そこまでは定かに判らないが、とにかく己が受業傳統の諸學者の名を列擧し、一々に先生の敬稱を附して、これを揭示してゐる所などを見ても、苟くもせざる畏齋の人と爲りを想見するに足るのである。

四

最後に隨年教法と分年日程との各々に關し、その後世に及ぼしたる影響に就て少しく附言しておかうと思ふ。そして茲には年代の順序に隨つて、分年日程の方から述べると、これは前にも一言したる如く、既に明初の頃に官憲から學宮に頒布されたことがあり、明末の頃に陸稼書が自ら序文を附けてこれを刊行したるその序文の中にも、

非程氏之法。而朱子之法。亦非朱子之法。而孔孟以來教人讀書之法。

と言つてゐるし、又清初の頃、陳桂林がこれを養正遺規中に收めた時に加へたる序言の中にも、
今欲爲童子立爲學之始基。以極致知之能事。固不能外此而別有師法也。

と言つてゐるほどであるから、確に當時支那に於ける教育上の一指針とされたものと思はれ、随つて相當の影響を斯界に與へたものと考へられる。そして前節に於て、この分年日程には主觀的心理的の見地が殆どその影を潜めてゐるのが、一つの弱點であるといふことを指摘しておいたが、この弱點は、どこまでもその儘には持ち越されず、後人の思想に於ては、若干補訂されようとしたる傾向もほの見えるのであつて、例へば、かの八歳小學に入り十五歳大學に入るの準則、それは大體に於て、分年日程も隨年教法も共に準據してゐる所であるが、これに對して、就學の時期を二三年早めるがよいといふ説や、十五歳を劃期とすることに對する心理的基礎づけの考など、現はれて來てゐるのである。即ち明末に出た陸世儀の如きは、その論小學に於て、

古者八歳入小學。十五入大學。此自是正理。然古者人心質樸。風俗淳厚。孩提至七八歲時。知識尙未開。今則人心風俗。遠不如古。人家子弟。至五六歲。已多知誘物化矣。又二年而始入小學。即使父教師嚴。已費一番手脚。況父兄之教。又未必盡如古法乎。故愚謂今之教子弟入小學者。決當自五六歲始。

と論じ、又

凡人有記性。有悟性。自十五以前。物欲未染。知識未開。多記性。少悟性。十五後。知識既開。物欲漸染。則多悟性。少記性。故凡所當讀書。皆當自十五前。使之熟讀。不但四書五經。即如天文。地理。史學。算學之類。皆有歌訣。皆須熟讀。若年稍長。不惟不肯讀。且不能讀矣。今人邨塾中間蒙多教子弟念詩句。直是無謂。

と言ひ、更に

四明程端禮。有家塾分年讀書法。教童子讀四書五經。先令讀正文既畢。然後即讀註亦可。蓋子弟讀書。大約十歲前有記性。以後漸否。若令先讀正文。雖子弟至愚。未有不於十歲前完過者。此亦讀書之一法。

と論じてゐるが如き、それである。尤も書讀の始期に就ては、分年日程には既に擧げたる如く、八歳未入學之前。讀性理字訓。とあつて、決して八歳に達するまでは讀書を禁ずるといふのではなく、又隨年教法に至つては明かに、六歳の正月始めて數の名と方の名とを教へ、子弟の稟賦の利鈍を計つて、六七歳より假名を讀ませ書き習はせよと勸告し、

○ 世俗は、十一歳の頃、やう／＼はじめて、手習などをしゆ、おそしと云べし。をしへは、早か

らざれば、心すさみ氣あれて、つとめまなぶ事かたし。

と警めて、教導の早くすべきを論じてゐるのであつて、恰も今日の幼稚園や幼児學校の教育、即ち幼児教育の領域にまで若干入り込んでゐるのであるから、この點に於ては益軒先生は勿論、程畏齋の如きも、さまで攻撃さるべき謂はれは無いのである。

次に益軒先生の教育思想が、我が邦爾後のそれの上に及ぼしたる影響は甚大なるものである。和俗童子訓をも含んだる八訓が八代將軍吉宗によつて讀まれたことは、有徳院様御實記卷十二にも記されてゐる所であつて、乃ち上流社會に及ぼしたるその影響の一端を見るに足るべく、又一般地方に於ても、躬ら教育の事に従つたる、或は教育に心のあつたる人達には、確に指針を與へたものであつたことは、これを推知するに決して難くはないのである。尤もこれ等は益軒先生の教育思想一般の影響であるが、隨年教法そのもの、直接の影響としては、幕末の頃に現はれて理性教を説いたる大原幽學が、その著微吟幽玄考中に述べてゐる、兒童・少年少女の年齢段階に關する考察、及びその教養に就ての若干の意見の如きも、恐らくその一であらうと思はれるのである。幽學は、未成年者はその好惡も器量も年々歳々に變るものであるとなし、即ち發達といふことを最も高唱し、且胎教にまで遡つて兒童の教養を重視してゐるのであつて、

人生れてより長ずるに隨ひ、年々歳々に其心の居る所と物を望む事杯の其器量の變化する荒ましを是に記す。

として、次の如くに述べてゐる。先づ嬰兒期に就ては

夫れ人は生れて乳を呑み初る事、則ち物を思ふの初也。然れども其百日の中は、物を見るときも見ざるとも無く、雲歟霧の如し。

百日を過ぎてより、二歳近く成るに隨ふて惠顔も聲を發して笑ふ事に至る也。是れ則ち漸々に心の心たる事に至る所以也。故に見聞事に漸々力を得て、其氣質の用の種と成る事の盛となるも、亦是に順ふ。以下皆是に倣ふべし。

といひ、二歳以後に就いては

二歳と成りては、物の名、黑白の名を知らずといへども、黑白を見別け、或は物音に驚く事杯有る事に至ては、其見聞事の力も亦漸々強く成るなり。

三歳近く成るに順ひ、笑ふ顔と怒れる聲とを見分くることに至る也。

或は三歳と成りては物を言ひ初め、或は歩行初めることに至て、則ち心たることに至りたるもの也。故に見聞くことに思惑有り。

四歳近く成るに順ひ、則ち才智の萌を能く備る頃也。

四歳となりては萌したる才智の芽をふき出すの頃也。故に物を辨へる事に至る也。

五歳近く成るに順ひ漸々才氣舒る故、所謂種の本元の善惡に依りて、其父母兄弟等に對しても其云ひ作す事に、善惡の差ひ則ちの前に顯る、事見て知る可し。

五歳と成りては陽氣總身に滿ち渡る時にして、才氣の舒る事も亦盛なる時なり。然れども其才氣は舒る事盛なる耳にして、善惡邪正を辨る程の器量にあらざれば、人の教も誠も更に心に止まらず、唯々己れの發る儘に心の働く耳の頃也。

六歳近く成るに順ふて其勢益々盛んなれば、心の移り替る事も亦是に隨ふ。

又云ふ、人十五歳迄は常に見覺え聞覺えたる事其儘直に思ふ事の種と成りて、以て其言ひ出る事も亦思惑も日々に才ばしる者也。道を知らざる人は其子供の才奔るを智慧附たりと心得違てほう笑む者也。童兒も亦人の我にほう笑むを見て、嬉し氣に其圖に乗る者也。中にも五歳六歳の頃は物に才ばしる事騎馬の如し、故に才耳舒びて智を増すことなし。是を以て唯所謂出來過る事の種ばかり生る也。是を才に尅ると云也。

亦是について愚俗は六歳迄の中に、水氣の萬物を潤す如くなる尊き其智を失はしめ利口がまし

く育る者、萬にして九千九百九十九人なるべし。

六歳にして女子は稍々人心地付く故に、此頃に至ては小々しく世話する事杯を好む氣味あり。

其人心地付くに順ひ、人を妬み猜むの志出て來る頃也。

男子は陽氣多く寛なる徳の備り有る者成。故に六歳にして未だ人心地盛んならず、唯見聞く事に才ばしる耳の頃也。

といひ、七歳より十歳までの兒童期に關しては、男女に分けて説き、

男七歳と成りては、ことにふれては遠慮する氣味あり。またことにふれては才ばしること有るとの兩端あり。

女七歳八歳と漸々と妬猜の強く來る頃也。或は及も無き人の心を己れが心の底にて推察し、或は年丈たる男子に對するとも懼れたる振りにて心の底に捻塊有る頃也。

男八歳と成りては、則人心地付き少しく人の心を問ふ氣味有り。亦年丈たる男子に對する時は少し臆する氣味有り。

女九歳と成りては、人に對して何歟物思ひの面持有る事多し。其人の心をさぐるの氣味有故也。故に其相應に邪痴を専らとする頃也。

人を能く育ひ試したる者ならでは是等のことは或は惑ひ或は迷ふて、其幽玄は必ず知り難かるべし。

女十歳と成りてより、漸くに面柔らぎ言葉やさしく成る頃也。又た稽古事などは能く手に入り初る頃也。

など述べ、更に十一歳より十五歳に至る少年少女期に就ても、男女に分けて、

男十一歳より物學びの志に力を得るの頃にして、十二三十四歳と漸々學びの力を得る頃也。

女子十三歳と成りては一婦人たるの能力を備へ、唯人の形振り杯に目を配り、或は俗に云ふ耻かしき面ばせ多し。又其風姿に偏執する故、悉く氣弱く成る者也。

男子十五歳と成りて人の父たるの能力を具備し、此時に至りて氣強く成る者也。

又云ふ、男子は十五歳、女子は十三歳迄の中に人の感る程の頓才有る者杯に、道たる所以をも知らしめずして、唯其儘に育るにおいては、其中年に至りて或は公事訴訟或は分不相應の事を巧み杯して、終に不孝不義非道を行ふ者世に多きを見て知るべし。危し々々。

など言つてゐる。以上は本文だけであつて、その各項に註及び細註が加へてあつて、その中には、その時期に對する教養上の注意も述べられてゐるが、餘り煩瑣に亘るを避けて茲には擧げない。

▽女子に對する幽學の觀察が、陰陽の説に捕はれて偏見に陥つてゐることは、今更に言ふまでも無い所であるが、然し性別によつて、その發達に差異のあることを認めてゐるのは妥當である。尤も微吟幽玄考は、主として未成年者の訓練躰方の基礎として、その發達年齢段階を考察したるものであつて、隨年教法の如く教育の全般に亘つて、教科教材までも擧げてゐるものではない。そこに著しい規模の相異はあるのであるが、唯だ隨年教法の後世に及ぼしたる一例として、こゝには擧げたのである。そしてそれは又、我が邦で開けたる兒童心理學的攻究として回顧的興趣を唆る一資料でもある。「教育學研究第一卷第十號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

- | | |
|---------|--------------|
| 益軒全集 | 三宅米吉著 益軒ノ教育法 |
| 養正遺規 | 養正遺規補篇 |
| 大載禮 | 白虎通 |
| 尙書大傳 | 禮記 |
| 小學纂註 | 令義解 |
| 古事類苑文學部 | 有徳院様御實記 |
| 幽學全書 | |

第二篇 江村北海の教授思想

我が邦で發達したる教授思想中最も注目すべきものゝ一として、茲に江村北海のそれを述べるに方り、彼の生涯の經歷に關する若干の記述からして出發するのは、この場合頗る意義有ることと考へるからである。北海、名は綬、字は君錫、通稱傳左衛門、北海はその號で、京都の儒者伊藤龍洲の第二子である。母は播州明石の藩士河村氏の女であつた所から、北海は九歳より十八歳に至るまで、舅氏の許に生長して、餘り學問をしなかつたのである。彼は自らその幼時の來歴を記して、

余が先妣ノ親里ハ播磨ノ明石ナルガ、今年ヲ去コト六十九年前、正徳癸巳ノ京都ノ大火ニ、余ガ先考ノ宅モ類焼セリ。其時ニ余母ノ胎内ニアリ、大火ノ後ニテ、京都の賃居不自由ナル故ヲ以テ、先妣明石ヘ至リ、余ヲ出産アリシヨリ、明石ノ祖母、ワケテ余ヲ慈愛アリテ、小兒ノ中モ、シバ／＼明石ヘ招キ迎ラレ、遂ニ九歳ヨリ十八歳迄、叔父河村氏ノ家ニアリ。叔父ハ明石ノ下大夫ニテ、ヨノツネノ武臣ナレバ、家ニ圖書ノ貯ナシ。余四書古文三體詩ナドノ素讀ヲ

ナラヒタルノミニテ、其ノ餘タゞ武藝ヲマナビ、他ノ技藝又ハ漁獵ヲ事トセリ。但幼童ノコロヨリ書ヲヨムコトハ好メリ。叔父ノ家ニモ、歌書物語ノ類、又軍書ナドハアリシ故、アルニ任セテ見ルマ、イツシカ和歌ヲヨミオボエ、又世ニイフ誹諧ノ社ニモマジワレリ。一日誹諧ノ席ニ梁田蛻巖翁アリテ、余ヲシキリニ嗟賞シ、足下ハ實ニ錦繡ノ心腸アリ。是ヲ以テ藝苑ニ驅逐セズシテ、イタヅラニ誹諧ノ用トナスハ惜ムベシト。余其言ニ感激シテ、其年ニ明石ヲ辭シテ、京都ニ還リ、初テ讀書ノ業ニツケリ。〔授業篇、序説〕

と言つてゐる。かく幼時學を修めず、青春期に入つて初めて力を讀書の業に専らにしたといふことは、充分の自覺を以て學習の態度を味得し得たと同時に、當時の教育方法の缺點弊竇をば、自己の體驗によつて痛感することが出來たのであらうと考へられる。ちやうど、かのコメニウスが十六歳に至つて初めて學に就いたために、却つて當時歐洲に於ける教育方法の不合理な點や不自然な點を遺憾なく指摘することを得たのと、その情勢を同じうしてゐる。

北海は父龍洲の許にあつて晝夜學に憤勵すること四星霜、父に代つて經史を講説して生徒に教授するに至つた。時に兄伊藤錦里、弟清田君錦と相並んで令聞があり、伊藤氏の三珠樹と稱せられたのであるが、後出で、宮津の青山侯の儒臣江村毅庵の後を繼いで、姓江村氏を冒したのであ

る。時にその歳二十有二。蓋し江村氏と伊藤氏とは數世通家の誼があり、穀庵が東都の客舎で病に罹り危篤になつたので、書を京都の龍洲に致して後事を託し、その子北海を貰つて江村家の跡目を嗣がせたのである。そして伊藤家も江村家も、共にその學は朱子を奉じたものであるから、北海の學は朱子學であり、就中所謂京學派に屬したものである。儒學には色々の流派があるが、中にも教育思想、殊に教授・訓練の思想を最も豊かに有つてゐたものは、何といつても朱子學派である。思ふに朱學は所謂窮理盡性、即ち事物の道理を究めることによつて人格の修養を全うさせようとしたのであるから、その學の本質上、主知説であり、攻究主義であつて、博學・審問・慎思・明辨・篤行を以てその爲學の順序となし、然も衣服・言語より讀書・寫文字は勿論、處事接物の一切に亘つて悉く條目を列ね、殊に五教を標榜して童蒙の教化を重視したのであるから、おのづから教授・訓練の理論の展開にまで導かれざるを得ない内面的の契機を多分に有つてゐたのである。朱子學派に胚胎した教育思想及びその相互の關聯に就いては、他日稿を更めて述べてみようと思つてゐるが、爰に江村北海の教授思想を述べるに際しても、それが北海の朱子學から更に展開されたる優秀なる所産であることを一言しておかねばならない。

二十二歳にして青山侯の儒臣となつた北海は、三十歳にして擢んでられて京都の屋鋪の留守居役を命ぜられ、兼ねて國用錢穀の出納をも掌り、公廉明察、事々宜しきを得て、人皆その能に服したといふことであり、北海自らも

京大阪ノ間ヲ往來シ、コレヲ勤ルコト二十四年。其中間ハ、學業ハイフマデモナシ、詩文ノ業ヲモ廢棄シ、ヒタスラニ俗吏ニテアリケルガ、君侯今ノ郡上^{郡上}ヘ移封ノ後、余脚疾ヲ以テ職ヲ辭シ、尋デ又祿ヲモ辭シ、世ニイフ浪人ニテ京都ニアリ。サレドモヨノツネノ浪人トハ違ヒ、退去ノミギリモ、君侯ノ恩命アリテ、脚疾ノヨカラニハ、ナン時モ歸參ヲ願フベシトノ事ナリシカドモ、次第ニ衰老ニセマリ、其コトモナキヲ、セメテハ一箇年ニ一度藩府ヘ至リ、諸士ニ讀書ヲス、メクレトノ、舊君ノ命イナミガタク、今ニ至リ、一箇年ニ三十日ノ逗留ヲ約シ、濃州郡上ヘ往來ス。サルニテモ浪人ノ後ハイトマ多ク、元來好メル事トテ、再筆硯ヲシタシムヨリ、又イツトナク諸國ノ余ニ求ル人多クナリ、其徒ノ北海先生ナドイヘバ、本意ナラネド、戸々人々ヘサトシガタキ物カラ、古人ノ所謂馬トヨビ、牛トヨブニマカセテ過レドモ、自身ニハ、タマ青山侯ノ留守居ノ浪人トノミ心得テ、カツテ儒學先生ヲ以テ居ラズ。「授業編、序説」と言つてゐる。その通り彼は、青表紙の中にばかり埋もれてゐた單なる道學先生ではなく、又風流三昧にのみ耽つた單なる詩人墨客でもなく、却つて人生社會の實務に携つて有爲の才を縦横に

發揮した明敏なる頭腦の持主であり、もしさうした言葉が使ふべく許さるゝならば、彼は高等常識を豊かに有つた立派な人物であつたと想像せられ、この點に於て、かの細井平洲などと相似た所もあるやうに思はれる。そはとにかく、傳統的の繩墨に拘泥せず、當時としては寧ろ破天荒ともいふべき數々の創見と多分の新鮮味とを帶んだる教授思想、殊に主觀的には適切な心理主義を發揚し、又客觀的には妥當な教材論を含み、然も詳細に亘つて平易に論述されたる教授思想が、この人の腦裡に産み出されたのは、洵にさもあるべきこと、考へられるのである。いふまでもなく、北海は實務一點張りの凡俗ではなく、同時に翰墨雅懷の人でもあり、その仕を青山侯に致しての後は、京の四條に樹梢館を卜築して詩文を事とし、曾祖專齋以來四世一百餘年繼續の儒業を全うしたのであり、當時大阪の片山北海、江戸の入江北海と合せて、三都の三海と呼ばれたのであるが、中にも最も有名なのは、實に京都の北海であつたのである。彼は正徳三年に生れて天明八年に没したのであつて、享年七十有六。その墓は京都の東山善正寺にある。

北海の教授思想は、その著授業編に披歴されてゐる。授業編は、遠國に在つて然も業を受けんとする者に對し、答問の煩を省かんがために梓に上せたものであつて、その序説に

今コノ授業編ニタイハ、授ハ、サヅクルトモサヅカルトモ訓ジ、教ル方ヨリイヘバ、サヅ

クルナリ、學ブ方ヨリイヘバ、サヅカルナリ。業ハワザト訓ジ、人々ノナス業ナリ。士農工商オノノ其業アリ、余ガ如キハ筆硯ノアイダニ月日ヲ送レバ、コノ業トハ文字ノ業ナリ。其業ヲ余ニ就テ問求ル人アレバ、兎ヤアラン角ヤアラント語リキコユルヲ、集メテ編ヲ成スナリ。と言ひ、又その凡例にも

和漢ニ限ラズ、著述スルトコロアレバ、往々ニイフ、童蒙ノ爲ニス、大邦ノ君子ヘ示スニハ非ズト。カ、ル言、今ニテハ定リタル套語ノヤウニナリタリ。但此編ノ序説、其外ニモ亦其言アレドモ、是ハ尋常ノ套語ニ非ズ、實ニ余ガ本意ナリ。

とあつて、この書の趣旨が根本的に、いかに學習主義に立してゐるかを豫想せしめる。但しこの書は、草稿に於ては二十卷あつたのであるが、その中、始の半分即ち十卷だけが、校訂されて梓に付せられたのであつて、これが刊行は、天明三年北海七十歳の時のことであるが、後の半分は、どうした都合か、遂に發行を見るに至らなかつたのである。

北海は、兒童の教育をば胎教にまで遡らせ、随つて元より幼兒教養の方法をば頗る重視してゐるのである。授業編の開卷第一たる幼學の篇は、實に次の記述を以てその筆を起してゐる。

幼稚ノ學ハ、朱文公ノ小學ニ殘ルコトナシ。子孫ノ教學ニ心アラン人ハ、小學ノ旨ヲヨクガ

テ^點ンシテ、其規則ニ從フベシ。世ニ古今アリ、俗ニ和漢ノ違ハアレドモ、理ニ古今和漢ノ違ハナシ。サレバ余ガ此幼學ノ篇ハ、小學ヘユヅリテ、何事ヲモシルサズ。タゞ小學其外ニモ、童兒ノ教學ヲ録セル、和漢ノ書ニモナキ、至テ卑近ナル一二事、ヲヨビ余ガ兒輩ヲ、讀書ノ業ニミチビク心得ナド、殊ニ卑近ノ事ドモヲシルシオクノミ。サルニテモ小學ノ首ニ、列女傳ヲ引テ、胎敵ノ事ヲ述ルヲ、迂濶ナル事トイフ人モアレド、左ニハアラジ。人ハ生ル、トキハヤ、教ルト云事アルガ、ソレヲ待ズシテ、親ノ胎内ニアルウチヨリ、ステニ教ル道理アルコトヲ云フ。今學事ニタツサワラヌ士庶ノ家ニモ、孕婦ハ、何ハ見セヌモノ、彼ハ聞ヌ事トイヒ、蟹ヲ食スレバ、横産ノオソレアル、兎ヲ食スレバ、生ルル子兎唇ト成ナド、飲食マデモサマノノ禁忌ヲイフハ、何故ゾ。生ル、子ノ、ソレニアヤカラシコトヲ恐ル、ナラズヤ。人子ノ胎ヲ成ハ、實ニ不可思議ノ理ニテ、生氣サカンナラデハ、胎ヲナスコト能ハズ。サレバ其胎ヲ成ス時ニアタリテ、物ニアヤカリヤスシ。アシキニアヤカレバ、ヨキニモアヤカルハ、當然ノ理ナリ。サレバ其胎ヲナス時ヨリ、正シキ事ニアヤカラシコトヲ欲スルナリ。サテ生レテ後、コレヲソダツルニモ、萬ヅニ氣ヲツケ、タゞ正シクソダテ立ルト云ガ、小學ノ主意ニテ、其クワシキ事ハ、朱子ノ註ニモ引用セル司馬溫公ノ家誡、最親切ナリ。考ヘ見ルベシ。ソレヨリヤ、成長スルニ從ヒ、漢

士人^{フシヒト}ノ著シオケル家訓家誡蒙訓ノ類、及ビ我邦ノ先輩貝原益軒翁ノ童子訓ナドモ、殊勝ナル書ナリ。見合スベシ。サレバ内心^{ウチ}ザマヨリ、外行^{ウチ}義作法ニ至マデ、ヨクソダテ立ルコトハ、右ノ諸書ニユヅリテ、此ニハ録サズ。

これよりその説を進めて、兒童の手習・學問を論じ、殊に成那の教學が伎那に於ける科擧のため[✓]の學問と、おのづからその趣を異にするの點を指摘し、雨森芳洲の説を引用して、次の如くに續けてゐる。

サテ七八歳ニナリテ、此方ニテ、所謂手習學文ノ方ヘ導ビクニ、サマザマノ仕方アリ。漢土^{モロコシ}ニアリテモ、漢唐ヨリ前ノ事ハ、シバラク置テ論ゼズ。後世ハ學業ト云フ事アリテ、大抵弱冠ノコロマデニ、及第ノ學問ヲナス故、六經ヲハジメ、其方ニ入用ノ書ヲヨク記得シ、其方ノ文章ヲ、達者ニカ、ネバナラヌ故、幼稚ノウチヨリ、其事ヲ精ヲ入レテ教ルコト、我邦ノ技藝者流ノ子ドモニ、其方角ノ藝ヲ仕入ルニ同ジク、是ハ格別ノ事ナレバ、コレヲ録サズ。我邦ニテ幼童ノ教學ノ仕方ヲ論ゼシ書ハ、多ク見及バズ。タゞ雨芳洲ノ橘總茶話ニ曰、凡誨^{モロコシ}幼兒、先教以一字、且使^シ之知其字義、然後教以小學或大學、每日不過二三行或四五行、必講其義以教之^ニト。此等ノ説ノ如クナラバ、或ハ孝トイフ字ヲ教エテハ、音ハカウニテ、ト、サマカ、サマノ

仰ニソムク事ナク、大切ニツカヘマイラス事ト、^{合點}ガチンサセ、忠ト云字ヲ教テハ、音ハチウニテ、御主人ニマコトヲ以テ仕エマイルコトゾト云キカセ、何レノ字モ、此格ニ一字ヅ、ヨクオボエサセル事ニテ、イカニモヨキ教方ナリ。^{ワシヘカダ}口拍子ニカケテ、オボエヤスカランタメ、千字文ヲサツケ、蒙求ノ標題、或ハ唐詩選ノ五絶ヲヨマセナドスル人モアリ。コレラハヨシトモアシキトモ云ハレズ。何レニモ書ヲ教ルニハ、タトヘ一字二字ニテモ、トクト字ニツキテ、ヨミオボヘルヤウニスルガヨシ。字ヲトメズ、口拍子ニテオボエタルハ、其益少シ。コレラハ其父兄、小兒ヲ愛スルノアマリニ、何ノ書ヲ何ホド覺ヘタルナド、人ヘモフイテウスル意ヨリ出デ、其實益少シ。モットモ小兒ノ事ナレバ、思フヤウニハナラネドモ、大意右ニイフ通りガヨシ。サテ書ヲ授クルニ、父兄ノ膝モトヘ引ツケテ、嚴格ニサツケ、オボヘヌ時ハ、^{シカリ}呵モシ、或ハウチタ、キモスルハアシキ教方ト云ニハアラネドモ、余ハ左様ニスルコトヲ好マズ。其ワケイカニトナレバ、畢竟イマダ^{ワキマ}辨ナキ小兒ノ事ナレバ、書ヲ讀事ハナンギナル事トハ思ヘドモ、^{オシヘカダ}讀ザレバ、父兄ニ呵ル、コトノオツロシサニ、是非モナクヨムトイフニナリテ、其シタ心ニ書籍ヲ厭ヒ、嫌フヤウニナル。コレ學業不成就ノ根トナリテ、大ニヨカラヌ事ナリ。

これより自己の教育意見をば、然も己が子に就いて試みたる實驗をも加へて、次の如くに述べて

ゐるのは、極めて興味深いものである。

余ガ小兒ヲ學ニ導ビクハ左ニ非ズ。凡小兒二三歳ノ頃ヨリ、父母、外へ出テ家ニ歸レバ、必^{ミヤゲ}ミヤゲト求ムル故、世ニイフ人形、及ビサマ^ノノモテ遊ビテ、其度毎ニツカワス事、世上皆同ジ。其ミヤゲヲ遣スニ、二三度ニ一度ハ、何ニテモアレ、世ニイフ繪草紙ヲ求メ歸リテツカワス。モチロン小兒ノ事ナレバ、破リモスル、ヨゴシモスル。ソレニ頓着ナク、他ノモテアソビト同ジク、打マカセ置ナリ。サレド何事モ、其始ヲツ、シムベキ理ナレバ、余ハ繪入ノ二十四孝ノ本ヲ、最初ニツカワシ、餘ハ何ト云事ナク、畫ノアル本ヲ遣ス。次第ニ本多クナリテ、左右ニ引テラシアルヲ見テ、外ヨリ入來ル人モ、此兒コソ本ガ好ナレト、人々ノミヤゲ、或ハ年始ノトシ玉ナド云ニモ、大方繪ヲ遣ス。カクシテイヨ^ク多クナル。其中ニヤ、部ダチタル物ヲイハバ、繪本古事談、訓蒙圖彙、繪入年代記、繪入庭訓、繪入節用集、京メグリ、日本歳時記、曾我物語、平家物語ナド、何ト限リタルコトナク、畫ノアル書ヲアテガヒ置バ、子ドモノナラヒニテ、必畫トキヲセヨトセガム。其時カノ二十四孝ヨリハジメテ、タトヘバ舜トイフ聖人、コレハ象トイフ獸、^{ケモノ}舜ガ親ニ御孝行ニアリシ故、耕作ヲナサレシニ、象トイフケモノ來リテ田ヲ耕シ、鳥ハ^{ヘシ}鶩ニテ田ノ草ヲクワエテスキシゾト、カヤウニ云キカス。余ガ家、小

兒ヲ教ヘルハ皆カクノ如シ。今年辛丑ニ、六歳ニナル小兒アリ。老牛舐犢ノ愛ニオボレ、萬ヅイフマ、ワガマ、ニソダテ、呵ルト云フ事ナク、マシテ、イマダ何ヲ一ツ教ルト云事ナケレドモ、右ニ云ルゴトク、畫ノアル書ノ中ニ育ツホドニ、イツシカ二十四孝子ノ名、茲ニ其事ノアラマシハ覺エ、訓蒙圖彙ノ鳥獸ナドモ、人々指テ問ヘバ、一々其名ヲアゲテ答フ。其餘武者繪ナドハ、ワケテ其人々ノ名ヲ、ヨクオボヘ居ルナリ。ソレノミナラズ、孝經ハ大方ニオボエ、大學モ過半ハオボヘヌ。此ハイマダアラタメテ、素讀ヲ教ヘシ事ハナケレドモ、他人ノ讀書スルヲ見テハ、ワレモ讀書センナドイフ時ハ、少シヅ、教ルホドニ、右ノ通りナリ。前賢ノ正シキ小兒ノ教方ニハアラネドモ、是ハ用ヒタメシテ相違ナキトコロヲ記ス。畢竟肝要ハ、小兒ノ中ヨリ書籍ニナジミヲツケ、書物ヲ厭ヒ嫌フ事ナク、書ヲスキコノム心ヲ、養ヒ立ルト云ガ主意ナリ。

これは繪解・談話等を用ひて、遊戯から自然と學習を導かうとする幼兒教育の一方法であつて、北海が謙遜して前賢ノ正シキ小兒ノ教方ニアラネドモと言つてゐる通り、これまで支那にも又氏の所謂我邦ノ先輩の意見の中にも見當らなかつた所であつて、然も、かの歐洲の十八世紀に於て、獨逸汎愛派のバゼドウが唱へ、その高弟ヅオルケによつて天才兒エミリエの上に試みられたる方

法と、その趣意を同じうするものである。尤も兒童の教育に於て、事物の模寫たる繪解・談話に訴へることが、彼等の知能を啓發する唯一無二の方法であるとは言へない。これと並行して、寧ろ最初はこれに先ちて、實物・實態に親炙させて、彼等の心身の働きを目醒まし培ひ養ふことが、一層根本的の問題であつて、これに就ては、ずつと後になつてシュライヤーマッハーの如きも、これを論じてゐる。けれども自然界・人事界のあらゆる方面に亘つて、總ての事物を目撃親炙に訴へることは、到底不可能のことであり、況して生活範圍の猶甚だ狭少なる幼兒に對してをやである。コメニウス以來、森羅萬象の描寫たる繪畫を用ひて言語を教へ事理を解させるといふことの、教育上に盛に行はれて來たのも、實にこれが爲である。但し、事物の姿を心意の鏡面に寫したからといつて、それが直に心性の啓培になるとは言へないのであつて、心身そのもの、中から自發する所の活動性・發展性に適合せしめて、それ等を助け導くことが大切なのである。教育・教授の思想が、コメニウス一流の客觀的自然主義から、ペスタロッチー一派の主觀的自然主義へと、コペルニクスの轉向をなすに至つたのも、正さしくそれである。然しこれに關して立入つた考察を茲に加へるまでもない、畢竟吾等は、集合的見地に立つて全野を見通さなければならぬのである。近時イタリヤのモンテソリー女史の幼兒教育法の如きも亦、兩方面を顧みてゐるやうである。

そはとにかく、繪解・談話を用ひて、嬉遊から學習に導入しようとする幼兒教育の方法が、我が北海によつて實驗的に試みられ且勸められてゐるのは、注目すべきことであり、殊に北海がバゼドウと略々その時を同じうして世に出てゐるのも、思へば一奇である。

次に第二篇たる習句讀の篇は、讀書方法に就ての意見である。茲には北海は、先づ擇師の忽にすべからざることを論じて、

句讀ヲナラフトハ、ワガ邦ニテ素讀ヲナラフナリ。句ハ一章ノ中ノ大ギレ、讀ハ一章ノ中ノ小ギレナリ。漢土人ハ書ヲ直讀スル故ニ、其句ト讀トヲ正シヨミナラフナリ。小兒ヲ學ニミチビク事ハ、既ニ前條ニ論ズ。ヤ、八九歳ニモナリテ、更ニ素讀ヲ習フニナリテ、其父兄モトヨリ學事ニナラヒテ、子弟ニ素讀ヲモ教エンハ論ナシ。左ナクテ外人ヘ託シ、素讀ヲサセントナラバ、其託スル人ヲ擇ブベシ。是カリソメノ事ニ非ズ。世人多クイフ、素讀ノウチハ、何レヘ遣スモ苦シカラズト。師ヲエラブノ心ナク、ソマツナル方ヘ託スルハ然ルベカラズ。兒童ノコロハ記憶ツヨク、我モ人モ、幼少ノ時ヨミタル書ハ、老後ニ至リテモ忘レヌモノナリ。學文セヌ人、セメテ四書五經ノ素讀ナリトモナドト、心安クイヘドモ、五經ハ論ナシ、四書一部ヲ音義正シク、テニヲハノアヤマリナク讀得ル人モ、多ク得ガタシ。サレバ幼童ノ時、相違多キ讀

カタヲナラセオボヘテハ、後々マデノ害ニナル事アリ。殊ニ素讀ノ弟子多キトコロハ、四五人五六人モ同時ニ讀シムルニ、孝經論語ヲ讀モアリ、小學大學ヲヨムモアリ、五經、文選、三體詩、唐詩選ト同ジカラヌ書ヲ、同時ニヨミタツレバ、マギレテ聞分ガタカラシ。ソレヲ業トシテ聞ナレタル人ハ、マギル、コトナキニテアルベキナレドモ、彼モ是モ一時ニ讀アヤマル時、彼ヲ正スウチニ、ハヤ是ハ讀過ルナド、要スルニ、其勢コマカニ吟味ナリガタカラシ。サレバ相違セル言訓ヲモタバサズシテ、相違ナリニ記憶カタマルハ氣ノドクナリ。サラバ大儒名家ヘ託スルガヨキカトイヘバ、左様ノ人ハ、學業多事ナレバ、兒童ノ素讀ノ世話ハ、其イトマモナク、コナタヨリモ遠慮アリテタノマレズ。タトヒタノミテキ、屈アリテモ、其人自身ニ教ルニモアラデ、其弟子或ハ寄宿ノ門人ナド授ルナラバ、其詮モナカルベシ。サレバ句讀ノ師ハ、思ノ外、良師ヲ得ガタキモノナリ。然ラバイカハセント云ニ、畢竟素讀ノ師ノ事ナレバ、其人博洽ナラズトモ、詩文ノ才ハ拙クトモ、ソレニ關ル事ナラネバ、タゞ其人ガラ正シク、四書五經ヲ丁寧ヨミオボヘタル人ヲ尋、師ニ頼ムベシ。サテタノムニナリテハ、入學ノ式ヲ厚クシ、何事モカリソメナラヌヤウニスベシ。

と説き、次に教材の種類及び學習の順序を述べて、

サテ幼童ノ素讀ノハジメニハ、世上多ク大學ヲ以テス。又孝經ヲ以テスルアリ。余ガ意ヲイハバ、マヅ孝經ヲサツクルガヨシ。小學ハヤ、卷數アリ。且幼童ニアリテハ、ヨミニクケレバ、幼童ノ素讀ノ初ニハ、文字數モ少ク、ムヅカシキ字ナク、ヨミヤスクオボエヤスキ孝經ヨリ始ムベシ。況ヤ孝ハ百行ノ首トアレバ、素讀ノ初ニ、コレヲナラフ理モ亦穩カナリ。サテ其孝經ハ、朱子ノ刊誤ノ本ヨシ。是ニハ人々論アレドモ、其事ハ姑置。和板ノ刊誤ノ本、註モナク、本文ノ文字大ニシテ兒輩ヨミヤスシ。孝經大義和刻ノ古板ノ方ナドハ、本文細少ニシテ註ニマギレ、童子輩ヨミニクシ。大宰ガ梓行セル古文孝經ハ、無點ニテ兒輩ニ便ナラズ。ナヲ此餘意ハ、アトノ講釋ノ條下ニ論及ス。サテ孝經ノ素讀スミナバ、大學ヲ授クベシ。コレマタ文字少ク、小兒通タイクツセズシテヨシ。前ニ云ルゴトク、カク書物ヲイトヒ嫌フ心ナキヤウニイザナフガヨシ。大學スミナバ論語ヲ授クベシ。論語モ章短ク、ムヅカシキ文字ナクテ、素讀ニ便ナリ。サテ論語ヲヨミアグレバ、ヤ、文字ニ近付出來、ヨミ方モヤ、合點ユケバ、此トコロニテ小學ヲ教ルモヨシ。又孟子中庸ヲ讀シマヒテ小學ヲヨムモヨシ。余ガ童子ノ比マデハ、素讀トイヘバ、四書、五經、古文三體詩ニ限リタル事ノヤウニアリシ故、何レノ人家ニモ、コレヲノ書ナキハナシ。其ノ後古文三體詩ナドハ選ノヨカラヌ書ナリト云テ、近時ハ教ル人モナラフ者モナ

シ。其說ノ當否ハシバラク置。右ニ云ゴトク、イヅクイカナル家ニモアル書ナレバ、有ニ任セテヨムモヨシ。其中ニハ、人口ニ膾灸セル詩文モ多ク、前方世ニ廣ク行ハレシ書ナル故、コ、カシコノ屏風掛物ニモ多ク見ヘワタレバ、兒童ノヨミオボエテ、便リヨキ事モアリ。次ニ故事ヲオボエル爲ト、蒙求ナドヲヨマシムル人アリ、是モアシカラズ。サテ五經ヲモ讀過セバ、モハヤ素讀トイフノ論ニアラザレバ、後ノ讀書ノ條下ニ論ズ。サテ兒童ノ素讀ニ、無點ノ書ハアシ、ヤハリ點ノアル本ヨシ。漢士人ノ讀書ハ、六經ナドハ、皆暗誦トテ、ソラニオボエル事ナリ。十三經ノ本文ノ字數何ホドアリ、一日ニ何ホドゾ、暗記スレバ、何ホドノ月日ニ、殘ラズ暗誦セラル、ナド、明人ノ論說アリ。前條ニ云ル如ク、漢士ニハ學業アルユヘ、幼稚ノ時ヨリ學文ノ仕コミ格別ナル上、元來唐音ニテ直讀スル故、暗誦シ易シ。此邦ノヨミヤウニテハ、トテモ左様ニ暗誦スル事ナラズ。又前ニ云ル兩芳洲ノ誨ノゴトク、音訓字義マデ、一字ゾ、教ル事モ、イツマデ左様ニモナラネバ、其勢ヒ暗誦ニ至ラネドモ、大概ニ覺ユレバ、段々サキヲ、教エザル事アタハズ。但ハカユクヲ詮ニ、トクト覺エザルニ先チ教ルハアシ。一度ニ多ク授ハアシ。多少ノホドハ、其兒ノ生付ノ敏ト不敏トニヨルベシ。サテ毎朝教エタルトコロヲ、夕方カ夜分ニ、又數遍ヨマセテキ、晝ハ下地ヨミタル所ヲアハセテ、俗ニ云、サラユルガヨ

シ。假名ヅケ、カヘリ點ヲ頼ミニスルハアシ、サラバトテ、無點モ前ニイフ通リアシ、素讀ノ本ハ、ヨロシキ點ノ本ヲ吟味シテヨマシムベシ。點ノ善惡ハ、次ノ訓點ノ條下ニ論列ス。といつてゐる。漢籍を教材に採ることは當時一般の風習であつたから、これは已むを得ない所であつたが、我邦独自の見地からしてこれが選擇・排列を定めたその周到なる用意は勿論、我邦の教學は支那の學業と異なり、同じ素讀といつても、我邦の音讀は唐音での直讀ではないから、そこに讀み方の特殊の意義のあることを指摘してゐるのは、いかにも至當の議論であつて、訓點の問題は、今日と雖も我邦で漢籍・漢文を用ひてゐる限り、一の重要な問題でなければならぬ。次に注目すべきは、音訓・字義まで一字づつ教へることは、基礎教材に就ては無論必要であるが、それ以上に進んでは、斯うして養はれたる力を活用して讀書を充分に抄らせるがよい、總てを暗誦させるが如き必要は毫も無いとしてゐることであり、更に刮目すべきは、讀書の取材を狹隘なる範圍にのみ拘束することなく、博覽傍搜の途を打開すべきであるとしてゐることである。勿論最初から手當たり次第のものを讀ませよといふのでなく、讀書の基礎が精選されたる教材によつて築かれなければならないことは、上文引用した北海の所記にも明かに見えてゐる所である。然し、それ以外のものを禁遏するが如きことを決してせず、寧ろ讀物の諸相に面接させて、讀書力

應用の機會をあらゆる方面に展開させ、又諸書を博覽参照して自ら知識を探求蒐集させるのが、學習の眞義であるといふ、その點が北海には充分に擱まれてゐたのである。随つて北海は、必ずしも一齊の進度を要求せず、又敢て教材の劃一的配當をも主張せず、却つて、大概ニ覺ユレバ段々サキヲ教エザル事アタハズ。但ハカユクヲ詮ニ、トクト覺エザルニ先チ教ルハアシ、一度ニ多ク授ハアシ、多少ノホドハ、其兒ノ生付ノ敏ト不敏トニヨルベシと道破してゐる所に、彼が、第一に學習の連續的發展性を認め、同時に第二に理會の漸明の原理を認め、更に又第三には個性暢達の廣い場面を充分に認めたことが頷かれるのである。これ等の諸點から見れば、近時のドルトン案・ウィネットカ組織等に於て力説されてゐる指導方法・學習方法と、頗るその趣旨を同じうする所もあり、とにかく學習指導を重視する教授方法にまで發達すべかりし萌芽が、既に我が江村北海の教授思想の中には確に胚胎してゐたことは、見遁がすことの出来ない點である。次に第三篇たる學書の篇に入つては、

學書トハ、ワガ邦ノ學習ト云ゴトシ。書字トハ我邦ニテ物書クトイフガゴトシ。物カ、ヌ者ヲ、漢土ニテハ不識字ト云、手跡ノ見グルシキヲ、漢土ニテ拙筆ト云、此邦ニテ惡筆ト云。余生レ付テ書才ナシ、惡筆トイフトモ到ラズ、實ニ無筆トモ云フベシ。然ルニ今書字ノ事ヲト

ヤカク云フハ、コレコソ盲人ノ花ヲ品題スルニ同ジク、見ル人サヅ片腹イタク思フベシ。高上ノ書論ハサシオキヌ。タゞ童子ノ素讀ノ因ニ、手習ノカタハシヲ録スル。

と斷つて習字の初歩的教材を論じ、先づ伊呂波の問題に入つて片假名・平假名の長短適否を説き、尋いで諸他の教材とそれ等の手本の選定方をば、次の如くに述べてゐる。

我邦小兒ノ手習ニハ、マヅ伊呂波ヲナラハス事、都鄙上下一般ナリ。ゲニモ國字ノ字母ニシテ、是ヲダニ書得レバ、タトヘフツ、カナリトモ、用事ヲ辨ズベシ。其上ニ畫スクナクシテ、小兒ノ手ホドキニヨロシ。漢土ニテモ、丘上大人ノ書ヲ以テ、小兒ノ書字ノ門戸トスル事、諸書ニ見エタリ。孔聖人ノ、御父エ上ラレシ書ナリト云傳フ。後人ノ僞作ハ論ナシ。畢竟畫ノスクナキ字ヲ集、小兒ノ手ホドキトナス。我邦ノ伊呂波ニ準ズベシ。又永字ヲ書セテ、八法十六法ヲ教ルナド、人々知ルトコロ、是ヲ略ス。ワガ邦ノ伊呂波ハ、僧空海ノ作トミナ人イヘドモ、其實、空海ノ師五明ノ作ナリト云フ人アリ。雨芳洲ハ、小兒ニハ、マヅ片假名ノイロハヲ教ルガヨシ、畫スクナクシテ、シカモ字形楷正ナレバ、筆法ノ門戸ニ極メテヨロシキヲ、此邦ノ人ハ小兒片假名ヲカケバ、手跡カタヅマリテアシキトイヒ、此ヲ制シテ書ク事ヲユルサルハ、心得ガタシトイヒオケリ。近衛豫樂院公モ嘗テ仰セアリ。小兒ニハ其初ニ畫ノ少キ楷書ヲ教ル

ガヨシ、凡テ文字ハ正直ナラン事ヲ欲ス、直ナランコトヲ欲スレドモ、トカク邪曲ナリヤスキモノナルヲ、字形運筆トモニ、紆曲シタル伊呂波ヲ以テ、教ノハジメトスルハ然ルベカラズトノ給ヘリ。豫樂公トハ、當時世ニ川原ノ御所ト稱シ、和漢ノ才メデタク、書法モ精妙ニオハシマセシナリ。公ノ御論モ雨芳洲ノ説ト同一ナリ。余ヒソカニコレヲ思フニ、尊貴ノ御身ノ上ハ、書字ノ臣備ハリテアレバ、日用ノ事、自ラ筆ヲトラセラル、ニ及バザレバ、公ノ御説マコトニイトモカシコシ。又士庶ノマチノナルモ、其人ノ境界職業ニヨリテ芳洲ノ説ニシタガフモヨシ。其他農賈ノ俗事ニ事シゲキ、殊ニハ武家ノ仕官吏職ニモアヅカリヌベキ人ノ子ドモニハ、ヤハリアリフレタル假名ノ伊呂波ヲ教フベシ。ソレニツギテハ、假名マジリノ手本ヨリ、日用ニ便リアル書札手紙ノ文言ヲ、世ニイフ和様ヲヨク書ク人ニ、手本ヲ求テナラハスベシ。此ハ世上同一ノ事ナレバ、委シク云ニ及バズ。但シ此モ、素讀ノ師ヲエラムト同ジ理ニテ、伊呂波ノ手本ヨリシテ、ヨキ手ヲナラハスベシ。手ホドキナレバ、何レニテモ苦シカラズトイフハアシ、世ニイフ和様ニモサマノアリ、何レニモ字形ツマヤカナル手跡ヲナラハスベシ。

即ち、學習的見地と實用的見地とが兩々相顧みられ、學習難易の順序からすれば片假名より入るべきであるが、境遇・職業の實際に役立つ點から考へれば平假名を重んずべしとなし、然も初

歩の教授に於て教師・手本及び方法の孰れも大切なるを説示してゐるのである。茲に指摘すべきは、實用主義が北海の教授思想に於ては特に顯著なことである。前にも挙げたる如く、氏は教授上兒童の素質の差異を重視したのであるが、これと同時に他方には、子弟が立つて働くべき社會上の地位・境遇・職業の相違をも亦重視してゐるのであつて、教科・教材の上にも士庶の區別に斟酌を加へた程も、彼の考は實用主義であり實際的であつたのであり、この點に於て北海の教育思想は、先輩貝原益軒のそれに比して一層實際的であつたと言ひ得るのである。そして教育が特に庶民に即して考へられる時、どうしてもそこに現はれて來なければならなかつたものは、寺子屋の問題であつて、その内容及び手習の方法等に關して、彼は尙多くの叙述を加へてゐるのであるが、それ等に就ては、拙著日本庶民教育史に詳述してあるから、茲には省略して擧げない。

以上摘記した授業編卷之一は、幼童に對する初步的方法に屬するものであつて、今日の言葉を以てすれば、所謂低學年の教授に關するものであるが、卷之二以下は、中學年及び高學年のそれに當るものと見てよい。即ち、先づ卷之二に於ては讀書三則なるものが掲げられてゐるが、そこでは北海は、讀書を以て總て學業の柱礎であると喝破し、その必要を論じて

聲ヲ發シテ誦スルヲ讀書ト云、聲ヲ發セズシテ讀ヲ看書ト云。少ノ違ハアレドモ、スベテコ

レヲ讀書ト云。讀書ハ、學業ノ柱礎ニシテ、學文トイフモ、讀書ノ外ニ仕方ナシ。經學ト云史學ト云、文學詩學、何レカ讀書ニヨラザラム。今時學生多ケレドモ、學業ノ成就セザルハ他ナシ、讀書ノタラザル故ナリ。

といひ、博覽參考の有益なるを勸めて

讀書ニ志アリテモ、其身貧シク、或ハ遠郷僻邑ニアリテ、書籍ノ求メ不自由ナル人ハ、何レノ書ニテモアレ、有ニマカセテ讀ニアラザレバ不便ナリ。ソノ中ニモ四書五經ハ、イカヤウニシテモ求メ得テ所持スベシ。其他ハアルニマカセテヨムニ、其ヨムトコロノ書ニヨリテ、益ヲ得ルノ多少ハアルベキナレドモ、全ク益ナシト云フ理ナシ。然ルニ一時ニ名モ現レ、人師ヲ以テ自ラ任ゼル人ハ、自家ノ門戸ヲ立ントスルヨリ、必何レノ書ヲ讀ムベシ、何レノ書ヲヨムベカラズナド云テ、弟子ヲ帥ルハ、土地ニヨリ人ニヨリテサシツカエアリ。輒近ノ學者ハ、見識ト議論ノミ高ク、タトヘバ醉人ノ上スリニナリ、足ノヨワキニ似タリ。下學シテ上達ストノ聖言モアルヤ。千里ノ路モ一步ヨリハジマリ、萬仞ノ山モ、フモトヨリコソ上ルナレ。此所ヨク／＼思惟スベシ。

と云ひ、

サルニテモ、書ヲヨムニ聲ヲアゲテヨムガヨキヤ、默シテヨムガヨロシキヤト問フ人アリ。コレハ各得失アリテ、一方ニ定テハイヒ難シ。聲ヲ揚テヨムナラバ、字音ヲ正シ、句讀ヲ分チヨムベシ。字音ノ疑ハシキハ、打ステ、オカズ、ソノマ、字書ニテ吟味スベシ。吾咄ノナキヤウ又同ジ。字ヲクドクドト再三ヨムナド、スベテ聞ヨカラヌ音聲、マタビロウナルヨミナドヲ、ズイブン心ヲツケ、タシナミテ讀ベシ。とし、

凡世ノ人ノ讀書ヲ好マザルハ、書ノヨメスト解セザル故ナリ。モシヨメテ解スルコトナリナシニハ、古人ノ言ルゴトク、天下ノ至樂、讀書ニ過ルモノナシ。サレバ多キヲ貪リ、博キヲツトメテ、其勢ヒ止ミ止ムコト能ハザルニ至ル。と告げ、

又書ヲ讀ムニ、我獨リ讀ガヨキカ、人ト共ニヨミテ、世ニイフ會讀スルガヨキヤト問人アリ。余答テ曰、ワレヒトリ讀ニシカズ。然レドモ人ト會讀スルモヨキ事モアリ。畢竟常ニヨムハ、獨ヨムガヨシ。其故ハ、會讀トイヘバ、人ノ家ヘ行ニモセヨ、我方ヘ來リ集ルニモセヨ、無用ノ閑話雜談ニモ時刻ウツリテ、ヨム所ノ所^トハカユカズ。サレドモ文字ノ異同ヲ考ヘ、謬誤ヲ正

シ、滯義ヲ辨ズルナドハ、會讀モ亦益多シ。要スルニ獨自^{トク}ツトメ讀テ、疑ハシキトコロニツケ紙ヲシテ、ワガ業ヲ受ル人ノ方ヘ携至リ、詳ニ問タマスガ讀書ノ肝要ナリ。會讀ハ、大抵書ヲヨミ得タル上ニテ、同志ヲ約シ、日ヲ定メテ、業ヲ受ル人ノ方ヘ、一月ニ六日或ハ九日十二日、多キヲサノミ貪ラズシテ、丁寧ニツトムルガヨシ。今時ノ書生輩ノ會讀ト云ハ、自己ニ書ヲ讀コトヲセズシテ、會讀ヲ以テ讀書トスルハ、余イマダ其說ヲシラズ。トニモカクニモ讀書ノ外ニ學文ノ仕方ハナキモノト思フヨリ、老ノクリ言長クゾナリケル。然レドモ其要訣ヲ論ゼバ、タ^ト一言ニ過ギズ、所謂讀書百遍義自通。

と結んでゐて、發音の精整は勿論、音讀・默讀の得失、單獨學習・集合學習の長短等、近時の教授學が現に教育心理學的基礎づけを要請してゐる所の諸問題が、早くも茲に提起せられ、殊に今日盛に叫ばれてゐる所謂自學方法なるものゝ要諦が、二百年の昔に於て、既に我が北海によつて唱破せられてゐるのは、確に刮目に値するものである。又卷之四講經の篇の中には、

琴瑟ヲトレバ彈ゼンコトヲ思ヒ、刀斧ヲトレバ、割^キン事ヲ思フハ人ノ情ナリ。其書ヲヨメバ、其義ヲ求ムルモ亦然リ。且ツ先入主トナルト云フ事、吾邦ノイヤシキ諺ニモ、三ツ子ノ智慧ガ七十マデトイフ事モアルヲヤ。又且ツ人ノ生レ付ニテ、自然ト經學ヲ好ムモアレド、ソレ

ハ大抵十ニシテ二三ナルベシ。其餘ハ歴史ノ學、文詩ノ業ヲ好ミ、六經ノ講究ハ、ツトメテ是ニ從事スル者ノ多キニ、先經義ヘイザナハズシテ、文字ノ業ヘ導クハ、カケ出ス馬ニ鞭ヲ添ルガ如シ。六經ノ學ハ、實ニ容易ナラズ。其精微ヲキワメン事ハ、イカニモ功力完キ上ノコトナルベケレドモ、字義文面一通リヲ、略々ニモ講ジヲカセン事ハ、初年トイヘドモナスベキコトナリ。

何レニモ經義ヲ委シク吟味セン事ハ、初學ノ及ブベキニ非ズトイヘドモ、一通リ字面ヲ解シ、大意ヲ釋セン事ハ、童蒙ナリトテ、打捨置ベキニアラズ。

世ニ古今ノ異アリ、俗ニ東西ノ不同アレバ、其中ニ童子輩ノ聞テ、サシアタリテ入用ニナキ事、イクラモアリ。ソレハ其ワケヲ云キカセテ、左様ノトコロハ、タゞ字面ヲサラリト讀キカセテ置ベシ。

オヨソ何事モ下タ地ガ大事ニテ、小學ノ下タ地ナケレバ、大學ノミガキモカケラレズ。など言つてゐる所は、大意の把握、略讀と精讀、多讀と統整等、今日の實際に於ても毫もその價値を減ぜざる必要な注意を示したものであり、殊に教授・學習の連續的發展性を高唱してゐる卓見に至つては、前にも一言した所であるが、茲にも重ねて稱へるべきである。

然し北海の教授思想に於て、その登りつめたる絶頂とも仰ぐべき所は、實に教授と學習との相關的意義を發揚し、その間に働くべき個性の充分なる展開を主張した點にある。先づ彼は、教授と學習とを相關的に考へてゐるのであつて、この考は授業編の全幅に亘つて漂つてゐる。即ち教授を以て、單純に唯だ教へ込む仕事とは考へず、子弟の學習を適切に指導する働きとなし、同時に又他方、學習を以て、受動的に呑み込む作用とは考へず、子弟自らの憤發努勉による修養としたのであつて、例へば、教師の働く部分の最も多いものたる講釋に就て述べてゐる所を見ても、北海は、その第一則としては講釋をすることに就ての注意を擧げると共に、その第二則としては講釋を聽くことに就ての注意を擧げるといつた風に、いつも必ず、教師の方面と子弟の方面と兩方からして、考へもし説きもしてゐるのである。その上、授業は聽講のみではないとして、

サテ業ヲ受ルト云ハ、講釋ヲ聽バカリナラズ。講釋ハ大抵隔日、日ニタゞ一席バカリヲヨシトス。其餘ハタゞ内ニアリテ、晝夜書ヲヨムベシ。合點ノユカヌ所ハ紙簽ツケガミヲシテ其師ヘ尋ネ問ベシ。詩文ノゴトキハ、其師ヘ正削ヲネガフベシ。同門ノ中ニ益友モアラバ、交ヲ定テ所謂切磋スベシ。カクノ如クシテ、三五年モ在ンニハ、其人ノ資質ノ敏ト不敏トニテ、多少ハアルベキナレドモ、争デカ益ヲ得ザルベキ。「授業編卷之四、書生之學」

と述べてゐるのであつて、即ち、指導の法と共に學習の法を明かにしてゐるのである。かくの如く、指導と學習との相關の上に教授の眞義を置いたことは、その本質上當然のことであり、又教といふ字や學といふ字の字原に遡つても、意味深い謂はれのあることであるが、さし當たり、當時一般に抱かれてゐた稍偏倚したる教授概念に對しては、確に力強い矯正力と一段の深刻味とを加へたものであることは、元より言ふまでもない。随つて教師に關しても、知識・學力の豊富を以て唯一の資質とはせず、更に指導誘掖の才を重視してゐるのであつて、

サテ其師ヲエラム事ヲイハズ、其人ノ人ガラヨク、學術詭異偏僻ナラズ、後進ヲヨク獎誘シテ、俗ニ云弟子ノ世話ヲヨクスルト云人最ヨシ。必シモ徒ニ名高ノミヲ慕フベキニ非ズ。「授業編卷之四、書生之學」

と論斷してゐる。そして斯うした教師によつて導かれる子弟の修業に於ては、どうしても個性の充分なる展開が、その要諦であるとし、教授の篇に於て、謙遜なる言葉を以て婉曲にこれを披瀝してゐる。即ち北海は、

教ハ學ニ對シ、授ハ受ニ對ス。サレバ教學授受ハ、師弟ノ道ナリ。

といひ、孔子の教育法を説いて、聖人が聖人を教へる場合には、その授受は中の一字に歸し、そ

の作用は直下の會得であつて、學ぶ者が、その細目を請ひ問ふに及ばずして、直に理會するのであるが、亞聖といはれた顔回でさへ、猶克己復禮の目を請うてゐる所を以て見れば、孔子もたゞ執中のみで總てを導くわけには行かず、乃ち弟子の素質・特性に應じて、これを啓發誘導したのであるとして、

孔子ノ執中ヲ以テ告タマワヌハ、其理コレヲ推シテ知ルベキナリ。蓋執中ヲ以テ告タマワヌトイヘドモ、七十子三千ノ徒ヲ教導シタマフ。何レカ執中時中ノ理ニ漏ン。亦唯其才ノ短長、學ノ深淺、又ハ其人ノ資性氣風ヲ見ソナリシタマヒテ、其程々ニシタガヒ、長ヲ斷短ヲ補、或ハス、メ或ハシリゾケ、或ハ剛克セシメ、或ハ柔克セシメテ、善誨ノ道ヲ盡シタマフ。要スルニコレヲ導テ、中ニ至ラシムルニアラザルナシ。

と論じ、

況ヤ今日人師ノ職ニ居、教授ヲ以テ自ラ任トスル人アリテモ、其人スデニ聖賢ニアラザレバ、其身其心ヲ以テ、人ヲ教ル繩墨トシテ、不偏不倚ノ途ニ、イザナフ事モナリ難カルベケレバ、古經ヲ訓詁シテ、此ヲ講説スルヨリ外ハ、今更何トスベキヤウハナシ。サレバ余ガイフトコロトテモ、カクスルコソヨケレト云ニハ非ズ。タゞ教ル人モ習フ人モ、右ノコトワリヲ心ニク

ミ、教モシ、習モセバ、其利益モアルベキナリ。唯教ル人ナラフ人ノミニモ非ズ、子弟ノ爲ニ師ヲ求メ、學ニ就シムル父兄トテモ、其子弟ノ性質爲人ヲヨクカンガエテ、用捨避就アルベキニヤ。

と言つてゐる。そしてこれより進んで北海は、當時の教科ともいふべき講經・講談・歴史・諸子・作文・詩學等から、地名・姓氏・名字號・稱呼等に及び、著書・藏書・闕疑等のことに至るまで、我邦の事情を顧みて詳密なる論述を加へてゐるのは、確に一種の教科・教材論である。唯だ教科・教材そのもの、範圍・種別及び内容が、當時とは頗る異なつて來てゐる今日にあつては、直接に參考を與へる所が必ずしも多いとは言へないから、茲には詳しく擧げないのである。

とにかく、一方には我が國民的見地に即したる教科・教材論と、他方には子弟の性能的・心理的の考慮と、兩方の集合的見地に立つたる立派な教授思想が、我が江村北海にはあつたのである。元來、學級に即したる教授論は歐洲に於て早く進んだものである。尤も我邦でも徳川末期には、寺子屋に於ては學級教授が行はれたのであるが、然しこれに即した教授論の目醒ましい發展にまでは、まだ到達してゐなかつたのである。けれども教授・訓練の理論そのものに關しては、我邦で可なり進んだ意見が早くから表はれてゐたのであつて、例へば、かの貝原益軒やこの江村

北海のそれ等の如き皆然りである。それ等は、單に吾等の回顧的興趣を唆るといふだけでなく、眞に落着いて我邦今後の至適最良なる教育方法の原理を打建てようといそむ人達に對しては、參考を與へる所が決して鮮少でないと思ふのである。況んや世界の教育界に於ても、かの學級教授が、或は形式に流れたり、或は劃一に過ぎたり、或は上江りをしたり、種々の弱點を暴露してゐ、そして斯かる行詰まりに直面して、眞に透徹充實したる理論に基いて、これを修正し改訂することによつて、新生面を打開しようとなつてゐるのが、實に最近の趨勢たるに於てをやである。因みに、益軒の和俗童子訓が世に公にされてより後二十七年にして、北海の授業編が出版されたのであるが、大體に於て、前者が、訓練思想に於て懇切周到なる記述に滿ち充ちてゐるのに比べて、後者は、教授思想に於て斬新卓拔なる識見に富んでゐるのである。この對比をも茲に言しておく。「教育學研究第一卷創刊號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

江村北海著 授業編
雨森芳洲著 橋樑茶話

貝原益軒著 和俗童子訓
五弓久文著 事實文編

第三篇 施印とポスター

施印は、一に印施とも稱し、書籍・刷物等を印刷して施與するものをいふ。書籍の施印に就ては、享保の頃かの六諭衍義大意の官版の版木を江戸・京都・大阪の書肆に附與したことの如きは著しい事實であつて、これに就ては、中山久四郎博士が、三宅博士古稀祝賀記念論文集收むる所の六諭衍義に關する研究中に於ても言及されてゐる。安永の頃越後新發田の藩主溝口直養が、その自作の勸學筆記を始め、四書・小學・近思錄の類を開版印刷して、藩士のみならず郷中にも頒布したことがあり、文化年間に幕府の代官早川正紀が自ら書いて、作州久世の典學館で印刷配布した久世條教の如きも亦さうしたものである。これ等は孰れも書物の頒與であるが、斯かる施印をば、頗る簡單な形に於て、然も絶えず盛に實行して社會教化の一手段となしたものは、實に石門心學派である。石門心學は、その開祖石田梅岩の齊家論や都鄙問答や殊に莫忘想などを見ると、その初期にあつては、内面的・修養の方向が頗る強かつたことが判るが、手嶋堵庵等以後その教の益、隆盛に赴くと共に、教導的・普及的努力が最も著しく發揚されて、梅岩の所謂「若聞人

なくば、たとひ辻立して成とも吾志を述べんと思へり。」〔齊家論〕の素志が如實となつたのである。特にその通俗教化に盡した事業に至つては、既に世に知られたことであつて、道話は勿論、通俗讀物の刊行、その他會輔・祭祀・靜坐等に至るまで、種々の手段が講ぜられたのであるが、これまで餘り世に知られなかつたけれども、然も社會教化の方法としては吾等の注目に値するものゝ一は、施印である。

石門心學派によつて民衆教化の上に用ひられた施印は、概ね通俗的な説話・格言・標語・教訓歌・俚諺等をば、多くの場合、直觀的な繪畫と共に一枚の紙に印刷して、これを弘く施與し、民屋での柱曆の如く又懸物の如く家族の見易い所に貼つて、不斷實踐の標識とさせたものである。その内容は、道德・修養に關するものが、言ふまでもなく中核をなしてゐるけれども、然しその外、業務・經濟に關するものもあれば、衛生・醫事に關するものもあつて、殆ど民衆生活のあらゆる方面に亘り、孰れも卑近適切、何人にも直に理會されることを企圖したものである。勿論、長い間に亘り且多くの道場で施印されたものであるから、その様式も體裁も實に色々であるが、先づ比較的大型であり、隨つてその内容の可なり詳密に亘つてゐるものに就て、調べてみよう。

第一類は、弘く道德・修養に關する事項を以てその内容とするものであつて、この種のもは、

その取材を多く小學・五倫書・和論語・貝原益軒の諸訓等の教訓に仰いでゐる。例へば、比較的長いものを挙げると、

元亨利貞は天の四徳にして、春夏秋冬と行はるゝが天道の常にして、萬古たがふ事なし。直に此徳をうけ得て人と生るゝなり。故に此天の四徳が人に有ては仁義禮智の性となる。其性にしたがひ行へば、親に孝し、君に忠し、夫婦正しく、兄弟睦しく、朋友に信ありて、よろづの善惡是よりなれり。人としてもし仁義によりおこなはずんば、家を構へ居を安くしたるまでにて、形は人にしてこゝろは禽獸に近し。かるがゆへに名師を求め、良友に近付き、その心をみがき、天命をまもり、仁義の道を行ふを、まことに人道の常を得たりともいふべき者歟。

仁

仁は、天地物を生ずるを以て心とす。人其心を受得て心とす。是則仁也。天地物を生ずるは愛するの理なれば、仁は物を愛するを主とするなり。故に愛の理、心の徳といふ。手嶋先生曰、天より受得たる本心のまゝにて、すこしも私なきを云。若私なしと思はば、はやそれが私也。たとへば赤子のごとし。義は、宜しきを義とすれば、よろづ理を辨へ、是非善惡を裁判し、宜しきに合しむ。故に諸事に相應して其理のよろしきに隨ふなり。故に事の宜といへり。

義

手嶋先生曰、腹の中に立かへり見て、本心に尋ね問ふて、少しも氣味わるく耻かしきことのなきやうに、萬事をとりさばくをいふ。

禮

禮は、天理の自然に定まりて、かくあるべき所の道理ありて、ほどよく其節にあたり、たぬ事なく過たることなく、獨と丁度の圖にあたり、人の行わざの行義に見へて、あやつやの作法にあらわれたる也。故に天理の節文と云。

手嶋先生曰、上は高く尊く、下はひく、賤し。大は大、小は小、其位おのづから別れあり。それゝその儘にして、わたくしのはからひなきをいふ。

智

智は、衆理に妙にして不味、もろゝの理發明にして是非善惡わきまへしりて、迷はざる徳なり。故に心の神明といふ。

手嶋先生曰、物のむかひ來る通りを念をもつてまげず、來るまゝにしたがひ、私の才覺なきをいふとなり。信は、天道にていはゞ誠なり。眞實にして偽りなく、たとへば四時の萬世まで其序を失はざるがごとし。故に眞實にして無妄よりいふ。

信

手嶋先生曰、人なるをいふ。人も仁・義・禮・智の内にあつてあやまらず、主従・親子・夫婦・兄弟・朋友の交り全うして、天命の職分を盡し、能和合し眞實なるをいふ。

是其大體をいふ。意味の深重なるは、各本心御實地のうへ、よく／＼工夫し見給ふべし。

馬場氏

施印

の如きである。これは、五倫の名目を大字で掲げ出した外には繪もなく、説明も比較的堅い説き方であるが、然し漢字には全部假名が振つてある。柱曆等の場合を除くの外、漢字には殆ど全部假名を振つてあるといふことは、石門心學派の出した施印の一特色であつて、そのいかに卑近通俗に努めたかの用意の跡が偲ばれる。但しあまり煩雜であるから、茲には讀みにくい所だけ假名付を存し、一般には除いて掲げることとする。これと同時に、句讀點は全部付いてゐないのであるが、これは讀みにくいから、茲には句讀點を施して掲げることとする。以下皆この例に準ずる。これは、今も述べた如く説き方の比較的堅苦しいものであるが、その碎けたものになると、「きめうに出世するまもり」と題して、一方の中央には、錦の袋より取出された正宗の名刀を描き、その上下の空所に

日本に無双御家重代の御寶物、開運福壽正宗の御守刀、誠に狐狸はもちろん惡魔外道も近よらず、ことに災難消滅するよし、何とぞ拜見ねがひ入候。

「主はエヘンケヘンと云て長上下を着し、蜀江の錦の袋より取出し、三度禮拜し、御手前は七日精進めされたや。

拜見する人々は、扱々有難き仕合かな、逆の事にソト戴かばやと、ふるひ／＼手を添へけるが、余りの事に氣がおくれ、フト誤つて取おとし、彼正宗の鑑本より中心へシと折ければ、コハいか成とはつと惣身に汗をかき、命にかへての大切なる御寶物を、我おもはずも中心を折し事と、氣もたましむも消へ果、トホンと有頂載になる。

「其時主は兩眼よりピラ／＼といかづちの光りを突出し、天窓の上へ雷鳴の聲をして、との説明を加へて、次の文言が掲げられてゐる。

夫正宗とは孝の一、止宗といふ事也。士たる者は忠臣の道とて、それ／＼四書・五經を學し、おの／＼忠義を勵み盡さるゝといへど、諸民此農工商の家に只奉公する者の、親を思はぬものは一向取にたらねども、親を思ふといふに付て、大きに心得違ひする者あり。誠に父母は天地隨一の御神、外宮・内宮の生神様なれば、尊み御恩の報べき事也。然るに又御主人様といふ方は、其尊き生神様へ御恩の送りやうを教へ下さるゝ御方様にて、我等何の辨へもなく、とんと何も手に付ざる所へ夫々の藝をおしへ、此上もなき身の幸ひをあたへ、其うへ、頂より足の袋

にまで仕着てもらひ、且われらが一命をつなく食物をいたゞき、まだ其上に、いふ所の尊き親御の行末まで御安心させ、我も一生涯無盡の寶を授け下さるゝは、御主人様といふもの也。一父母様は我身の出世の種を深くも願ひ、御主人様を日夜頼みに思召事なれば、其御主人の御慮に背かず、大切に勤る時は、此方よりねがはずとも、自然と天より能時分に御満足させ奉るやうに成行もの也。

又曰く、すべて刃物は研みがきせねば、身の錆出て朽ル事あり。其用心といふは、

○第一親に孝行するじやとて、御主人の内の事を言ひ、其外にても、めつたに里へ近づけば、却て朽る身の錆なり。

○又御主人の物を着、御主人の物を喰ひ、御主人に居るからは、此身も命も皆御主人様の物なるに、骨をおしむは身の錆なり。

○若き時は二度なしとて、衣服をかざり、人目をしのんで、美食を好み、大酒淫事に夜歩行するの身も身の錆なり。

○何の啖や間合は誰でも言ひうち仕うちじやと、少しの事でも身の錆なり。

○なんのよもや此事の知れる事では有まいと、肌をゆるすも身の錆なり。

○なんの半時や、一ときの歸りが遅くとも、日が暮れよと、心をゆるすも身の錆なり。

○なんぼ親方じや、主人じやとて、余りの事を言ひ付やると、假にも思ふは身の錆なり。

○何の我等が働きやこそと、親方の仕業して遣る様におもひ、大顔するのも身の錆なり。

○又半季究じや、雇ひじやとて、數奇な所に居たがよいと、下女下男の家を好むも身の錆なり。

○又主人は持たず、奉公はせず、此家の主じや、大將じやと、御先祖様へ奉公せぬのも身の錆なり。

俗にこれを義恩のあぶら取といふ。「爰にも藁を束ねた圖と油指しの圖とが書いてある。」

たとへば銀百目借ても、利足を付て返さねばならぬもの也。然るに我鼻たれの時分より元服までは、譯なしに萬事厄介御世話をかけ、五六年にて拾石からの米を喰、脊を伸して貰ひ、廿歳前後は御蔭にて我口一ツばいの所作仕事、年明き頃に漸と御主人様の片たよりを少々は仕たり共、八九年が間我に引被き居る御世話厄介の借銀を、利足の事は扱置き、元にも足らぬ分散して身抜するを、ソリヤ宿這入じや出世じやと悦べど、我身に遁れぬ借財が有て、天に御算用濟ぬといふ事を能く知り玉ふべし。

此借財の有上へ彼身の錆を持込ゆへ、折角宿を持たる所が、何となく廻りあしく、不勝手に

色々思はぬ物入續き、又は病難・災難出来、さもなければ大きな損をするか、火事に逢ふか、盗人に逢ふか、何れ皆此借財濟方のたゝぬ印には違なし。是を天命といふて、何年立ても此報ひの來ぬといふ事はなし。故に是を恐れ慎みて、我身に借し算用の濟方を一日なりとも勵みつとめ給ふべし。己よく勤むれば、我に又よき弟子出来て、心よき人を使ふやうに成もの也。是奉公一の勘定なり、肝要也。

忠

忠とは中、心と書譯は、○始父母の養育を蒙り○中には御主人様の御厚恩に預り○末又元の父母へ御安心させ奉る、その中人様の御心を尊めといふ義にて忠義といふ。是を刀脇ざしの中心といふ。たとへ何たる銘作いか成切、ものにも、中心なくしては用に立ず。菜刀・庖丁・小刀に至る迄、柄をさせる所の中心なくんば間に合ず。人も其主人につかふまつる中心なくんば、何の役に立ずして、身の置所なしといふ事をながく忘れ給ふまじ。世上の草ざうしとは違ふ也。ツイさらさら讀たまふなど、主は夕立の汗を流して申なり。ウカ／＼スルト忠が折れるぞ／＼。忠折れのせぬやうにカノ正宗を磨給へ。

と掲げて、そこに夕立ち雲の意と見えて、黒雲の繪が出てある。そして尙欄外に

此通り用ひたら結こうな物じやといふて除けて仕まふ事御無用。何べんも／＼御よみ被成内

ニは、一ツづ、御用に立事の御座候。

と書いてある。即ち草ざうしとは違ふから、よく考へて常に讀めと勧め、殊にこれを襖などに張り置いて常に讀み、讀んではよく考へよとの趣意で、これを「忠孝の襖張り」と呼んだのは、次の附箋によつても判る。

此忠孝の臥間ばりは、或人のことばに

御家内上下うち揃ひがたく御心折合がたきとき、

物事思ふ様にならざる時、

持つきそうでらちの明ぬと、約束グレリ違ふ時と、

人があしいか、我が悪いのか、但し我身にさび誤有のかと、此書つけに當て御覽可被成候。

さめうに判談付て、ふしぎと御心の取直しが出来申候。

又和論語の文言を題材に取つた實例は、

菅原道真公誠書に

世の人、色欲を好める様に心の隙なく道を思ひ修しなば、誠にその天徳の己に入來る事、火のかはけるに付が如し。色欲は求得て却て己を損ひ破る。天徳は無量劫も盡ず、妙の妙也。

と掲げ、次に魔性の女の掛けた色と酒とのわなに、一人の男の懸からんとする姿を畫き出して、その餘白に、

きつねより色と酒とが化すぞと、

知りつゝ、締わぢにかゝる身ぞうき。

手あやまちしやすきものは色とよく、

身用心せよく。

の二首の教訓歌を示したのや、

憲忠曰、今時の人は、富貴に屬して貧窮を敵とするゆへに、常に人の友なし。たゞ財を友とするゆへなり。むかしの人は、こゝろざしを友とするゆへに、友あり。

永隆曰、今時の人は、俗出となく皆心獅子頭舞なり。口に如來の説を述べて心身にはなし。如此の世には實まことなければ、口を足につけ、耳を腹につけて、心を紙袋に入れて經藏に入をくべきなり。二條院讃岐曰、今の世の人の、生まれ日をよろこびいはるまつるは、大なるひが事なり。われは、此日になみだをながし、母の千苦萬苦をおもひて、食事をもわすれ、おもひくるしむにたへたり。

など、その釋氏部・貴女部等より取つたものも少なくない。その他、

朝をそくおくるは家のおとろへとなる。いましむべし。古人、家の盛衰は朝おくる事の遅速を以もつて試むべしといへり。むべなるかな。

と家道訓の文言を以て朝寢を誡めたのや、

伊川先生の給ひしは、父母存生の内は、わが誕生日には祝ひ事をなして、父母をもてなし奉るべし。若父母なくなり給ひたる後は、誕生日になれば、父母のわれをうみ給ひたる劬勞の事をおもひ出し、悲みいたむべし。

と、やまと小學の文句を取つて誕生日の心得を訓へたのなどもある。手嶋塔庵の爲學玉箒や前訓等の中の要點や、引用されてある歌なども、多分施印されたのではないかと思はれる。脇坂義堂のやしなひ草の如きは、斯うした施印を集めてこれを纏めたものであるか、或はその各項が皆施印にされたものであるか、とにかく、その序文から始めて、多くの事項が、それぞれ一枚づゝの施印にされたものが、今も若干残つてゐるのである。試みにその實例を挙げると、次の如きものである。

○ ○
 かんにんのとくあげて かぞへがたし
堪忍 堪忍のなる堪忍は堪忍か
 ならぬ堪忍するが堪忍
 〓 〓
 たんきのそんあげて かぞへがたし

堪忍問答

其もとは堪忍の歌をむしやうに人にしめさるゝが、そなたはよく堪忍なさるゝや。
 かんにんを人にはさせてわれはせず、
 此へんたうはまづごかんにん。
 これは其もとのがのいて通すといふものではないか。
 るのしゝものいて通せばけがをせず、
 けがせぬためにまなぶかんにん。
 われはせずとはいかん。
 はづかしや口にはせずと卑下すれど、
 實こゝろにはする氣はなれず。

堪忍は腹立ぬためばかりか。

私に腹をばたてずしともなく、

したきわたくしとりにこらへよ。

堪忍の利益いかん。

かんにんときけばやすきに似たれども、

おのれにかつのかへ名なるべし。

施印

又

上京に弟子を置いて絹を織出す人あり。或とき一首の歌を聞、大きに感じ、常に向ひ居る柱に其歌を書付はり置て、弟子をつかふ的とせり。其歌に曰、

おもひやれつかふも人のおもひ子よ
 わがおもひ子におもひくらべて

其柱の向ふは弟子の仕業場なり。主人かく心ある人なりければ、弟子も又心底にとをり感心し

けるが、弟子たるものの心得となるべき歌を、人にたのみ書もらひて、そのはしらのうらの方にはり置おきて、職分を勤るととしける。

まねをせよ主人へ忠義親へ孝

ひたものすればほんまとぞなる

誠にかたちとかげのごとし。主人の心ざしざんし行作ぎやうさく直すほなれば、つかはるゝものも心ざし行作すなほなるべし。

施印

又

そこなふまい

○大酒大食は 脾をそこなふ。

○色欲淫亂は 腎をそこなふ。

○喧嘩口論は 身をそこなふ。

○家業粗抹は 家をそこなふ。

○金銀放埒は 寶をそこなふ。

○我人不和は 交をそこなふ。

身體髮膚をそこなはざるは孝のはじめ、身をたて道を行ふて名をそこなはざるは孝のおはりとかや。

等がある。これ等は皆予の手許に存する施印であつて、然も孰れも上述やしない草の中にあるものである。この外やしない草には、實に夥だしい斯うした材料が蒐められてゐる。實にこの關係を名詮自稱せるものは、樗園老人の著はした心學一枚道話であつて、その自序には「其時、この題のあらましを一枚に記約めて聽衆に施せしが、積り／＼て此冊子となれり。」と明言してゐるのである。そはとにかく、實際使はれた施印それ自らの方から見て、道德・修養に關する事項を内容とするもの尙若干を擧げると、親犬の傍に子犬が餌を持って來てゐる繪を描きて、その上に、

大阪天満とかや、ある家にかひおきけるおき女犬、老さらばひやみふしてゐけるが、子犬そのかたはらをさらず。くひもの有たびく母犬にあたへてのち、おのれもくひしかば、主も不便びんべんをくはへかひ置しに、後のちに毛などぬけ、かまどわたりにおち散ちけるをいとひて、中戸の外に置ぬ。

子犬又食をくはへはこびてくはしめけるに、母犬ついに門前のみぞにて死たり。子犬みぞの水にひたりて、なきさけぶさま、人のうれひにあひたるごとくなり。かのちの人かたられければ、ある人

尾はあれど人におとらぬ犬みれば、

人のかほするこちが尾を出す。

となん口ずさみけり。げにも人さへ孝を以聞ゆるはまれなるに、畜類にしてかゝる志あるは殊にめづらし。かれは犬にして人の心あり、我は親によく事へざれば、人にして獸の心なりと、耻思ふあまり其由を記して同志の友におくり侍る。

と説明を加へたのや、盲目の子が床病に伏せる母親に恭しく食餌を捧げてゐる所を描いて、その上に次の如き記事が掲げてあるのもある。

此多仲は、山城國伏見中書坂勘六伴にて、十六才より燈油を賣歩行、兩親へ孝養を盡せしに、廿歳の年より盲目となり、按摩を業とす。孝養のために妻をもむかへず、色慾を忘れ、孝心たゆむことなし。四年以前父死去し、母は足こしたゞざる病床によくつかへけるよし、達御

聽今文化十三子年三十六歳にて御褒美御銀難有頂戴仕奉る。

眼のみゆる人はみるかは目のみえぬ、

孝子はおやのこゝろみぬいた。

伏見弘道舎社中 小島利與畫

又模範兒童の實例を採つたものもある。これは、兒童が書物を傍に置き次の文言を書き居る圖を示し、その餘白に、

河内國安宿郡國分村芝氏十平子息龜助、八歳にして前訓といふ書を能よみ覺へ、身に行ふてお

こたらず。一日自ら思ふ所をのべて是を書す。その言に曰、

人とうまれくるはおやかうゝのためなり。

かうゝにすれば天からふくをくださるなり。

ふかうにすれば神佛のばちあたるなり。

かうゝにせぬはいぬねもおなじ事なり。

天明二年壬寅二月

芝 龜 助

と掲げてある。これなどは、兒童を對象とした施印と思はれる。これ等に類するものは、前述脇

坂義堂のやしなひ草などにも若干見えてゐる。思ふに、節婦孝子義僕等の事蹟を性表し宣傳して、一般勸奨の資に供することは、石門心學者の太だ努めた所であつて、彼等の手によつて作られた刊行本も随分あるが、弘くは一枚刷の施印によつて宣傳され、且最もよくその勸奨の目的を達したるものである。文化・文政以後、江戸・大阪等で行はれた自身番の揭示の如きも、全然これに倣つたものとまでは斷言出来ないにしても、少なくとも、大きな刺激をこれから受けたものと推測することが出来るのである。

更に吾等の興味を唆るものは、迷信の打破を目的・内容とする施印のあることである。然もそれが、丙午の歳に於ける誕生の迷信を打破する企圖であるに於て、昨今縁談等に關して世上に行はれる迷信の有様を考へて、一入皮肉の感を惹くから、左に擧げると、それは馬の繪を書いて次の文言が掲げてあり、然も來年が丙午の年であるから、斯うした迷信が多からうと憂へて、前年の十二月に作つて施印されてゐるのも、用意の深きを窺ひ得るのである。

來年は丙午の年丙午の元日なれば、此年に生るゝ子は、かならずわさわわひありと世間に専ら沙汰あり、是大なるあやまり也。丙午の年ひのへ午の日にやどりしこそわざはひあれ。又月日懐に入と夢見て懐胎して勇者を産、或は夢中に翁來てさづかりし子の成長を物語り、智者・名僧

など生れし事はあれども、誕生日の吉凶に依て善惡の沙汰を聞ず。時來ば何時知ず生るゝ也。別而當巳年の懐胎を來年の年に産する事、何ぞ害あらんや。又來年は正月元日・三月二日・五月三日・七月五日・九月六日・閏十月六日・十二月七日、此七日の丙午の日にやどりさへせねば、少しも災ひなき事は、易者・名僧・古き醫者などへ得と尋し上、諸人の迷ひを助ん爲に人々能存知たる事なれども、末々心得違ひの婦人有て、月ばらひの薬を用ひ、又流産杯有ては、一命を失ふか、一生の病を求、第一天罰を蒙る事眼前なれば、氣遣なく安産有べし。言長ければ略して入用の事斗を記すのみ。

己臘月

この丙午の年の誕生に關する迷信を打破することは、諸所に且屢々行はれたものと見え、次の如き大同小異のものもある。

來年は丙午の歲丙午の元日なり。此年に出生する小兒は必ず災あるなど、沙汰する人世間に多し。是大ヒなるひがごとなり。もし丙午の年ひのへうまの日にやどりし子は災ひ有とのことならば、是はさもあるべき歟。庚申の夜やどりし子は生長して惡ルものになると言ひ、或はまた

夢に日月ふところに入ルと見て、智者・名僧を産みたくひむかしより言ひ傳ふ。是皆やどりし時のことにして、産るゝ年のよしあしをいふにあらず。ひのへうまに産るゝ小兒もこれに同じ。来る午のとしに出生する子は多く巳のとしにやどりし子なり、何の災ひあるべきぞ。もし萬一丙午のとしに誕生する子かならず災ひ有といふせつ尤なることあらば、丙午の前のとしに婚禮はなるまじきに、むかしより其沙汰なく婚禮のあるにて知るべし。上つがたにも御婚禮有しぞかし。是巳のとしの懐胎、ひのへうまのとしの誕生、けつして災い無こと明白なり。かならず我も迷はず、人をもさとし給ふべし。

一 此書付は能クものを合點がてんなされたる人々の爲にはあらず、田舎はしゝのかたゝには丙午のたんじやうを氣にかけ、とやかに案じ煩ひ、臨産のさはりにもなるべきかと、博覧知識の御かたゝに聞合、おろかなる婦女のまよひをはらさんため如「此のぶるなり。氣遣なしに目度平産なさるべし。

次に第二類は、職業・經濟に關するものである。職業といつても、當時の國民の大多數が従事したものは農業であり、又石門心學が初期に於て先づ對象とした所ものは商人であつた等の關係からして、農業・商業に關するものが多いのである。その一例として農業に關するものを擧げ

ると、右方に雄苗穂・雌苗穂・上々穂の三種の穂の繪を書き、その間に「一すじさがるをおなへほといふ、たねにあしく。」「すへ二すじそろうてさがるをめなへほといふ、たねによし。」「すへ三すじそろうてさがるを上々ほといふ。すへ三ぶをたねにとるべし。五ぶにても。」といふ説明を加へ、そして左方には次の如き文言を示してある。

靱種に雌穂を撰て用ゆれば、田地一反に貳三斗も取實多しと、近江の國兒嶋如水八十六翁の書き著はされたる農家業事に見たり。然るに越中礪波郡何某試る所、雌苗穂は二十穂に八匁宛餘計あり。同國新川郡何某試みる所、一束の藁に五合づゝ靱取實餘計あり。一反に付米一斗五升づゝと見ても、莫大の國益なり。

右加州金澤松村某施印して志に廣せんことを希ふ。また雌穂の稻は早照ひてりいもちにも痛いたかるく、また雌穂は雄穂と違ひ、立のびて株よく張ゆへに、風にもつよきよし松村氏噂うわささなれば、人々心がけて用たまふべき事なりと、再刻する事しかり。

丹州 中立舎施印

これは、他國他地方で施印されたものを更に再刻頒布したものであつて、斯くて施印の益々廣まつた一形式をも併せて看取することが出来るのである。商業に關するものは、大型の施印には

見當らないが、小型のものには有るから、後に他のものと併せて述べることにする。又經濟に關するものといつても、往時のことであるから、家庭經濟の外には出ないが、それでも衣食住一般に就て、その注意が相當に多く、前述やしなひ草中にも往々見えてゐるが、現に使用された施印の中にも、衣食住の三字を大文字で書き現はして見出しとなし、これに「きもの くいもの すまい」と傍訓を施し、その下に、

上見れば及ばぬ事のを、かりき、

かさきて暮せおのが心に。

世の中は有にまかせて事たらず、

無にことたる身こそやすけれ。

の二首の和歌を掲げたのがある。言ふまでもなく、一般生活の基底たる衣食住に對して、知足安分の心得を示したものである。又火用心の三字を大文字で掲示し、その下に、

かまどより火鉢こたつにふろの下、

手燭挑灯らうそくの燼。

の歌を加へたのがある。火の用心の宣傳びらである。これ等の施印は、その紙の縦は一尺五六寸

から二尺に達し、幅は六七寸に及び、その體裁といひ大きさといひ、今日のポスターと極めて相似て居り、然もその説明を平易な歌で示してあるなど、頗る古雅な點がある。

第三類は、衛生・醫事に關するものである。これも、極めて卑近な健康維持法とか、保命長壽法とかいつたもの、乃至は所謂民間療法の宣傳勸奨であるが、石門心學の中末期に至つては、藥草を採取することや、點灸を勧めることに努めたものであるが、それ等が亦施印によつて弘められたのである。例へば、江州日野の住人八十八歳の翁中井某敬記、と個人署名のある施印には、芭蕉の根を卸ろしてゐる所、及びその汁を病人の所へ持つて行く繪を書き、そして

○芭蕉の根、おろししほりて此汁を吞ば、忽ち時疫をば治す。此心は、じゑき發散いたしかぬるに、右のばせをの根をよくすりおろし、しほりて其生汁を茶椀に五六ばいも吞ば、治する事奇妙也。予今年八十八歳迄おほくの人に用ひて、一人も治せざる事なし。誠に

御上は父母にまさるの御慈悲あつて、民の病をうれひ給ひ、右のめうやくを去ル享保十八年に御觸あらせられ、又天明四年にも再御ふれありしは、難有こと廣大也。故に猶も世に弘く知しめたく、おろかなるの畫をなして深く兒女に傳、おそれながらも御代の御仁恩をあをぎ奉り、我も人も病苦のがれ給へと希ふのみ。

○芭蕉根、誰止むるとも、じふさおば、まぬかれたくば、用ひ給へよ。

右申ハ、醫師方の心によりては是をきらひ、用ひさせざる人あり。是大なる過ならん。予多年人に用ひて萬に一ツも治せざるはなし。醫師によりてこばみ給はゞ、ひそかに用ひて順快給ふべし。必うたがひ給ふな。

又右のめう薬を用ひながら、醫師方の御薬を用ひ給へ。是のみを吞て他のくすりを用ひずといふことにては、決而無_レ之候。

右妙薬、時後備急方と云書ニ有_レ之候也。

又めうがの根の汁を多く吞てもよし。

又ごぼうのしるを吞てもよしと、右の節の御觸書に御坐候也。

芭蕉の不自由の所にては、右を用ひ給ふべし。

享和三亥のとし夏施印

右御入用の御方へ随分奉_ニ差上_ニ度候。以上。

江州日野の住人 八十八歳の翁 中井 某 敬記

との説明が付いてゐる。これと同時に、醫學知識のまだ低かつた時代のことであるから、中に

は今日から見れば迷信に過ぎない内容の盛られたものも無いではない。例へば、頭痛の根を切_妙術と題書し、その下が三欄に分れて、次の三項が記されてあるものゝ如き、即ちそれである。

當享和四子年庚申のはじめは正月卅日なりしが、次の庚申は四月朔日なり。是を俗に三月_{みつき}の庚申とはいへり。十年の餘を経ざればならず、誠にまれ也。爰に奇術といへるは、來る三月卅日の夜に、屋根の高き所へ鉢の類を並べて夜露を取集、是にてはたらざる故に、井の水を二三合右つゆの中へ一ツに入、扱髪を解_とすきて、即四月朔日の朝六ツ時に髪頭_{かしこ}を能洗ふこと也。此術にて頭痛の根を切_妙、病をわすれしこと尤多し。信じて可_レ蒙_ニ神驗_ニ者也。

右神術は、浪花より來りて洛の西に住る兵助、是を用ひて頭痛をわすれしこと十餘年に及べり。此親類も又々如_レ斯の妙功を得たりと、予に告し志を猶亦人々の一助に弘く備ふることしかり。

施印

神傳 老夫曰、聞つたへて、庚申毎の露を臍に付ること兩三年にして、いぼとれしと也。誠に庚申のつゆに感應有ること又知るべし。

點灸を勧めたものに至つては可なり多いが、概ね小型の施印であるから後に述べる。

以上述べ來つた所のは大型に屬する施印であつて、比較的詳はしい説明をその内容に有つ

てゐるものである。勿論一概に大型といつても、その内容によつて大小様々であるが、大抵半紙・美濃紙又は西の内一枚乃至半枚の大きさであり、中には色紙大のものもある。そして施印全體の割合からいへば、その一小部分を構成するに過ぎないのである。それに較べて、數に於て遙にこれを倍徒してゐるのは、小型のもの即ち短冊型の施印であつて、寧ろ、普通の施印は概ね短冊型であつたと言つてもよい程である。そして、この種の施印は大抵教訓歌と、そしてその意味を指示する簡単な繪畫とを以て内容となし、その題材は前述大型のものと同じく亦、人倫・道德・職業・經濟・衛生・醫事等、庶民日常の生活・行事の殆んどあらゆる方面に亘つてゐる。尤も中には繪畫の無いものもあり、又

謝天地泰平恩

報君親師教徳

など、漢字の對句を掲げたのもあれば、仁・義・禮・智・信とか、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友とか、倫常德目だけを掲げ出したものもあり、或は又

夫孝徳之

たゞおやに能つかへなば千萬の

本也教之
所繇生也

わざもおしへもならざらめやは

越前大野社中施印

の如く、漢文と和歌とを併せ出したものもあり、又

今はむかし或人、米のあたひを、いつも壹石銀八拾八匁とさだめて飯米とし、世を渡りけるあり。たとひ豊年にてあたひ四五十匁に成りても、亦凶年にて百二十三匁になりても、

米

我一分は八十八匁と思ひとりて、更にこれがため心を動かさず。誠に無事に變を忘れずといふべし。中庸に所謂、事豫則立、不豫則廢、事前定期不躓、不前定期困、とある意にもかなへるにや。誰も萬此意にあらまほし。

の如く一條の訓話を提出したのもあり、乃至は

ふたるこゝろを失ひなりで、死んでしまふはあんまりじや。

貧と福とは天命なれば、われがまゝにはどもならぬ。

もがき貧乏する人多し、ならぬもふけをしたがつて。

の如く三幅對の教訓を並べたのなどもある。けれども大多數を占めてゐるのは、直前にも一言し

た如く、教訓歌に繪畫を添へたものである。次にその若干の實例を挙げると、例へば、帆掛け船の繪をかきて、

父親のいかりや母のとりかぢは、人なみに世を渡らせんため。

親鶴が雛鶴を護る繪をかきて、

人のおやの心はやみにあらねども、子をおもふみちにまよひぬるかな。

駕籠舁と旦那との繪をかきて、

よの中はかせにこのはのうらおもて、

きのふはだんなけふはかごかき。

姑と娘とのいがみつてゐる様を描き出して、

いにしへのよめのつらさをおもひなば、

おにばりといかでいはれん。

しうとめをおやじやおもひつかへなば、

いかでふたゝびいへをいづべき。

幼児が井をのぞき居る場面を描き出して、

井のはた遊ぶ子よりもあやうきは、

道をまなばぬ人のみのうへ。

小娘が湯を遣ひ居る様を示して、

湯をとりてかほや手足の垢よりも、

こゝろのあかを落せ小むすめ。

老漢が酒壺から酒をつぎ居る様を示して、

けふよりは身の行ひをたゞさんと、

おもふばかりにまたも日くれぬ。

銚子と盃とを描いて、

少しづつ銚子盃かたむけて、

ついにひつくりかへす家藏。

小盃さかづきに半なばならねど足事たるとを、

知してのむ酒ほどよひにけり。

栗のいがのはぢけた姿を描き出して、

そこからは手もさへられぬようがいを、

うちからやぶるくりのいがかな。

十手・早繩・手錠の飾つてある場面を出して、

いれまじとかざりし手がねわれと我、

我手に入りてわれとくるしむ。

早繩のかゝる御慈悲の御説法、

よくきとりてじつていにせよ。

順風に帆を上げた船と、逆捲く波に揉まれる小舟とを描きて、

ふねと水中よくてこそ世はわたれ、

心のあらし浪風ぞうき。

兒童が手習してゐる姿を描いて、

板に彫る文字さへ直にうつれるに、

などうつらざる人のこゝろは。

うつせなき天津めぐみの忠と孝、

おしわたりたる人の性善。

幼兒が鬼の面の玩具を提げ居る姿を出して、

身がつての糸をひくゆへ直に鬼、

はなせばすぐに生れ子と成る。

はら立なくなむりすな身最肩の、

いとおそろしき鬼子とはなる。

瓜の蔓に瓜の實つてゐる所を描き出して、

瓜のつるになすびはならぬことわりを、

知てゐながら悪のたねまく。

鬼が火の車を牽いてゐる姿を畫いて、

おのづからしんるのけむり吹たて、

我とむかふる火の車かな。

非人乞食が二三人集まつて残飯を喰つてゐる圖を描き出して、

親の手にあまりものぞといはるれば、

あまりものくふ非人にぞなる。

古釘の歪みを打直してゐる所を畫いて、

古釘のゆがみもうてばなをるのに、

などすぐならぬ人のこゝろは。

母親が子に炙をすへてやつてゐる所を畫いて、

孝を身に引受人の判よりも、

すべてたしかなしやうもんの炙。

筋かいなむりをいはずと炙すへよ、

子のわづらひは親のけんべけ。

病ついで炙すへんとおもふのは、

三里さがりし事でこそあれ。

こちらには、汗を流しながら駕籠を擔いで走る男、又あちらには、風車を持つて遊んでゐる子を
表はして、

子はしらずおやおもにのよつでかご、

白柿の圖を出して、

しばしもやすむいきづへはなし。

しぶきとてすてゝおかりよか此やうに、

あまくなるのもていれ一つで。

藜々と繁つた松の大木と、その下に落葉をかく箒とを畫いて、

朝夕にかけどもつきぬ言のはは、

まつのみさほの誠なりけり。

又人が食膳に對つて箸を取り居る繪を描きて、

箸とらば主人や親の恩を知れ、

わが一力で喰ふとおもふな。

月日にもくもりつくる習ひあり、

一日かけてならぬめしわん。

この食事毎に感恩の思念を起させようとする意圖を内容とした施印は、随分弘く行はれたもので
あつて、現に大阪の明誠舎で近頃厚紙で作つて施印した箸袋の如きも、表には、

はしとらばあめつち御代の御めぐみ、

主人や親の恩をあぢはへ。

裏には、

國の爲め家業はげみて身を修め、

家を保つて道を守れよ。

道を立忠と孝とに身を盡し、

心直ほに徳を尊とめ。

と刷つてある。尤も短冊形の施印に於て繪畫と共に掲げ出されてゐる歌は、三十一文字の短歌ばかりとは限らない、稍長い韻文もある。例へば修敬舎で出したもので、口を象徴した人と、心を象徴した人とを描き、更に口と心とを重ねて、その上から釘を一本打ち込んで、忠といふ字を造る姿を畫き表はして、その餘白に、

口と心が二つにわかる、

これをかさねて釘うちあはず。

主見たならよろこばしやろう、

親がきいたらさぞうれしかろ。

と掲げ示したものなどである。

これ等の中には、上述やしなひ草の中に載つてゐるものもあり、又繪は略ぼ同じで歌の變つてゐるのや、歌は同じで繪の變つてゐるのや、換骨脱胎の跡の歴然たるものや、所謂同曲同巧のものゝが頗る多いのである。その印刷の如きも、稍巧なもの甚だ拙なもの等區々であつて、中には、繪も文字も木版とは思へぬほど粗雑で、然も又野趣の横溢せるものもある。思ふにこれ等は、草深き田舎の道場で施印されたものであらう。とにかく全體を通覽する時は、如何に多くの場所に於て、又時を異にして然も繼續的に、斯うした施印が如何に盛に發せられたかを想見するに足るであらう。白石正邦學士の尊敬すべき研究に據れば、心學教は、寛政年間には二百内外の覺舎を見るに至り、就中所在地の明白なものだけを擧げて、その分布は實に全國四十有三州の廣さに亘つてゐる。「石門心學の研究、四、心學教の分布及其範圍。」それ等の覺舎の全部とは言はないまでも、その中の相等多數の覺舎で施印が出されたとすれば、その總額は、恐らく極めて夥だしい量に上つたであらうと推測されるのである。

そはとにかく、石門心學の講舎で頒布した施印には、上述の如く教訓歌がその主要な材料にな

つてゐるのである。蓋し、この派では道話の要領をば、卑近平易な歌詞に纏めて表はし、これを誦することによつて全概念を明瞭にし、又これを以て實踐の規箴とさせるといふ一つの教育方途が講ぜられたのであり、それは手嶋塔庵以來盛に用ひられたものである。そして古くから我邦に存し、殊に僧侶によつて多く用ひられた所謂道歌をば、一層普遍的に教化上に活用したものと云つてよい。大島有隣の如きは、古來の道歌六百四十餘首を蒐めて心學道歌集を編み、自らも亦心學和合歌九十三首を作つてゐるし、曾根守愚の如きも、五百八十三首を集めて同じく心學道歌集の刊行をしてゐる。又これも古くから存する一つの様式であるが、いろは四十八文字の順に一つ宛を頭字に取つて、四十八首の教訓歌を作つたものもある。即ち、いろは教訓歌は、必ずしも心學者の創めたものではないけれども、然し心學者によつて、所謂心學いろは歌なるものが作り出されたのである。そしてこの心學いろは歌は、概ね一つの系列として繼續的に施印されたものであつて、多分他所でも施印されたであらうと思はれるのであるが、最も著しい流布を見たものは、實に文化年間大阪東町奉行平賀貞愛が、一方心學道話を奨励し、他方寺子屋教育の内容を改善し、然も兩者の間に若干の關聯を見るに至らせた頃から、明誠舎・靜安舎その他の大阪の多くの心學道場で施印頒布したものである。尤も大阪のみでなく、京都・伏見等に於ても、同時に施印頒布

されたのであるが、これ等の施印は、さすがに上方文化の中心たる京阪で印刷されたものだけであつて、文字といひ繪といひ、頗る鮮明であり、その體裁も亦稍古雅であつて、前述草深き田舎の道場で施印されたものとは、自ら相異なつてゐる點を認めることが出来るのである。その歌だけを擧げると、次の如くである。

い いぢがわるうは生れはつかぬ、

直が元來もとよりうまれつき。

ろ ろくなこゝろを思案でまげる、

まげねばまがらぬわがこゝろ。

は はぢをしれかしはぢをばしらねば、

耻のかきあきするものじや。

に にくむはづなは不忠と不孝、

ほかはにくまふやうがない。

ほ ほしやをしやの思案は鬼よ、

らくなこゝろをくるしめる。

へ へちた事には善事よきことはないぞ、

しれた通とほりがみなよいぞ。

と ともかくにも親孝行と、

主ちちへ忠義をわすれやんな。

ち ちかい親子にむごいを見れば、

あかの他人はおそろしや。

り 利口ぶるのは大かたあほう、

しれた通りでよい事を。

ぬ ぬかるまいぞや思案の鬼が、

こいと地獄へつれてゆく。

る 留守といはれぬのをれがこゝろ、

よいもわるいもおぼへあり。

を 男女おとこの行儀が大事、

あくしゆうものめは人のくず。

わ われをたてねば悪事は出来ぬ、

しれよ心に我はない。

か かねをほしがるそゝろがいやよ、

人を見くだす天狗ずき。

よ よだれ八尺ながすは色に、

まよへばまよとろさもおぼへなし。

た ためにより事いふものはいやで、

毒をあてがふ人がすき。

れ 禮儀だてこそおかしうござる、

だてのないのがれいである。

そ 損をかけたたり無理をばするは、

得じやござらぬ毒じやまで。

つ つねに主をば大事におもへば、

しごとするのも手がかるい。

ね ねてもさめても立ても居ても、

無理をいふまいむりせまい。

ないとおもふはそれははや思案、

あるのないのはみなまよひ。

らくがしたくば心を知りやれ、

らくがこゝろのうまれつき。

む むごい事をばいふたりしたり、

すれば我身にみなむくふ。

う うそは心におぼへがあるぞ、

人はともあれ我は知る。

ゐ ゐでの玉川圓うも見えぬ、

何がながれじやはてがない。

の のめやうたへや一寸さきは遠い、

さわぐおのれが圓でやみ。

お おくの奥までさがして見ても、

かぎりしられぬ我こゝろ。

く 久米の仙人おかしい事よ、

うそのかわ見てだまされて。

や 灸をすえやれ孝行ものじや、

親もよろこぶ身も無事な。

ま まける事をばきらやるげなが、

なぜに欲にはようかたん。

け けはい化粧で外からぬれど、

むさいこゝろはぬられまい。

ふ ふるい物ほど重寶ならば、

はじめしられぬ我こゝろ。

こ こくうむてんにおひろいすまむ、

柱なればやねもなし。

え 縁にひかれて心はうつる、
わるい事にはまじるまい。
て 天のめぐみでないものはないに、
恩にきせねば恩にきず。
あ あたらこゝろに思案のそへ木、
それがつかへてうごかれぬ。
さ ささても心は奇妙なものじゃ、
おぼえしらねど覺へしる。
き ききたらきたまゝ去ればさつたまゝ、
とかく思案はみなくずじや。
ゆ 夢の世じやとは口にはいへど、
寢言いふのがものほしや。
め 目にもみへねば音にもきかず、
されどなしともおもはれず。

み みたいしりたいたいそのこゝろざし、
あればしらるゝわがこゝろ。
し 知ればしらるゝ心をしらで、
くらす人こそはかなけれ。
ゑ 得たる心をうしなひなりで、
死んでしまふはあんまりじや。
ひ 貧と福とは天命なれば、
われがまゝにはどもならぬ。
も もがき貧乏する人多し、
ならぬもうけをしたがつて。
せ 世智でかねをば持ても慈悲で、
人を救はねばかねのばん。
す すまば住よし赤子の心、
これぞめでたききしの松。

京 京の大平樂々の身で、

外の願はみな榮耀。

このいろは歌の施印が、全部今も存してゐる所を以て見ても、そのいかに弘く流布したか判り、又寺子屋では、一年中最も賑はしい行事たる七夕祭遠國踊の歌謠に、これを使つたのである。遠國踊とは、大阪の主な寺子屋では、七夕祭の夜、教場内をば提灯で飾り、女兒は揃ひの衣服を着し、帯をつないで一列となり、町を練り歩いた。町の悪戯漢が故意に横ぎつて列を切りなどする爲、男兒と卒業生中の有志者から成る世話役とが、これが保護に當つたものであるが、かくて街上を練り歩いた後、教場に入り、遠國節を謠つて踊をなしたのであつて、これを遠國踊又は單に遠國と呼んだのである。斯うした行事は、心學の行はれる前からあつたのであらうが、心學が盛となつてからは、その施印したいろは歌を以て、その歌謠としたのである。目に訴へられた施印が、口に誦せられる七夕踊の歌謠となつた所に、興味ある流布の途行きを認めることが出来る。この遠國踊は、大阪地方のみでなく、海を隔てた淡路にも行はれたのであり、又該いろは歌の施印は、京都・丹波・丹後・但馬等の諸地方でも行はれたのみならず、最近京都の明倫舎では、そ

の全部を一書となし、めざめ草と題して出版してゐる。

施印は、道德教訓としてのみならず、極めて簡単な柱曆としても頒布されてゐる。それは、その歳の干支と月の大小とを示すと同時に、一つの規箴をも與へようとする企圖であり、随つて年更へる譯けである。例へば、前に挙げた謝天地泰平恩、報君親師教徳の如きも、上に文化十年癸酉、有偏爲大とあつて、偏のある字の當たる月即ち一・三・七・九・十及び十二の六個月は大であり、他は小であることを示したものである。然し斯やうに漢字で表はし、偏の有無を以て月の大小を示したものは、寧ろ特例に屬し、數多き普通のもの、概ね平假名で書き、その音の清濁で月の大小を示してゐるのである。比較的古いもの、實例を挙げると、

寛政十戊午年	ぶんほどほどで
大人者居易以清	けががない
小人者行險以濁	施印

寛政十戊午年大小
大人者坦蕩而清
小人者長歲而濁

ぜんとしつぎ
ですぐがよい

施印

文化 大人者不
十五 失其赤子
戊寅 之心是故
大小 清矣

あかごめでたし
がいがでぬ

等の如きである。中には、十二支のその年の分を繪で表はしたものもあり、又

本立てちいば
父母の枝葉より
慈悲の花さき
このみとぞなる

文化 九壬
申年
大小

すむは大人
ちいばぶぼの
にござるは小人
じひのみぞ

施印

文化九申大小 萬事分限に可應

初春をはしごのごとく心得て

油斷めさるな我が世帯かな

これこゝにこれこのはしご

の如く、歌や短句を併せ出したものもある。最後のものは、清濁によらず、「こ」といふ文字の位置で、大小を示してゐる。月の大小は、大陽暦を使つてゐる今日の吾等には殆ど問題で無いのであるが、明治維新前我が邦で使はれた大陰暦では、歳毎に變はるのであるから、當時の人達には常に注意を要する事柄であり、干支も亦、今日とは違つて極めて重要視されたものであるから、それを即座に知り得る便宜に備へたものであるが、同時に又、適切な教化をこれに附帶させたものである。曆によつて民衆の生活と修養とを結合的に指導しようとする方途は、外國では、ベンジャミン・フランクリンの嘗て企圖した所のものであるが、我が邦では、これより早く、既に石門心學派の人々によつて用ひられてゐるのも、亦注目すべきことである。

尤も施印は、全然石門心學派の創意であるとは斷言出来ない。廣い意味に於ては、これが先蹤

とも認められるやうなことが、宗教上には既に若干行はれた形跡がある。かの一遍上人が諸方を行脚して、熊野本宮證誠殿に通夜して得たといふ南無阿彌陀佛・決定往生六十萬人てふ十四字の符を、老少男女に普ねく授けたといふことの如きも、その一である。然し教化の意圖で施印を盛に行つたのは、石門心學派の努力であつた。又床の間に書畫の軸を懸け、屏風・襖に書畫を書きなどして鑑賞する風は、少くとも室町時代以後に於ける我が邦中流以上の家庭の風習であり、又さうした畫に贊を附することは、少くとも文人畫・禪畫等には随分多いためしである。繪に教訓歌・格言・俚言等を加へて頒與した石門心學派の施印は、これと全然無關係に起つたとは考へられない。却つて中流以下の民屋の楣間・柱や襖・障子に、適切な貼掲の材料を供給して、然も教化の光をば權籬茅屋の間にも射し込まうとしたのが、彼等の意圖であり工夫であつたと考へられるのである。然も既にその對象が庶民の生活であり、手段が卑近適切を旨としたのであるから、ひたすら俚耳に入り易きを努めて、毫も高尚上品を求めたのでない。随つて、その歌の如きも拙劣なものも随分多く、説明の文句の如きも極めて素朴であり、繪畫の如きも亦概ね略畫に過ぎず、且野趣滿々たる姿である。それ等は企圖者の關心の中心ではなく、却つて蕪地に躬行實踐を勧めた熱意と純情の自然の流露であることを識別すべきである。

次に歐米のポスターは、いつ頃始まつたものであるか。昔エヂプトの契形文字で現はされた石文に、プトレミーをば「太陽の眞の子、月の父、人間幸福の保持者」と示したものがあつたが、これは高札・掲示等に當るものであつて、ポスターとは言はれない。又賣買・交換・取引等の目的で看板を掲げ、「びら」を撒くことは、昔希臘のアテネにあつたと言はれてゐるが、充分確かでない。確かなのは羅馬以來のことであつて、西曆十六世紀以後のものは記録にも残つてゐるが、然しこれは今日の所謂廣告に當るものであらう。支那の昔には檄といふものがあつた。一尺二寸の木簡に事由を書いて、人を呼び出すのに用ひたものだと言ひ傳へられてゐる。人を勧誘し若は催促する場合等に發する書簡で、我が邦では回文、獨逸ではゼンド・シュライベンと稱へられるものは、古くからあつたものであるが、これ等も亦今日のポスターとは、おのづから相異なる所がある。今日の所謂「散らし」即ち獨逸のフリーゲンデス・ブラット、英・米のフライイング或はパンフレット等は、これから生じたもの、如くであるが、然し節約を守れとか、衛生を重んぜよとか、時間を勵行せよとかいふ教化的目的を有つたポスターの現はれるに至つたのは、斯かるフリーゲンデス・ブラットやフライイング、パンフレット等よりも後のことであつて、これは寧ろ最近のことに屬するやうである。思ふに、西曆十九世紀の終末に於て社會的教育學説が興り、社

會教化の運動が盛となり、通俗教育の事業が世界孰れの邦國に於ても、頻に講ぜられるに至つたその現れの一として、盛に出現したものゝ如くである。

然るに我が邦では、既に約百五十年前から石門心學派の手によつて、上文詳述し來つたやうな施印が随分弘く行はれたことは、注目すべき事象である。尤も同じ教化の意圖に出たものであつても、今日歐米に行はれるポスターと石門心學派の施印との間には、その方途の上に相異なる點もある。第一に、今日のポスターは、概ね街頭・公園等人々の多く集る所、多く通る所に掲げ出されるのに對して、昔の施印は、家々の楣間・襖・障子等に貼り出されたのであつて、一言以てこれを掩へば、前者が街上の教化であるのに比べて、後者は家庭・居室にまで入り込んだものである。茲に吾等は、社會教育と家庭教育との關係、もつと突詰めていへば、街頭・會堂等に限られず、それ等よりも一段深い層にまで入り込む所の社會教育、同時に又、親が子を訓へるといふことに限られず、さうした一筋よりも更に廣い筋を含んだ家庭教育、に就いての深刻な思念にまで導かれるのである。第二に、今日のポスターは、概ね一時的・露出的であるのに比べて、昔の施印は、居室的・内奥的であつて、常住不斷の實踐躬行を狙つたことであり、茲に吾等は、教化の效果・能率の問題に關する又一つの意味深い考察點にまで導かれざるを得ないのである。第

三に、今日のポスターは、文句よりも寧ろ繪畫の方が主であるやうに思はれる場合が多いが、昔の施印にあつては、繪畫よりは文句の方が確かに重視されてゐたのであるし、これと相關聯して第四に、今日歐米のポスターには、種々の彩色が施されてあるのがあり、寧ろ、けばけばしいまでに華やかなものが多いのであるが、我が邦從前の施印には、白地に黒く書き出した普通の方法と、稀れに用ひられた黒地に白く浮かべ出した方法と、二つだけであつて、彩色の施されたものに至つては絶無である。然も却つて古雅素朴の掬すべき點もないではない。共に以て刺激手段の推移と一般好尚の變遷とを見るに足るべきであらう。

一括してこれを考へるに、同じ社會教化の方法でありながらも、一方は外發的であり宣傳的であつて、一般の華やかさを示してゐるのに較べて、他方は内向的であり觸發的であつて、各々の人に肉迫するの感がある。これを沿革的に眺めて、概して西洋に於ける教育の仕方と東洋に於ける教育の行き方との相異が、茲にも現はれてゐると見てよい。然しこれは、單に史的考察に止めべきものではない。この史的考察をば學的考察にまで轉轍し得べき契機が、そこに潜んでゐるやうに思はれる。といふのは、社會教化の方途の研究は、現在一つの重要な問題である。今日北米合衆國では、四十有餘の大學及び高等程度の學校に於て、廣告術が課業として教へられてゐる。

勿論これは、教化の目的ばかりからではないけれども、然し教化の目的に於ても亦、成るべく廣く人の耳目に訴へると共に、成るべく深く徹底させる方法に就て、尙一段の攻究を積むべき必要のあるのは言ふまでもない。然るに現在行はれてゐる方途の中には、中心の移動が餘りに速くて、浸潤貫徹の力は割合に弱く、動もすると、一時的であつたり泡沫的であつたりする缺點のあるものが無いではない。歩調の速い世相の現れでもあらうが、然し教化の事業は、どこまでも深刻な徹底を企圖する周到な考慮を肝要とするものである。これ等の點に關して施印の如きは、嘗に懐古的興趣を唆るといふだけでなく、今日及び將來の教育上、大に参考に資すべき所があると考へられる。即ち、これを活かして使ふことは、かの古い革囊に新しい酒を盛るの類ではないと信ずるからである。「東京文理科大學文科紀要第一卷掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

- 中山久四郎著 六論衍義に關する研究〔三宅博士古稀祝賀記念論文集所掲〕
 手嶋堵庵著 爲學玉帶
 脇坂義堂著 やしなひ草
 佐藤誠實著 修訂日本教育史
 拙著 日本庶民教育史
 手嶋堵庵著 前訓
 櫻園老人著 心學一板道話
 白石正邦著 石門心學の研究

第四篇 林子平の教育思想

一

林子平の教育説に就ては、明治三十四年十一月恩師故三宅米吉先生が、當時發刊されたる雜誌「教育界」の創刊號に於て、これを述べられて、

林子平は教育家にあらずして經世家なり。故に其の教育を論ぜるは、専ら經世の見地よりせしなり。彼れは實に教育を以て、國家の經營を施すに最必要なる手段と爲せり。彼れは教育によりて、其の經國の方策を實行するに適する士民を養成せんことを欲せしなり。

と言はれたのは、全くその通りであつて、然もそこに、所謂教育家にあらざる林子平の教育思想の規模と特色とを、吾等は見出し得るのである。

林子平の教育思想は、その著父兄訓以外、海國兵談・富國策及び仙臺藩に上つたる數回の上書等にも散見してゐる。先づその根本思想を擧げると、海國兵談の卷十六に、

文武は天下の大徳にして、偏廢すべからず、禮樂刑政、總て國家を經濟する事、文にあらざれば、程よき事を不得、暴逆を討伐して、國家の害を除く事ハ、武にあらざれば叶難シ、「中略」然ルに物・本末あり、文は武の本なり、文を知らざれば、武の本體を會得しがたし、近頃今川了俊が、不知文道、而武道遂不得勝利と云ルは、文武一致の趣を吞込たる言にして、俗見の上には殊勝也、「中略」扱武の本體を會得するには文に因べし、文は書を讀むを本トス、廣ク書を讀時は、和漢古今の事情に達シ、損益得失を吞込故、誰傳授するともなく、自然ト文武の本體を會得する也、

と述べて文武の一致を説いてゐる。子平は、國家を經濟するの要が九つあつて、それは食貨・禮式・學政・武備・制度・法令・官職・地理・及び章服であるとし、同じ卷十六に、

抑國家ヲ經濟するの要、九ツあり、食貨、禮式、學政、武備、制度、法令、官職、地理、章服也、夫レ人・食無レバ死シ、貨・無レバ物を通ズル事不能、此故に食貨を經濟の第一とする事也、既に食て、禮式なければ、人倫不明して、開闢の當坐の人の如シ、此故に禮式を立て、人倫を明にす、扱人の道立てても、不學ば智發ク事なし、此故に學問を勸めて、智ヲ開カしむ、此三ツは、人を取立ル肝要の法也、武備は軍陣の用意を不_レ忘して、太平の世にも、治

兵操練などして、人馬に戦法をも教、又武器をも不_レ取捨、制作修復する事也、制度は、事物に定式ありて、天子の事物、諸侯、大夫、士、庶人の事物は、諸侯大夫士庶人の事物ト、段々に定法あるを云、是尊卑を分チ、上下を明カにする道にして、且奢を防グの術也、法令は掟を立て、其掟に不_レ從者を仕置シ、觸流ス、教令の廢セざる様に爲ル事にて、一人を懲して、千萬人ヲ正ス術也、官職は天下中の事、一人にて世話やかる、者にあらざる故、諸の役目を立、人々の器量を撰て、夫々の職を授けて、一色づ、世話致サする事也、地理とは、國の寒暖、地の厚薄、山澤河海、高下卑濕の差別ヲ細に察して、寒暖厚薄山澤河海高下卑濕の利を不_レ失、尺土も空ク捨置ざる様に、夫々の手あてを爲て、地の利を盡ス事也、章服ハ、尊卑の冠冕衣服に、夫々の色分大小等有て、姿を見て、貴賤高下の人品を知、混亂無禮の出來せざる様に講たる法也、此九ツは、經濟の大趣意也、又各一條毎に説有ト云ども、言長ければ不_レ筆、但シ推廣メテ言フ時は、經濟は、武備の根本、武備ハ經濟の輔佐なりト、合點すべし、と論じてゐる。即ち教育は、國家の一つの職能として、極めて大切なものであると指摘されてゐるのである。そしてその學政なるものに就ては、明和二年の春、子平二十八歳の時、仙臺藩の國老に上つた献議書、即ち上書第一の中に「學政の事」と題して、次の如くに述べられてゐる。

一學政は學校を建て人に學問を勧め候政にて御座候扱國政は人才を得候事を第一と仕候然に人才は學問より生じ候物にて有之候故學政を先と仕る事にて御座候併當時はやり候四書小學近思錄杯の講釋を承りたる計にては才の生じ候事は決て無御座候兎かく學問は朱子流も陽明流も仁齋流も徂徠流も入り不申候者に御座候只博く書を讀候て和漢古今の治亂興廢損益得失を知り候へば自然と才智は生じ候者に御座候然る故に學校所に書籍を夥敷入置候て人をえらまず讀書仕らせ候事學政の主意にて御座候當時の御家中の諸士十に六七は萬事不心得にて不埒油斷なる體に相見得申候是は畢竟學問不仕候て諸事不吞込成故にて御座候是を取立候事學問にて無之候得ば不叶事にて御座候扱又大祿の者はいつも大役相勤候事にて御座候大役相勤候事は不學無術にては損なる事多く御座候別て大祿の者へは學問御勧め可被_レ成置_一候學校の作法は下に相記申候

一四方百間位の屋敷を被_レ相立_一候て其中に御文庫を作り傍に役所を被_レ相立_一候て御役人を被_レ相附_一又右の役所の脇に六七十間の長屋二通り計り被_レ相立_一候て是を一問程づにしきり置候て書生の讀書部屋と可_レ被_レ成置_一候

一學校へは御一門衆始諸士無_レ懈怠_一出席可_レ仕旨可_レ被_レ仰付_一候勿論倍臣凡下迄も出席不_レ指支_一

候旨是又可_レ被_レ仰出_一候

一出席の者何にても見たく存候書物有之候は御役人へ相斷候て出候様に仕、勿論其日切に納候様に可_レ被_レ相定_一候

一學校に被_レ差置_一べき書は和漢の歴々たる書は不_レ及_一申近來の小説物、并通俗物、軍談物、迄御取揃可_レ被_レ差置_一候勿論龍寶寺に有之候書を被_レ召上_一候て學校へ可_レ被_レ相入_一候

一右の屋敷の中に天文臺并役所をも被_レ相立_一候て戸板善太郎杯に被_レ仰付_一候て天文算術の稽古御勧め可_レ被_レ成置_一候

一右之通學校御造作又書籍御買上被_レ成置_一候には餘程の御入料懸り可_レ申候問士は不_レ及_一申町人百姓迄も壹人前四五錢かゝりの御用被_レ仰付_一候て右の金にて學校造立并書籍御買上可_レ被_レ成置_一候

一右の如く學校造立被_レ成置_一候て其上にて出席の義をば随分嚴敷御世話可_レ被_レ成置_一候右の如く被_レ成置_一候は人々世事人事の大綱をも吞込候様に相成可_レ申と奉_レ存候扱只今の學校の如く御儒役之者書の中計り出勤致候て四書小學近思錄杯を一二枚ヅ、講釋致候計りにては何の役に立不_レ申候間此度被_レ相改_一候て實に學問の益に相成候様御取立可_レ被_レ成置_一候

又天明元年十一月、子平四十四歳の時に再び仙臺藩の國老に上つた献議書、即ち上書第二の中にも、藩學養賢堂の改革案をば、次の如くに論述してゐる。

一學校之儀當時勾當臺の養賢堂は空名にて其實は餘り龜相に御座候殊に其修方拙く御座候故、人才を生じ候程の業は出來不仕候拙者儀諸國を經歷仕候て國々の事を見聞仕候に尾州には練兵堂と申候稽古所有之候て諸士に武藝を教へ申候、肥後には時習館と申候學校有之候て文武を教へ申候、備前には靜雲寮と申候學校有之候て文武を教へ申候、薩州鹿兒島には江戸の聖堂を移し候て大成殿と申候學校を建立候て教を施し申候其外薩摩の内、加治木、今泉など、申候所は薩州御家臣大身者の在所にて外城と唱へ申候其所にても相應々々に學問所を立置候て習はせ申候然し此國々の仕形、十分に調ひ候と申すに無御座候得共然れども其國人共幼少より文武の大略を見聞仕候故、多くの内には早く上達に至り候者も出來申候其外小家の御大名にても上より文武の世話被致候家筋の家士は志もするどく候故、自ら果敢の士も出來候其上他所人へ對し候て言語應對に推し減りも不仕候故、かりそめの出會も見事に御座候如斯の益有之儀に御座候得ば拙者存寄は勾當臺の學問所を推廣め候て大に文武場を備へ申度奉存候先其文武場には聖堂を建候て是を文武場の根本に仕其外六藝場を設候て六藝を教へ又醫學校、天文臺、

相撲場等迄設候て夫々に教を施し又大馬場、並に大池を構候て人馬の駆引、水練、舟揖、等の事に至候迄教へ申度奉存候、先其大略を申候は、聖堂には書籍を夥く入置候て人々に讀書出精爲仕、博覽を勧め候て萬藝の元手に爲仕べく候又醫學校は本道のみ不限、外科、鍼、灸、ともに講論可爲仕候尤此醫學校をば直に施藥所に仕り申度奉存候御國には大概の御手當は皆揃ひ候得共、施藥所の無御座候は残念に奉存候乍然妄りに御施藥と申候は、不殘御施藥所へ入可申候問茲には掟の定め方可有之奉存候先大公儀の御藥園は窮人へ御藥を賜り候御趣意に御座候得共是も御藥園へ入り候人數に限り有之候て其上は何程願候ても不被相入候扱此極り高の内、本復致候歟又は死候て極り高の内不足に成候得ば先に願置候者より順々に被相入候大公儀さへ如是に御座候得ば御國の施藥所は猶以て致方可有之事に奉存候拙者存寄は何病に不限、難病の者ばかり被相入候て諸醫に療治被仰付候は、御惠にも相成、又諸醫の修行にも可相成奉存候扱天官の儀も昔より御世話被成置候て代々日稽古人をも被相附、傳授致候得ば少しは天官の様に御座候得共、或は面々の屋敷内に微かに司天臺の様なるものを補理、又は天度の器物も一代切りに拵候類に御座候得ば何れも微々たる事のみ御座候て指立候儀無御座候故に御座候へば此以後は永代の天官屋敷に被相定候て臺をも丈夫に拵

置代々の稽古も此所にて定め後々は御國曆に被_レ成置_レ可_レ然奉_レ存候、又禮、樂、數、は一輪に被_レ成置_レ候て仕附形、亂舞、音樂、算勘、等を教可_レ申候、射は堂形、並に指南役、數多有_レ之候得ば是にて事足り候得共、御國風にて諸の射手共、大的の下手なる事に御座候得ば大的場を構置候て勝手次第大的を爲_レ射可_レ申候其外奉射、帶佩、賭弓等又は鎧弓を爲_レ射可_レ申奉_レ存候又角力場を立置候て有力人を集め角力稽古爲_レ仕度奉_レ存候角力は元來武士の業にて御座候得共、近來は卑賤の所業に相成申候乍_レ然御國は世々關取の出候所にて日本第一の相撲國と被_レ唱候て罷在候得共、餘り御手當無_レ御座_レ候故、此末關取も出申間敷様に可_レ相成_レ奉_レ存候得ば少し人氣を引立、大物を出し候爲に角力場を被_レ相建_レ可_レ然奉_レ存候扱火消の儀只今迄は御物頭役、一日切りに面々の屋敷に人馬を呼候て相勤來候得共、甚不辨利なる事に奉_レ存候、第一櫓へ遠き屋敷は鐘の聞付も遅く火事の方角も不分明にて彼是うろたへ候事に御座候此以後は櫓下に人馬を入れ置候小屋を少々補理候て馬をば馬具共に二三疋被_レ差置_レ扱當り前の御物頭、御足輕等、櫓下へ交替致候て相勤候は、鐘も早く聞、方角も直に知れ候て駆引の爲にも辨利に有_レ之、面々の宅も騒動不_レ仕、日々馬を牽替候勞も無_レ之候て萬端よろしかるべく奉_レ存候、尤門内火消も所を被_レ相定_レ可_レ然歟と奉_レ存候此七條皆學校に相附候事故、荒増を申上候委さ儀は事に臨

み候て如何様にも制作可_レ有_レ之御事に奉_レ存候又武器庫を建置候て武器馬具等を夥く入置、一ヶ月兩三度づゝ人馬武器を取付け候て騎射、步射、組打、鎧走り、早駈、楯持、這寄等の事を爲_レ致候て人馬を鍛ひ申度奉_レ存候又池水を構置候て舟をも浮べ置き水練、水馬の藝、或は舟の取廻し楫、棹等の遣ひ方、船橈の取あつかひ迄教へ置申度奉_レ存候扱學校に馬百疋計立置候て當世流の乗方を改め古流に復し其上、唐、阿蘭陀等の乗方を少々相交へ候て度々大當物を仕り眞の用馬に仕込可_レ申候尤ヶ様に仕候得ば馬のみに不_レ限、人も當世の武藝とは品替り候て是又古體の武遍を會得可_レ仕奉_レ存候此馬術一件は別卷に相認め此卷末に相添置申候此別卷御覽被_レ成置_レ候得ば當世の馬のむだ物なるわけ相知れ可_レ申候扱學校の圖は左に出し申候

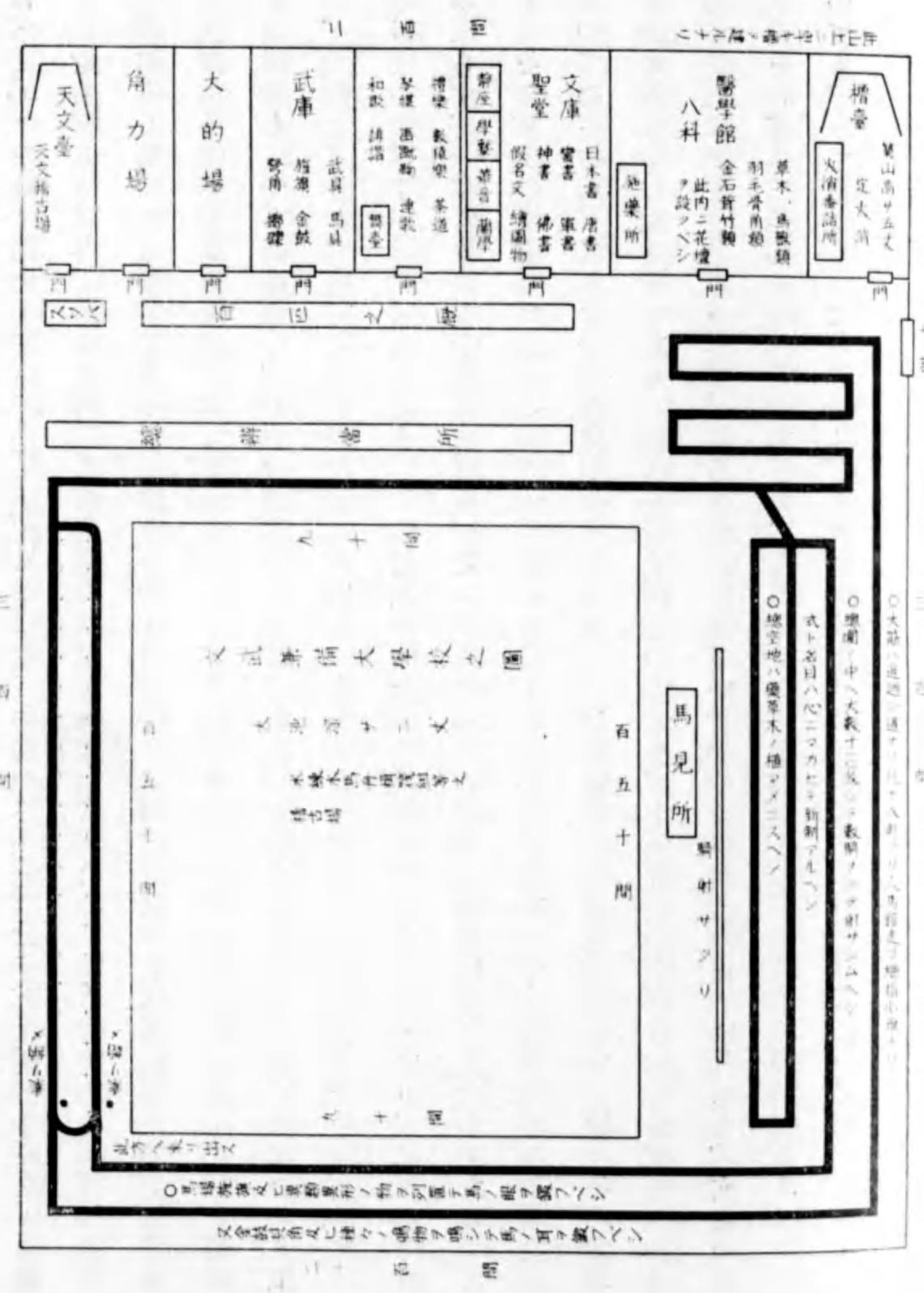
學校之圖略

右の如く建立仕候て其上に能く文武を吞込候者を身分重く被_レ成置_レ學校の總首立に被_レ仰付_レ添役をも兩人程被_レ仰付_レ候て十分に文武の御世話被_レ成置_レ候は、諸藝人の眼目も開け可_レ申候當時御國の諸藝人、多くは其形ばかりを存候て眞味の大趣意に暗き者、十に八九有_レ之候様に奉_レ存候右の如く御取立被_レ成置_レ候は、格別に文武の道も開け候て百に五六は武の上達名人、多く出來可_レ仕候名人の出來るのみならず御國永久の御寶と可_レ申もの歟と奉_レ存候此段拙者第一の

存寄にて御座候得共金銀不足にては此術も始め不_レ被_レ申候故、無_レ據貨殖の儀を第一に仕り此條を第二に申上候事に御座候實は此學校を建立可_レ仕爲めの貨殖の術に御座候

この學校の圖は、六無齋全書中の上書第二には、直前にも引いた通り、略されてゐるから、確かには判らないが、海國兵談卷一に文武兼備大學校の圖が掲げられてゐるから、ほぼ同様のものであつたであらうと推測せられる。よつてこれを舉げると、それは次頁に示す所の如きものである。

これは、まづ五六十萬石の國の形勢を以て圖する所也、然ト云ども是は定式の無ものなれば、損益廣狹は心の儘に致サるゝ事也、只其趣意さへ失はざれば、一二萬石の國と云ども建立せらるべし、況や其上なるをや、只返ス〜も一圖に泥ム事勿_レ。」と説明し、尙「此意を推及して一家の内、子弟を教ル事も亦此趣意を以てすべし、斯の如クならば、上・大將より下・士庶に至ル迄、皆文武兼備の趣を吞込て、其國柄其人柄、當世に十倍して目出度事此上もなき事なるべし。」と附言してゐるのである。さうして見ると、これは子平のかね_レ腦裡に描いてゐた理想の學校の規模・設計であつたのである。そしてそこには、先づ聖堂を建て、根本となし、六藝場を置いて六藝を教へ、又醫學校・天文臺・相撲場を設けて、それぞれの教授を加へ、更に大馬場並に大池を



第四篇 林子平の教育思想

設けて騎馬・水練・漕舟・射術・消防等をも學ばせ、あまつさへ藥園をも茲に備へて療病・施藥のことも行はうとし、かくて眞に文武兼備の國民を養成しよう企てたものである。當時若干の大藩に存してゐたる藩費に對して、「此國々の仕形、十分に調ひ候と申すに無御座候」と言ひ、仙臺藩從來の藩學たる養賢堂に就ても、「空名にて其實は餘り龜相に御座候殊に其修方拙く御座候」と批判し去つてゐる如く、子平の理想の學校は、當時既存のそれ等とは、全く異なつたる規模と、設備と、そして内容とを有つたものである。そしてその教育は、決して武士に限られず、今擧げたる附言で示されてゐる通り、これを庶民の上にも及ぼさうとしたのであり、又藩の學校のみならず、一家に於ける子弟の教育も、この趣意を以て行はるべきであるとしたのである。

そもそも文武の獎勵といふことは、子平自らも「是小子が杜撰にあらず、和漢英雄の教訓也」と言つてゐる如く、決して子平独自の提唱ではない。戰國時代の名將賢臣たちが、屢々その家訓や制詞に於て示したる所であり、徳川幕府も創業の始より、士風維持の標語として掲げたるものである。更に子平の頃よりも後、即ち寛政以後相踵いで起つたる諸藩の藩學に於ても、文武の二道は、それぞれに獎勵されたのであつて、寧ろ文武の獎勵のために、これ等の藩學は興されたと言つても、敢て過言ではない。けれども子平の教育説は、單に文武のそれぞれの獎勵ではなく、

文と武との合一といふ所に、その眼目が置かれてゐるのである。私の指摘したいのは茲であつて、即ち今日の所謂、心育と體育、知識技能の收得と精神人格の修養とを、打つて一丸となしたる全人の教育が、明かにその目標として狙はれ、これが教養場・陶冶所としての學校が、いとも鮮やかに描き出されてゐるのであり、然もかうした全人陶冶の教育が、常に士分のみならず、士庶の上に普ねく行き亘らせられて、出來得べくば、總べてを所謂文武兼備の人たせようとしたる點である。即ち彼自らが國士であつた如く、彼の教育説は實に國士の養成を目指したものであり、理想をいへば、國民を擧つて國士たせようとしたのが、子平の企圖であり、念願であつたのである。

徳川時代にあつて教育思想を披瀝したる人には、儒者が多かつた。儒者以外にもさうした人々が無いではないが、然し最も多かつたのは、何といつても儒者である。そこで儒者の範圍内に就ていふと、それは朱子學者でなければ陽明學者であり、古學者でなければ折衷學者である。朱子學者は、程朱の所説を根本として教學を論じ、又その學統の文献を教材として誘掖を加へようとするし、陽明學者は、陸王の學を楯にとつて修養を説き、又その流派の載籍を使つて育成をなすべしと唱へる。古學派・折衷派亦然りであつて、畢竟いづれも、模範を周公・孔子に取り、資源を

支那の儒學に求めたものである。けれども、既に程朱を根本とするとか、陸王を楯にとるとかすることは、即ちそれに捕はれることであつて、やゝもすると知らず識らずの間に、日本精神を失はうとするに至る虞も無いではないのである。然るに子平はそうではない。彼は儒書をも讀んだけれども、儒學の或一派に屬した人ではない。幕臣の家に三男の身として生れ、故あつて父と共に仕を仙臺藩に奉じたのであり、その父は、學古今に涉つて最も和歌を善くし、國朝の典故に通じて儀式に關する數十卷の著述もある。子平は幼にして穎悟、常に山野に遊んで鳥獸を驅逐し、十二三歳の頃ほゞ書史に通じ、舉動一に成人の如しと傳へられてゐる所を以て觀ると、早くから秀才早熟、一見識のあつた人物のやうである。喜んで地圖を展覽して邦土の廣狹、山川の脈絡等を研究し、又經濟の事に最も力を致し、更に四方に流寓して屢々長崎に來往し、西は肥薩に到り北は蝦夷を極め、到る所に知見と思念とを啓發したのであつて、言はゞ我が國土と文献とに育まれて、自らその人物・識見を育成したる人である。殊に經濟・國防に關する意見に至つては、彼自ら千古獨見と稱したる如く、眞に雄渾卓拔なるものがある。その教育思想の如きも、實にかうした人格と抱負とそして情熱との自然の産物であつて、その徳目や心法やの所説の中には、支那人の所説、特に陽明學派の思想などを採つてゐるけれども、然しその目的觀・理想觀に至つて

は、極めて明かに日本人としての自覺に立ち、どこまでも我が國家的・國民的の見地から、これを視詰めてゐるのである。「學問は朱子流も陽明流も仁齋流も徂徠流も入り不_レ申候者に御座候」と喝破してゐるのを見ても、その姿態を髣髴することが出来るではないか。言換へれば、儒學の流派に拘泥せず、寧ろさうした錯綜羈絆から脱却し超越し去つて、更により高い所に立ち、即ち國家的・國民的の見地からして教育の目的を論定したのである。さればといつて、たゞ外國の思想・事項を頭から排斥するのではなく、却つて廣く眼を海外に曝らして、支那のことも和蘭のことも、その長所利點は、これを採つて以て我が短を補ふべしとしてゐるのである。言ふまでもなく、彼の業績は教育思想のみでなく、寧ろ經濟・國防こそ、彼の抱負の、又經倫の、本領であり骨張であつたのであるが、然し彼は決して教育を輕視したのではない。却つて經濟の爲めにも、國防の爲めにも、教育が必要であり大切であり、寧ろ教育こそ、富國強兵の基礎であり、根本であるとしてゐる。その富國策の中に「百年而欲_レ於_レ富者有_レ于_レ文武_レ教化行_レ天下之富_レ保_レ則_レチ國君世家之教導スル所」と言ひ、上書第二の中にも、人材をば「御國永久の御寶」と稱へて、「此段拙者第一の存寄にて御座候得共金銀不足にては此術も始め不_レ被_レ申候故、無_レ據貨殖の儀を第一に仕り此條を第二に申上候事に御座候實は此學校を建立可_レ仕爲めの貨殖の術に御座候」と

言つてゐるなども、正さしくこの思念の片鱗である。

、教育目的觀の斯くの如く全一的・積極的であつたこと、共に、その教育内容觀の極めて包容的・綜合的であつたことも、亦確かに子平の教育思想の一大特色である。彼は聖堂を以て、その理想學校の設計の中心とした程であるから、人倫道德の教育を以て、陶冶の樞軸としたことは勿論であつて、それは、後に述べる父兄訓の趣旨・内容からしても充分に裏書される所であるが、これと同時に、彼は自然的・實學的方面の陶冶をも必須缺くべからざるものとして、甚だこれを重視してゐるのである。このことたるや、前に述べたる彼自身の生立閱歴からしても、又その富國策・三國地誌の著者たる點からしても、おのづから示唆され得る所であるが、特にその博き讀書涉獵によつて、和漢古今の治亂興廢・損益得失を明かにすべきことをば、再三再四主張力説してゐることや、その理想學校の建前が上にも述べたる如く、實に數々の施設を含んでゐることなどの上に、歴々として現はれてゐる。即ち、我が邦從來の教育思想家が、主としてその教材を儒學の文獻に採らうと努めたのに比べて、子平は斷然、陶冶の資源をば洽ねく、當時の言葉籍れば、所謂天地人の三才に求めたものであり、今日の用語を以てすれば、正さに人文的方面と共に實科的方面を重視したものである。このことたる、當時としては實に非常に大きな見解であり、又最も

進んだ最も新らしい考であつた、と言はなければならぬのであるが、これに就ては後に再び觸れる。

二

子弟の訓育に關しては、子平に、今も一言したる父兄訓の著がある。これは、子弟教育の大切な所以をば、痛烈骨を刺すが如き深刻さを以て、世の父兄に警告したるものであつて、その觀察は、決して皮相的ではなく、いかにも徹底的であり、その所説も亦、諷刺的若くは微溫的ではなくして、眞に單刀直入的であり、子平の個性の特色が、いとも鮮やかに現はれてゐる。然し吾等が茲に指摘せんと欲する所のものは、その立言行論のかうした態度ではなく、そこに盛られてゐる内容意見が、確かに意義ある一つの學説を成してゐることである。そは吾等の檢討の進むにつれて、明るみにまで取出されるであらうが、茲に若干この書の本文を引用するに當つて、一言しておきたいことがある。それは、私が嘗て日本庶民教育史に於て子平の父兄訓を取扱つたことがあるが、あれは甘雨亭叢書の別集に收むる所に據つたのである。然るに今茲には六無齋全書本に據ることゝした。蓋し後者は、故大槻修二氏が、特に完本によつて校訂されたものであつて、前

者に比べて、一層原本に近いものと認められるからである。所で、兩者の間には増減異同が頗る多く、細心なる注意を拂つて覽られる讀者には、恐らく氣付かれる所であらうと思ふから、豫めこのことを述べて諒承を得ておきたいと考へる。さてこの父兄訓は、天明六年子平四十九歳の時に成つたもので、海國兵談の稿を脱したる前年の作である。彼はその自序に於て、

口吻乳臭童子ノ得心ニナルベキ事共ヲ書集メタルハ童蒙訓也小子亦是ニ倣テ口吻髯生ヒ長高キ人ノ得心ニナルベキ事共ヲ書綴シハ父兄訓也先古ヨリ子弟ノ賢良ナルベキ事ヲ希フテ異國ニモ我國ニモ子弟ヲ教戒ルノ書數々アレドモ父兄タル人子弟ノ教方ヲ其祖ニ不_レ被_レ傳シテ成長仕タル人々ナレバ其書ヲ子弟ニ授ル事ヲ己レモ不_レ知シテ只姑息ニ育揚ル故子弟タル人多ク今ハ無賴不作法ニソダツ也此故ニ其子モ無賴其孫モ不作法ナレバ續テ曾孫モ玄孫モ無賴不作法也此故ニ世ニ孝悌忠信勇義廉耻ノ八徳ヲ宗トスル事ヲ心懸ル子弟少也故ニ五倫漸ク壞亂シテ見苦キ家族世ノ中ニ多見ユル也小子是ヲ悲ミ憂ヘ今新タニ此訓ヲ綴テ世ノ父兄タル人ニ子弟ノ教方ヲ示ス也父兄タル人此書ヲ讀テ子弟ヲ教ル爲便_ス知リ然シテ後ニ子弟ヲソダテナバ是ヨリ後ノ子弟漸々ニ孝悌忠信勇義廉耻ヲ知ベシ世上ノ子弟多分此八徳ヲ知得バ多分ノ中ニハ俊秀賢良ノ上才出現シテ賢良ノ人世ニ多ク成ベシ況ヤ其次ナル者ヲヤ如_レ此ナラバ無賴不作法ノ風俗一變シテ

忠孝文武ノ業世ノ中ニ盛ナルベシ小子此事ヲ希フテ敢テ父兄ノ忌諱ヲ不_レ顧存慮ノ儘ヲ書述シナリ父兄タル人小子ガ直言ヲ咎ル事無クシテ此書ヲ服膺シ子弟ヲ教テ子弟ヲシテ孝悌忠信勇義廉耻ナラシメバ萬々世永ク孝悌忠信勇義廉耻の俗ト成テ父只ハ子弟ヲ不_レ怒不_レ辱_ス子弟ハ父兄ヲ不_レ怨不_レ侮シテ相愛相和サバ目出度事此上モナキ事ナルベシ父兄タル人思_シ之勤_シ之テ忽ニスル勿_レ

と言つてゐる。先づ以てその意圖と抱負とを見るべきであり、殊に約二百年前安永・天明の頃、藩學がまだ多くは起らず、郷學・寺子屋もまだ普及はしてゐず、無學文盲の人が多くして、家庭にも社會にも、一般に教育的自覺の猶甚だ微弱であつた時代に思を馳せるとき、吾等は子平の卓見と熱意とに一層の價値を感ずるのである。さて本文に入つては、

一哀哉人の父たる者交合して子を生ム事を知ト雖とも子を教る道を不_レ知也人の兄たる者亦弟を教ふる道を不_レ知なり扱子を教ル道とて別段に六ヶ敷事にも仕難き事にもあらず只孝悌忠信文ヨリ勇義廉耻武ヨリ生ズ_スの八徳を丁寧_ニに言聞せ語り聞せて兒心にも孝悌忠信勇義廉耻の八徳は人の土臺なる事を吞込スべし然るに世に此八徳を知たる父兄少なき故子弟を育るにも只姑息の愛のみにて曾て教訓の詞を加へざる故八徳を知たる子弟なくして子々孫々八徳しらずのみ相續

く事世の人の知る所也如_レ此なる故世上の子弟貴賤トなく皆面々我々の勝手次第に育ツ故に多分は十四五歳より色_{イロ}心_{マカラ}貨_{カウラ}心起て漸々に無頼の人に交り初れば忽チ遊里へ導かれ又は奕に陥り或は遊山遊興誹諧長唄等のたわいもなき事どもを見習ひ聞習て終に師匠いらすに無頼不作法を致ス故茲に至て流石凡俗なる父兄の目にも其子弟の不行作を氣の毒に思て其無頼不作法を咎メ戒_レば元來八徳不知の子弟なる故父兄の下知を不_レ用なり用_レざれば父兄恨み怒て子弟を伺り辱れば子弟も亦怒り背てたしなむ事は扱置却てふて心を生シ種々の惡業日々月々に盛になる故父兄も實に迷惑して或は親類を頼て異見を加へ亦是は家督には致されまじ家業は讓られまじ園にや入べき討てや捨なんなど、實に勞苦して日夜不安堵_ニのおもひのみなり是子弟を持ても樂みにもならず安堵も不_レ被_レ致却て子弟の爲に心を苦メおもひを鬱する者世の中に甚々多し是程おか敷事はなく是程本意なき事はなきなり是等の事何_レより起るト尋れば子弟に八徳を教ふる父兄無_レ之の故なり悲シトいふべきか愚蒙といふべきか實に言語道斷なり是皆父兄たる人の手作の過チ也と云べし父兄たる人眼目を開て小子が直言を能く認記あれかしと喝破し、

一唐山も大和も子弟の賢良なるべき事を願フて童子を教戒ル書數々あれどもかんぢんの父兄た

ち右の數書を不_レ知なり不_レ知故に此數書を子弟に教授る事曾て無_レ之曾て無_レ之故に子弟たる者子弟の職分を不_レ知して犬ぞだちに育ツなり犬ぞだちなる故父兄に對して不敬不作法數々有るなり如_レ此不敬不作法數々有るも其の根本は父兄たる人手作の過チ也ト知へしと論じ、

一子弟を仕込には孝悌忠信勇義廉耻は人の土臺なりト云事を知る様にそだつべし孝悌忠信勇義廉耻ならざれば人道不_レ立一身不_レ修身持見苦ク萬事手前勝手而已致ス也是を憂るが故に八徳を第一に教ル事也八徳を第一に教て身持立て其上の徳術は其人の才力次第なるべし何_レにも八徳ヲ土臺トして教導クべし

と云つてゐる。即ち、家庭・國家・社會の安寧・幸福・進歩・發達は、擧げて教育に基くものであつて、一家の不和、社會の罪惡も、その根本は一に、子弟に教育を加へざるに因つて起る。かくの如きは、全く父兄たる者の自作の過であるから、父兄たる者は、その子を生むと共に、これを教育しなければならぬ。然もその教育の根本は、孝・悌・忠・信・勇・義・廉・耻の八徳が人の土臺たることを體得させるにあつて、その上の徳術・藝業の如きは、その人の才力次第であるとしてゐるのであつて、洵に堂々たる正論である。支那の教育思想家の中で、孝・悌・忠・信・勇・義・廉・耻の八

徳を根本道徳と立て、これが教養を力説したのは、私の知れる限りに於ては、王陽明であるが、子平の八徳教養論は、前にも一言した通り、この王陽明の所説を採用したのではないかと考へられる。そはとにかく、これより教育の方法に入り、それが胎教に始まることを論じて、

一子弟を教るの大切なるわけは和漢古今胎教の法有り胎教とは其子の未タ胎内ニ有る中より教る事なり其教様は諸書に記して有れども撮て言ば懐胎したる母の心持を正クする迄の事也扱正クするとして懐胎十ヶ月の間別段ニ氣を詰て究届なる憂目をするにはあらず只大食大酒或は淫亂不作法の出會亦はたはひもなき遊山見物并ニこま、めくり等の樂ミ又は淫奔なる踊長唄等を不_レ見不_レ聞して身持を取崩さず心を不_レ流して暮す迄の事也何レにも母たる者胎教ト云事を吞込ば其氣が直に胎内の子に通ずる故其子の不正の氣を不_レ受して必聰明正直なり是小子がたわ言にあらず母子感應自然の妙なり如_レ此のわけ有る事なれば女たる者胎教ト云事を不_レ知して不_レ叶事なり扱此胎教の道を女子ニ教ル事是又父兄の持前ニして道を知レリト云べしといひ、次に家庭に於ける躰方の必要を擧げて、

一子弟を教るにはまづ其子弟をして家の内にて行儀を正クする事を第一ニ教べし但シ正クするとして妄りに圭角有て究届ニなれト云にはあらず只父兄及び長者賓客等の前にて

哇_ヲ仲_ビ平_コ臥_キ安_ケ坐_ケ等_ノの事亦は朝寢晝寢或は人先に物を食ひ買食好食其外萬事手前勝手を致シ亦は貧賤ト少者とをあなどる是等の數條は人の不徳なれば是等の事を不_レ致様に能言聞せ説聞せて子弟たる者假にも此等の事の無_レ之様に信切に教立る事肝要也と知べし

一子弟を教るには第一に父兄及び長者の申ス事を能聞受て少も違背せず義理ト耻を專ニして毎事に骨をしみを不_レ致惡キ物をば己レ是を食ひ骨折の業は己レ是ヲ致ス様に心懸よと云事を能々言聞スべし實に三歳兒の魂百迄ト云俗諺の如ク幼少の時の仕癖が老年迄も附纏ふもの也此心持ヲ吞込て子弟を教る事胎教に續いての大事なりト知べし

と云つてゐる。次に進んで、子弟の修學に對する父兄の教導監督の責任を指摘して、次の如くに述べてゐる。

一子弟を教るは父兄たる人讀書手習及び文武の諸藝等怠りなく身自ら取行ふべし都て幼少の者は萬事人真似を致スもの也其中にも天然の血筋にて父兄をば別して他に並びなき者の様に最眞に思て何事も父兄の所業を手本にするもの也如_レ此なれば子弟たる者自然に八徳及び文武の諸藝をも仕覺るもの也是不_レ打不_レ叱して身を以て子弟を導クなり是を徳行ト云如_レ此なれば管チ戒めずして子弟化服するなり父兄たる人は是ヲ心懸べし

一子弟を教るには遊び友だちを撰フべし俗諺に朱に交れば赤くなるト云て善人ト交れば善トなり悪人ト交れば悪トなる也幼少なりとて必取放して無慙放逸の人と交り遊ばしむる事勿れ亦大祿の人は傳人亦は相手子共を能々撰フべし

一人の兄ト成ては其弟を愛して其不_レ知ヲ教へ其不足を補てあはれみ睦ム事兄の持前なれども世上の兄多クハ道を不_レ知故弟をば只嘲弄物にして猿あつかひにする者多シ然る故に其弟たる者も兄を敬ウ事を不_レ知して却て怨み怒て兄弟不和を生じ其様甚見苦キ也其見苦きは弟の兄を不_レ敬より始る様なれども其根本は兄たる者弟を嘲弄するより事起る也扱又兄たる者弟を嘲弄するは何より起ると穿鑿すれば全く父の仕込様悪クして兄たる者に兄たるの道を不_レ教より事起る也此わけを吞込て父たる人能々其子を教べし

一世の父兄たる人其子弟を取あつかうを見に教る事は無_レ之して只叱リ罰る也叱リ罰られて恐れ悲ム間は叱リ罰る迄にて事すむ様なれども十歳以上既に人氣生じては妄りに叱リ罰らるれば怒氣生ずるなり怒氣生れば叱りに報るに過言を以てし甚しきは却て悪言を發して父兄を罰る也是子弟に不孝不悌を仕込ト云もの也可_レ察さて子弟より悪言を發すれば父兄たるもの自ら尊長を挾て亦怒る也亦怒れば子弟も亦怒リ怨ム也既に十四五六歳成童の年に及では愈相怨て終に父

子兄弟相互に非をかぞへて不和確執を生じ其見苦キ事言計なし可_レ悲の第一ならずや可_レ耻の先驅ならずや是等の事皆父兄たる人子弟を教る道を不_レ知より事起る也思べし

かく父兄教導の責任を痛烈に論じてゐるけれども、然し子平は、放漫なる子弟中心主義に左祖してゐる者ではない。却つて、嚴肅なる訓練と周到なる養護とを慇懃してゐるのであつて、その眞摯なる情熱は、次の言説に溢れてゐる。

一子弟を育るには甘ヤシそばやかに玉の如ク育る事勿れ幼少より氣持を丈夫ニ教へ少の事にも義理ト耻トを心懸る様にして其上に匱食を食はせ匱衣を着せ大寒大暑ニもまげざる心持を教フべし必柔弱に育る事勿れ誹諧の書に玉とぞだて、後に勸當といふ句を見たり俗見ながらも能俗情の過チを知らる句父なり兄たる人心を用べし

一子弟を教るには上にも言シ如ク匱食匱衣は云ニ不_レ及萬事に_{コラヘシヤウ}情の強くなる様に心懸よト云事を能教ゆべし八徳を勸るにも欲心を抑除るにも貧に堪るにも善に進むにも寒氣にも暑氣にも退屈にも_{コラヘシヤウ}情が薄クしては心術が勤メ終せられぬ也因て_{コラヘシヤウ}情の事を能々教フべし是即神儒佛の心法なり

一人身は病の入レ物也故に油斷なく服藥鍼灸し身體を壯健にして德行亦是諸藝を勤メ學フべし

身體を壯健に致スハ八徳及び萬能の基也と云事を子弟に能く吞込すべし是父兄の心懸也
以て子平の訓育説が、鍛鍊主義であり、硬教育であつたことを知るに足らう。

三

教育の内容に關しての子平の意見には、眞に傾聴に値するものが數々ある。その第一は、精神
教育を高調したる點であつて、彼は父兄訓の中に於て心法を説いて、

一子弟を教るには幼少たりとも能々心法を吞込スべし心法は即聖人の心法にして文藝武藝とも
に甚入用の術なれども世上の學者諸先生心法を不知して只一向に讀書詩文のみを教る故門弟
子たる人各心法を不知義理も徳術も不動して只讀に讀ばかり也然る故に多ク書を讀で事跡を
も知り經書ヲ講シ詩文章ヲ善スル人モ酒色ニ淫スルも有其子ヲ惡人ニするもあり貨ヲ貪ルモ
ありたま〜清潔なれば今日の人事ニうとく人間の交リニ不按内なる人多シ是不吞込一甚キ也
ト云べし是全ク讀書詩文のみを學問として第一の心法を不教故也武藝亦心法を本トする也其
外神佛醫皆心法あり其心法のあらましを云はゞ堯舜は惟精惟一ト云孔子は智仁勇を專トし顔子
は克己復禮を主とし孟子は良智良能を云ヒ武藝者は臍下の氣ト云て一藝毎に其奥の手に氣位の

傳あり是取も直さず武藝者の心法也佛家は寂然不動を主トして勇猛精進を專一の勤トし神家に
ては六根清淨と云ヒ醫家には十二攝生の法を主トシ亦息精の法有り此數家皆心法有り其外技藝
遊藝皆持前〜の心法氣位あり然るに獨り聖人の學者のみ何ゾ心法なからんや堯舜禹湯文武周
公孔子孟子程子朱子に至る迄弟子に授るに皆心法を以てせり然れば其流レを汲ム學者當時末世
とても必心法の工夫傳授はあるべきはづ也然ルに近世儒者ニのみ絶て其汰沙なきは學問する者
の大なる心得違へト云へき歟右のわけなる故子弟にはまづ心法を教フべし幼少より教込たる心
法は眞に成就せずト云ども大ニ日用萬行の助トなる事也教べし〜

と言つてゐるのは、實に精神教育の提唱であり、意氣の教育の絶叫であつて、吾等は新らしい見
地に立つて、これに意味深い解釋を下すべきである。又

一人の生レ附に才ト鈍トあれども才にもせよ鈍にもせよ人の根本は段々言シ如ク八徳也八徳あ
れば今日の人道立チ人道立て其後に文學武藝才に應じ年に應じて教べし是子弟を教る肝要の心
懸なり

と言つてゐるのを見ると、子平がいかにも、人格教育・品性陶冶を第一に置いたかを知ることが出
来る。次に第二は、身分境遇に應じて生活に即した堅實なる教養を重んじ、一技一藝を覺えて自

立自營の出来る人間を造らうとしたる點であつて、

一子弟を教るには恒の心ト云事を教フべし恒の心とは心が色々に移り替らざる事也扱恒の心を教るにまづ恒の産ト云事を知べし恒の産とは各平生持前にする業の事也大名及び士農工商共に皆其持前の業に精を入れて勤ば各其持前の業にのみ心が止つて他へ走ラざる也他へ走ラざれば遊山遊興にも陥らず惡事色事等にも染らず只一向に其持前の業に而已はまる故其業も日々上達シ身も脩り家も富て武も張ラレ國家も治る也扱業とは大名は國家の治メ方、士は武藝ト文學、百姓は農作の事、工人は其持前ノノの工事、商人は其家々の商ひ物也扱其持前の業に精を入れて勤れば心他物にひかれざる也此處を能教込べし

といひ、

一子弟を教るには八徳を土臺にして大膽を專ト心懸ケ心を不取放ニ博覽を勤めて世人を不侮柔弱に不_レ成威權を不_レ失理屈に不_レ泥詩文に不_レ流勇氣を不_レ失陰氣に不_レ成唐最員に不_レ成日本を不_レ嫌異形を不_レ好美觀を不_レ好姿を不_レ取亂ニ武士は武藝に精を入レ兼て少ク天文地理を知リ又少ク茶の湯と猿樂トを知べし農工商は其持前の業にのみ精を入れて他の藝を習ふ事を禁ずべし是學者の宗とすべき所也此心持を以て子弟を教立ば善子弟年を遂て多かるべし

といひ、

一子弟を教るには十六歳以上は天下に通行しても獨道のなる様に心懸よと云事に能々教べし先十五歳迄を童子と云也因て十五歳迄は仰て父兄に給して無_ニ異儀_一事也十六歳より長男ト云て大人_ノ部に入故十六歳よりは軍役にも出る也亦罪有れば首ヲも切らるゝ也此故に十六歳以上は人に不_ニ手寄_一して獨道のなる覺悟でなければ不_レ叶事也扱押通る事は一藝を持ざれば通られざる也扱十六歳以上何國へ押出して獨道のなる様に心法ト藝能トを教込事は父兄の大手柄也ト知べし

と言つてゐる。第三には、國民的見地を重視し、現實社會の推移との適切なる交渉を力説してゐる點であつて、それは、

一世上の學者に數多の不吞込なる事あり先づ學者トなれば何事も唐人風に成て其心持も唐山氣象になり後々は唐山に生レざる事を悔み又其上に唐山ながらも周の代に生レ出ざる事を別して悔ミ怨ム也如_レ此なる上は日本をそしり日本をあなどる事持前ニ成て人交りもうとくなり愚俗を教導ク事柄は扱置キ己レ愚俗にも劣りたる異國異形に成て禮儀を專トシ作法正シかるべき身が却て威儀もなく行作もあしく甚不取回なる故世人の爲に毛唐人ト云はれ或は唐偏木など、名

附られて座敷向勤向杯の事は却て俗人に導かるゝ様に成行也是無_レ他唐の書を讀_ミ唐山の事のみを知てそれを生_ヲ持て來て日本に施したがる故也是_レ國異なれば人情風俗各別なる事を吞込ざるに因_レリ是心得違の第一ならずや子弟に學問を致サするとも个様の風儀に不_レ成様に心懸ケ只八徳を宗として世風を破らざる事を專一ト教立べし是父兄たる人の肝要の心得なりト知るべし

一學者は能く世ト推移てそけ者にならざる様に心がくべし推移るとは唐風にならず昔風にならず亦今様に過ず偏文に陷ず偏武に陷ず堅過ず柔過ず時代_ノ所々の俗に隨て安_ラかに交るべし是學者の心がけ也父兄たる人此筋合を能吞込て子弟を教立べし但シ推移り過れば俗にいふ通人氣取に成て實地を失フ事ある也移ルハ移りても守り本尊の本心をば少シも不_レ動様にすべしなど誨へてゐるのによつても判る。そして多くの場合、學者が教師であつたのであるから、これ等は同時に、子平によつて示されたる教師の心得とも見られる。第四は、子平が教育の勢力・効果に就て深い確信を有つてゐたこと、これであつて、彼は實に

一人の生_レ附に馬鹿はなきものなりたま_ニ馬鹿なる小兒のあるは疾に因て心氣鬱塞して致ス處也如_レ此者ハ百に一ツなり扱生_レ附に馬鹿のなきわけは小兒のありさまを見て知るべし都て

の小兒七八歳迄は天然の良智の儘ニして姦邪の慾心無_レ之故其心氣す_レやかにして伶俐也八九歳以上人心地付て人真似をするに至て彼ノ父兄たる人多クハ無頼無能不作法也上にも云シ如ク小兒は都て父兄の真似ヲするものなる故直に其父兄の無頼無能不作法を真似る故折角伶俐に生_レ附たる小兒共八九歳より父兄を真似るに隨てそ_ノと馬鹿に成始り其上に十四五歳より色ト貨トの慾心起て終に惡業成就して身をも亡す也是天より稟得たる性質は伶俐なれども是を育ツル父兄等無頼不身持なる故子々孫々相續て皆馬鹿になる者多シ父兄の耻是より甚きはなし父兄たる人能々工夫を加へ身を願て子弟を育ツべし

と述べ、

一人の賢愚は教にあり生_レ附にあらざる也教れば賢トなり善トなる不_レ教ば愚トなり惡トなる此故に愚人を教導く事を教化といふ也教は教_ヲ化_ハ化トモ化トモ訓シテ愚は賢にかはり惡が善に化_ル事也是を教化ト云也然るに世上の人々教に因て子弟ニ賢愚善惡ある事を不_レ知只一向に生質トのみ思へり此故に父兄の教方宜キに因り多才多藝なる他の善弟子を見て己_レが教なき無頼無道の惡子弟に競れば玉石のたがひにて何事も己が子弟の他の子弟ニ劣るを見れば愚なる父兄の眼にも氣の毒成て誰の子弟はかしこき生質なり人柄も能く藝能も多し汝等は愚なる生_レ付

也人柄も悪く藝能もなし耻ヨ耻ヨなど、旬る也鳥渡聞ては尤成事の様なれども其根本を尋レバ其父兄無理なる事也畢竟の所手自ラ無頼無能ニ育揚て成長に及び却て愚成と旬事父兄の過チ也是人ニ生レ損ヒなくして悉く育そこなひ成事を不知也可レ思おもふべし

と論じてゐる。これは、人性は白紙の如しと観じたる英のロック、凡そ萬物は自然のまゝでは皆善であると謳つた佛のルソー、人は畢竟教育の所産に外ならないと唱へた獨のカント等と、宛然同調の口吻であつて、孰れも兒童の純真なる天性の上に、可陶性の無限を信じたるものである。同じく可陶性の無限を信じながらも、その教育意見に至つては、わが林子平は、かの一切の人爲を排斥し去つて、たゞ自然の姿に還れと叫んだルソーとは反對であつて、實に周到なる教導・訓育によつて、兒童を教育しようとしたる點に於て、寧ろロックとその行き方を同じくし、更に教育が、親から子へ子から孫へと引續く絶えざる努力によつて、始めてその偉大なる効果を全うし得ると信じたる點に於て、正さしくカントに近いものである。そは上述兩項の引用の外、前に掲げたる自序によつても、又次の如き一項によつても、明かである。

一人の身の上甚耻ケ敷事あり其子の無頼不作法なるを見れば其父の愚が見ゆる也其父の愚が見ゆる上は其祖父の愚も思ひやらるゝ也是孫一人の愚を見て父ト祖父ト三代先迄の愚が一目ニ見

られる也是耻ケ敷き事天下一なるべし父兄たる人眼目を開て工夫あれかし

尙第五として挙げたいのは、思春期に於ける子弟の慾情及び動搖性に對する教育の注目されてゐることである。即ち

一人々子弟を持て安堵して樂みに思ふは其子弟の十一二歳迄なり既に十三四歳に至れば漸々に惡業共を見習て次第に増長する故茲に至て始て不安堵の思ひをなし始て不樂の心起て子弟は苦勞の種と云ヒ或は子弟にあきはてたり抔ト云て子弟を持て實に安堵する父兄なし扱十一二才迄は愛して安堵するわけは人生レテ十一二歳迄は天性の儘にして貨ト色との慾情なし慾情なき故すなほなる故只父兄のみを頼トして何事も父兄に便り何事も父兄の命令に従フ故父子兄弟相合體して齟齬せず齟齬せざる故互に親睦して互ニ相愛スル也然れども其子弟八徳を不知故前文に書シ如ク十三四五歳より貨ト色トの慾情起りては肉身血氣の私心のみ増長する故既に肉身血氣の私心氣ざして後欲する者は貨ト色トなり是年齢相應の慾情なれば誰人も起る事なれども八徳を知て義理ト耻トを心懸ル者は私慾の儘に不レ働して顧みく事を行ふ故色に不レ流貨を不レ貪耻を知り義理を不レ欠也此故に無頼放蕩に不レ陷也亦八徳を不レ知して姑息の愛ニ成長シ我儘一盃に育チたる子弟は忠孝も不レ知義理も耻も不レ知故事に附て顧る事なし只年齢相應の慾情に

任せて事を行ふ故色に流レ貨を貪り忠孝をも損シ耻を耻とも不レ思義理ヲも欠なり此情慾動て不レ止故種々に工夫して色を探り貨を貪り父母も許さざる女を引入て妻妾と致シ或は無理なる大金を以て賣女を受出し或は謀書謀判して大金を借り或は知行持ッ人は無理なる用金を百姓に割付などして無頼不法日々々に増長シ身を危クし我名を穢し父母老親をして危難の思ひをなさしむる也是子弟たる人の不義不法とは云ながら如此不義不法に育揚たる父兄の不調法は喩るに物なし父兄たる人思レ之

一子弟を教るには三四歳より男女の別を能々言含むべし都て人慾の動キ始メは男女の慾より始ル也幼少より能吞込せざれば必十四五歳より淫奔に赴て次第に長ずれば文武の藝も身に染まず終に淫奔無頼に成て或は身を持崩し或は惡瘡を煩ひ又は財産を盡シ家名をも破り人にも笑はる類の者多シ是父兄のそだて様の悪キより事起る也父兄たる人心を用べしなど説いてゐるのである。

四

以上は父兄訓の本文四十五條に就て、林子平の教育思想の重要點を指摘したのであるが、子平

は更にこの書の終りに、學則と題するものを掲げ、且最後に「附録三章」及び童子に讀誦させるべき「いろは歌」をも加へてゐる。これ等は、前半の父兄訓に對して、子弟訓又は修養訓とでもいふべきものであるから、進んでこれ等をも擧げておかうと思ふ。先づその「學則」といふのは、

一孝悌忠信勇義廉耻の八字能々心ニ記スベシ

○孝ハ親ニ事ル道也

親ニ對シテ不敬不法ノ言葉ナク不敬不法ノ所業ナク其身ノ行作正直ニシテ親ノ心ヲ安堵セシムル事也

○悌ハ兄ヲ敬ヒ弟ヲ愛スル道ニシテ且長者ニ順フ道也

兄ハ云ニ不レ及己レヨリ年ノ増リタル人ヲバ兄同様ニ敬ヒ能順フヲ云フ順フトハ行住坐臥飲食等ニ至ル迄禮讓ヲ不レ忘シテ順道ヲ守ル事也亦年減リタル人ヲバ弟同様ニ見ル事ナリ

○忠ハ君ニ事ル道ニテ且朋友ニ交ルニ僞ナク信義ヲ以テスル事也

己レヲ盡スヲ忠ト云君ニ事テ死スルモ己レヲ盡スナリ朋友に信アルモ己レヲ盡スナリ此故ニ士ハ己レヲ知ル者ノ爲ニ死スト言リ都テ是忠也

○信は毎事に虚事虚言なく實事を以て旨トスル事也

上天子ヨリ下庶人迄信アレバ人服シ信なければ人背ク貴賤トなく信ヲ失フ事勿レ

○勇は義の相手ニテ勝氣ノ事也

文武の諸藝も心術心法モ勝氣ニあらざれば上達成就遅キ也勝氣ハ萬能ノ上達スル基ト知るべし

○義は勇ノ相手ニテ截斷の心也

道理に任せて決定して猶豫せざる心をいふ也死すべき場にて死し討べき場にて討事ナリ

○廉はかど有てひしげず立派なる事也

物毎にいさぎよくきれいに正しくむさくなき心也捨べきをすて取まじきを不取類也耻の相手也

○耻ハ辱ヲ知テ手前勝手ヲ致さざる事也

毎事ニ比興未煉ナル所業ヲ致して人に笑はるまじ穢はしく臆病なる所業有て他ニさげしまるまじト心ヲ清ク持事也廉の相手ナリ

右の八徳は人の土臺也

一讀書忘る事勿レ

讀書ハ萬能ノ基也

○卯ノ時起て高聲に讀書すべし

○辰ノ時より巳の時迄字を習ふべし

○晝の間は下に記ス如ク武藝を習ふべし亦農工商は卯の時より其持前の業を致スべし他の遊藝等を習ふ事を禁ズ

○夜は諸軍談及び諸記録等年齢に隨ひ或は三五枚或は十枚二十枚乃至百枚モ讀べきなり

一武藝に精出すべし

○巳の時より酉の時迄武藝を習ふべし就中刀鎗弓馬を先とす併し學問七歳武藝十六歳の心懸なるべし

一良智を能認記して心學を磨くべし

○人々善惡邪正に付テ可否如何ト願レバ善ハ善惡ハ惡ト明カニ辨へ知ル心アルナリ是良智也此良智ハ不學して天然自然ニ人の胸中に存在する者にして所謂神明也萬事此良智ニ問て取計るべし此良智の儘にするには克己の修行を強て勤べし克己は即勇也顔子ハ是を仕終せたり其

次は是を勤べし

一克己復禮ノ二言能辨へ勤ムべし

○克己ハ己レニ勝ト云事也己レとは人慾の私にて手前勝手なる事皆己レ也此己レを排除ル事克己也

○復禮は慾に勝て道義に叶ふ様にする事也事物皆禮不禮あり一々顧るべし或は妄りに怒氣發する時杯何故如レ此怒氣至るやと願れば元より私の我儘より起る疾なれば一たび顧みて忽チ消散する也尤是等の處大に勇を用る所也

一茶の湯猿樂の二ツは當朝の大禮也然るに隱者の翫び事殺伐の音杯と稱して一圓に心得ざるは夫レ不覺ト云べき歟

附閑暇の時、詩文或ハ琴碁書法等の雜藝も習ふべし空ク日を送る事勿レ

右八徳、讀書、武藝、良智、克己、復禮、茶道、猿樂、の八條は皆身に近き事にして今日の業に係る所也遠大の事にあらず童子是を勤よ禹ハ寸陰を惜ムト云リ寸陰とは一寸のひまト云事也又古人業を勵ム者子に臥寅トウに起ると云は一月の日數三十日にては學び足ざる故一月を四十五日にする割合也是皆勇の持前也聖人の心法も佛氏も神家も武藝者の氣位も勇に

あらざれば行ひ違られぬ也都て心法は勇を本として進ム事を専ラに勤むべし文武の二藝も皆此心法を宗とする也是學者の大主意也

であり、次に「附録三章」といふのは、

一物を翫へば志を失ふ

○己レがすぎ好ム事に一途に流れざる様に心懸べし

一金穀の經濟は人々能了知すべし

○大小の錄に應じて家道を約かにし他の力を不頼して朝暮を營み蓄積を心懸べし

一飲食男女は人の大慾存ス不レ可レ不レ慎也

○酒食ト婦女には大丈夫も度を失て或は身を損じ或は義理を缺き耻辱を取り不和を生ジなどして終に國家を破るもあり人々能謹み慎むべし

である。又幼者の徳行を助くるものとして童子に讀誦させる「いろは歌」とは、

いとけなき人も能くきけいろは歌いろは歌五つの常の道しるべぞと

ろ勿論なうぞよ貴ガカきいやしきいはずして年たけまさる人をうやまへ

はな息はしづかにながく臍サイ下までゆくが文武の氣くらゐのもと

にんくにおのが身の上つゝしまで餘所のよしあしいふぞ拙き
ほどくゝの禮義わするな朝夕に心安しとかたる中にも
へりくだり人をうやまふ程ぞよき己れを先にするは不禮よ
とにかくに人のあしきといつはりはいふなかたるな是ぞ慎獨
ちゝはゝの恩は須彌山わたつ海の高さふかさのかぎりなければ
り非はたゞひいきの沙汰を取のけて理の當せんを明白にせよ
ぬきんでゝ我しりがほに物いふな人のちゝにはうへに上あり
るゐをはなれゑせもの風を好むなよあたりさはらぬ身持こそよき
をのれ能く正して友にまじはれよ人のあしきは我があしきなり
わるざれのはては口論けんくわなりたはふれ事も程よきぞよき
かうくゝに五ツのしなのあるぞかしくわきまへて親につかへよ
よみかきはまづ一の藝そのつぎはかたなにやりにゆみ馬としれ
たしなめよ耻は卑賤にかなしみはひんよりうへの事はあらじな
れい儀には其ほどくゝの差別ありたらぬは不禮すぐるつゐしう

そだちがらよきはその身のほまれかは親祖父の名もあぐるなり
つら癖のわるきは胸のよこしまの穂にいづるなり能くかへり見よ
ねんりきはいはほも通す習ひなり勇氣ゆるむな心たるむな
なに事もうかゝせずに精いだせ月日は鳥のとぶよりもとし
らくをこのみ文武の藝もせぬ人はきみへの不忠親へ不孝よ
むかゝと腹のたつときかへり見よ理か非かまたは短慮なるかと
うつりやすき心はひとの太はぢよくりにすれどもくろまぬぞよき
ゐながらに唐のやまとの名所をもしるはうたよみ詩つくるの徳
のちといはず直にあやまちあらためよ延れば忘れおこたりも出る
おしやほしや可愛くいたひものなれどこゝが良智と義理の用ひ場
くるゝより読み書きせい出せひるの間は武士のわざまたは六けい
やすらかに物いゝならへかりそめに理くつがましく言葉つかうな
まことだにかけひなたなくつとめなばたすけあるべし天地の神
けふといひあすといひつゝおこたれば老ゆく年ぞ悔てかへらず

不禮をも不禮と知らぬ人はたゞかたちは人よむねはちくしやう
こゝろをばいかせ殺すなかたよるな高くちいさくのびやかにもて
えん慮なく人に物言ひすぐすなよ一度のくわごんかへらざりけり
てゝんこうこれ放心のしるしなりこゝろとまればこのくせはなし
あしたにははやくおきつゝ氣を正しとく相應のけいこ事せよ
さけ飲まばいよゝ心とりしめてまはされまじとほそをかためよ
きもちをばやすく大きくかどもなくゆだんをせずに拔めなくもて
ゆだんより小事大事になるものぞ心をつけよ事のはじめに
めには見てこゝろに見るな鼻にかぎこゝろにかぐな穢れくさめも
みもちをば親子いへの子飢さずにこごえぬためにけんやくをせよ
しよましやくをばかずゝ讀て事のあと多く知るべし迷さむべし
系にかゝばさぞ見ぐるしくむさからん我が日々の不禮不行作
ひと言のちがひもあだに食まじとおさなき人もおもひ設けよ
もろこしの書のみ讀まず日の本の記ろく軍だんたえず見るべし

せひをよくわきまへならへとや角ときれはなれざる人ぞつたなき
すきにのみふかくなづむは志しをうしなふ種とかねてしれかし
である。教訓いろは歌は、その起原が稍古いもので、戦國時代以後、先覺有志の士が作つて後進
子弟の修養に役立てたるものが色々あるのであるが、わが子平も亦、これを教育の一手段に採つ
たのである。

五

元來、林子平は生涯獨身であつて、妻も無ければ子も無く、己が子を養ひ育てた経験も無けれ
ば、教育に従事したる實歴も無かつたのである。さうした身でありながら、經世濟民の大道に立
つて、教育の必然性と重要性とを痛感し、これに關する徹底せる思想を披瀝し、献議したるのみ
ならず、又自ら父兄訓を書き綴つて、廣く世人を警醒せんと努めたのである。この事に就ては、
この書の最後に加へられてゐる自跋の中に、次の如きことが述べられてゐる。即ち、

或人小子ニ謂て曰父兄訓の一書道理至極せり昔孔子春秋を作て唐山の亂臣賊子懼レ今足下父兄
訓を作て當世の父兄たる人慙愧ス殊に以呂波歌は其意神儒佛の大旨を述べ其文俗諺にして庸人

の耳に入易ク實に夷中の論語、童蒙の法華經とも云ツべきものなり誰か敢て問然せん然るに愚老一ツの難あり請フ足下に語ン夫レ足下は子弟を持ざる人也然る故に人の子弟たる者其父兄の自由自在になり難き事を知ざるなり蓋人心の不_レ同事人面の不_レ同が如ク千萬人あれども千萬人の心なり父兄は孝悌忠信ずきにても子弟ハ孝悌忠信きらひなるもあり然るに何のわきまへもなく己レが好にまかせてすきもせぬ子弟に孝悌忠信を勤_レ文學武藝に精出せと叱り匂りても生質の不_レ好事故父兄の申ス通りに勤_レぬ也勤_レざれば父兄の身に取て氣の毒にも思ひ亦腹もたちて満悦にも無_レ之ものなれども元より父兄は父兄の形體子弟は子弟の身體にて別物なればどうせ己レが思ふ儘には行届ざるもの也「中略」扱亦足下子弟あらば父兄訓に書記せし如クに育ツべき心得なるべけれども子弟が中々受取物でなし是足下子弟を持ざるの人なる故子弟は父兄の思ふ儘に取あつかひ難き所の情合を知玉はざるなり是を以て思へば足下の父兄訓は畠の水練ト云ものに似たり能斟酌あれかしと語れり

に對して、

小子答て曰翁の實談甚感悅ス然るに小子も亦辨あり翁の爲に語るべし夫レ子弟は父兄の自由自在になり難き物ト覺へられたるがまづ第一のあやまちにして既に本文に述シ如ク茲が即父兄た

る人の孝悌忠信勇義廉耻の八徳を不_レ知して子弟を教るの爲_ニ便に暗_ニき所也段々言シ如ク三歳兒の精、百迄にて幼少より能順道を吞込すれば十二三歳以上人心地附に隨て躬ラ八徳ヲ貴ぶ心生ずるに至ては父を敬ひ兄に順ひ己レがすき好まざる事にて孝悌の爲に能父兄のいふ所を聞入レ用る様に仕込で子弟程父兄のいふ所を能聞受る者は世の中に亦ト無_レ之者に仕立らるゝ也是即ち幼少より八徳を教たるの得なり然るに翁の言葉の如ク己レが好ム事なれば父兄のいふ所を用ひ己レが好まざる事なれば父兄の言フ所を受用ざるは不順の子弟トいふものなり是即幼少より八徳を教ざるの失なりこれに因て思へば翁は只不順の子弟を知て孝悌の子弟を知らたまはざるなり「中略」又小子は子弟を持ざる故子弟は父兄の思ふ儘になり難き情合を不_レ知ト語リ玉ふ尤なる事の様なれ共是亦凡夫の罪を免レ玉はざる也若小子子弟あらば能八徳を教て能敬能順多才多藝にして愛すべき物は子弟也言フ儘ニ成る者は子弟也樂ムべき者は子弟也ト云所の實情合をしらば父兄訓の文面今の文章より一二段も精ク書クべきなれども實子弟なき故愛スべく樂ムべきの實情合を身に受て不_レ知故其實情の所に至ては未タ書盡さざる所有りし躬ラ遺根に存る也若翁の言の如ク子弟を不_レ持者は子弟を教る道も不_レ吞込也ト云は々天下を不_レ有_ル者_ハ天下の政事は論ぜらるまじき歟能々工夫を加ひ玉へ扱古人も五十にして四十九年の非を知とも亦老

當ニ益壯とも云り今亦翁も憤を發シ老の學問を始めて孝悌忠信勇義廉耻の仕易きわけと孝悌忠信勇義廉耻の教易き事トを知玉へかした勸メければ翁は感涙を流シ甘心合掌して去ぬ

といふのである。その「いろは歌」をさへ夷中の論語、童蒙の法華經と言はせてゐる程であつて、父兄訓に對する子平の自信抱負のいかに強く且深かつたかは、この論駁の上に躍動してゐる。のみならず、子の有無、教育上の經驗の有無などは眼中に無く、却つて、自己の子を超越したる子弟愛、教育上の經驗を超越したる教育愛が、端無くも披歴されてゐる掉尾の立論に至つては、これぞ子弟愛・教育愛・併せて又人間愛の眞髓を道破してゐるものではあるまいか。この點に於ては、林子平は、かの五人の子を生みながら、その一人をも育てず、又教育の事業に何等の實歴も無くして、然もエミルを書いたるルソーと、その心境は違つてゐたらうが、その情勢は頗る相似てゐる。

もしそれ、子平の教育意見そのものに至つては、これを西洋の教育史上に求めて、若干その匹儔をザルツマンのそれに見ることが出来よう。殊に子平は、元文三年に生れて寛政五年に歿したのであつて、その生歿共にザルツマンの在世中に屬し、即ち兩者は全く同時代の人であり、又その父兄訓の著されたのは、ザルツマンの蟹本一名兒童の悖理的教育の指示に後ること六年、そ

のコンラード・キープラー一名兒童の合理的教育の指示に先つこと十年であつて、即ち相前後して世に出てゐるのである。そしてこれ等の兩書と父兄訓とは、その構想や敘述の態度・様式等は相異なつてゐるけれども、世の父兄に對して、兒童教育の誤れる仕方を指摘し、その正しい仕方を勸告したるその趣旨及び動機に至つては、全然同じである。あまつさへ、その教育意見に於ても、子平とザルツマンとの間には可なり多くの類似點を見出し得るのである。試みにそれを挙げると、第一に、ザルツマンは、ルソーの說に基いて絶対に兒童天賦の良性を信じ、その勢力の發展並びに練磨によつて、健康・快活・善良・聰明なる人間を陶冶しようとなつたのであるが、子平も亦天然の良智を確信して、兒童の純眞無垢なる性能の上に、可陶性の無限なるを認め、どこまでも、これが教導薰陶に勤しむべしと説いたのである。子平が「小兒は都て父兄の眞似をするものなり」と述べ、「人の賢愚善惡は教にあり」と言つてゐるのは、ザルツマンが蟹本の表紙に親蟹と子蟹とを描き出して、親が横這ひであるから子も横這ひになるとの意を直觀的に示したのと、その當否は別問題として、その意圖に於ては全然符節を合するものである。第二に、ザルツマンが、一方には敬虔を尙び徳育を主とし、宗教教授を重視したと同時に、他方には「自然は神の著書である」と言つて、實物實地に就て森羅萬象の研究學習に努めしめた

のは、子平が、陶冶の資源を儒學の文献のみに仰がず、洽ねく天地人の三才に求めたのと、亦頗る相似てゐる。これは孰れも、當時の傳統に對して、型破りの行き方であつたのみならず、今日から見ても、確かに注目すべき卓見であつたと考へられるのである。第三に、ザルツマンは、凡そ教育は心意の陶冶だけではない、鍛鍊及び力役によつて、身體の勢力・健康・及び熟練を得させなければならぬとして、體操・水泳・騎馬・遠足等を盛に實行させたのであるが、これも亦、正さに子平の最も力説し最も獎勵したる所のものである。實に歐洲で今も残つてゐる教育歴史畫の中で、或は山林溪谷の間に兒童が自由に運動をしてゐる所であるとか、或は曠野に出で、師弟共に日月星辰の模様を觀察してゐる所であるとか、凡そ學童の活潑なる戶外生活の描き出されてゐるものは、概ね汎愛派の學校、就中ザルツマンの學校のそれである。又我が邦古來の學校圖も色々あるが、茲にも掲げたる子平の文武兼備大學校のその如く、大池や馬場や武庫・大的場・角力場・天文臺・櫓臺等に、かくまでも廣い地積と充分なる設備を配當したものは、恐らく他に類例を見ないであらう。それは孰れも、身體的方面の教養鍛鍊をば極めて重視したるおのづからなる所産であらう。第四に、ザルツマンは、學習に於ては、文字的の知識よりは事物的の知能を主とし、殊に出來得る限り、多方的なる直觀に基かなければならないとし、これが爲めには、家庭・郷土に行

はれてゐる實際生活から出發して、作業・遠足・旅行等からも、その材料を採るべきことを主張し、かくて彼は教科書を使はず、實物實地に就て學習したる事項を日記帳に記入させ、それを備忘録とさせたのである。子平は讀書を獎勵したけれども、然もその讀書は士分の者に對して、萬能の基として博覽涉獵を求めたのであり、同時に武藝・力役をも獎勵、又農工商の子弟に對しては、その持前の業務に力を致すべきことの必要を説き、その所謂「身に近き事にして今日の業に係る所」のもの、即ち家庭生活・職業生活の實地實際に即することを要求し、又その建てたる「學則」といひ、「附錄三章」の箴言といひ、修養の要領を簡潔に纏めて、自強自警の資に供したること等と、ザルツマンが、常にその所説を若干の要項に纏め、或は「考へよ。忍べよ。行へよ。」の三標語を校訓に掲げて奮勵努力せしめたること等とを思ひ合せると、その行き方に於て頗る趣きと同じくする所も無いではない。その他訓育を基調としたことや、自力による啓發に重きをおいたことや、子弟は漫りに叱責抑壓を加へるべきものではなくして、須らく鼓舞獎勵を加へるべきものであることを懲愆してゐる等の諸點に於ても亦、雙方の間に多分の類似を見出し得るのである。さはれ、その教育の理想に至つては、ザルツマンは、その先輩バゼドウほど極端ではなかつたけれども、やはり汎人類的であつて、一般に善良・有爲・健康・幸福なる人間を養成することを目標

としたのであるが、子平はこれに反して、どこまでも明かに國家主義であり、しかも嚴肅にして雄渾なる日本國民主義であつたのである。そして吾等は實に、我が林子平の教育思想の高邁と優越とをば、茲に見るのである。殊に今日の非常時局に當り、我が日本民族發展の時機に際會して、一入深き憧憬と感激とを、この先覺に捧げんと欲する者、決して吾等だけではないであらう。「教育學術界第六十八卷第七號掲載、昭和十年七月二十日修訂」

参考文献

- 三宅米吉著 林子平の教育説〔雜誌教育界所載〕
大槻文彦編 六無齋全書
甘雨亭叢書父兄訓
新版大日本人名辭書

第五篇 早川正紀とフォン・ロツヒヨ

一

治民家としての早川代官が知られてゐるほどに、教育家としての早川八郎左衛門が知られてゐない。ここに先づ早川八郎左衛門正紀マサノリの教育事業に就て、その概要を語る必要がある。

贈從五位早川八郎左衛門は、本姓和田氏、井上河内守の家臣和田市右衛門直舎の二男として、元文四年を以て江戸に生れ、徳川御三卿の一たる田安家の臣早川伊兵衛正謀マサノリの養子となつて、その家を承け、更にその宗家を繼いで、幕府の直參となつたのである。時にその歳二十八で、稟米百俵月俸五口を給せられてゐたが、明和六年三十一歳の時に御勘定役に擧げられ、職に在ること十有二年、天明元年四十二歳で御代官となり、これより諸地方に駐在したのである。即ち始めは奥州出羽の尾花澤詰となり、茲にあること四十八歳に至るまで滿六個年、次いで中國美作の久世及び備中の笠岡を管すること、六十三歳に至るまで滿十四個年、更に關東武藏の久喜に轉じ、七

十歳に至るまで満七個年半茲に在つたのであるが、到る處大に治績を挙げたのである。當時幕府では白河樂翁が執政となつて、銳意治を圖り、代官の中にも、竹垣直温の如き岡田寒泉の如き優れた人材が出たのであるが、正紀は實に治民家としては、これ等の人々と並び稱せられて、然も就中その白眉であつたのみならず、特に教化家としては斷然傑出したる偉材であつたのである。

正紀の一代の事績に就ては、前岡山縣師範學校教諭永山卯三郎氏が、岡山縣の委嘱を受けて調査編纂せられたる早川代官の名著に詳しいから、ここには述べない。ただその教育事業の概要だけを挙げると、正紀が教育上に目醒ましい事功を建てたのは、主としてその中國時代及び關東時代である。中國にあつて彼の管轄したのは、美作大庭郡四十一個村、同西條郡二十三個村、備中阿賀郡十三個村、同哲多郡十個村で、實に二國四郡九十五個村に亘つたのであるが、當時これ等諸村の農民、殆ど無教育の姿であつて道義の何たるかを解せず、あまつさへ大饑饉に遭つて疲弊の極に沈み、非倫不良の風習が甚だ多かつたのである。正紀は先づ、嬰兒壓殺及び捨子・堵博等の弊風を禁じ、檢見その他機會あるごとに、管下を巡回して農民の教導に努め、寺院を利用して風俗の作興を圖つたのであるが、民衆の生活を改善し、風俗を矯正するの根本は實に教育にあり、それには、臨時の教諭や僧侶の説教ぐらゐでは行かぬ、どうしても學校を常設して特定の教

師を置き、これを中心として徹底的に教導を加へなければならぬ、との堅い決心を定めたのである。かくてその部民たる日本村の三郎左衛門、久世村の杉山順庵・助大夫・林兵衛等有志の者を誘導して、寛政三年三月、先づ久世の某寺を借りて教諭所となし、眞野民次を都講とし、有元宥貞を都講補として、月次に管内の子弟をここに集めて教授を施し、同五年の春には民次をして支那の藍田呂氏郷約を註解せしめて、これを管下通學不便の地に頒ち、正紀自ら久世條教を著して、これを講讀せしめたのであるが、更に木村茂作・助大夫・順庵その他有志の部民を誘導して、校舎の新築を計畫し、寛政七年にその議を定めて、學館を久世村字西町に建て、翌八年の春に至つて落成した。その完備を見るに至るまでの経緯に就ては、西山拙齋の作つた典學館記に詳かであるから、これを次に挙げる。

典學館記

嘗聞化民之道、以教學爲先、夫學不正、則教不純、教不純、則民不興於善、民不興於善、則雖欲化行俗美、不可得也、古昔聖王之所以化成天下、而流至治之澤、亦豈有他哉、然其教學之方、念々常有於學、不始作而終怠、不始作而終輟、而後修己治人之道、開物成務之功、皆可庶幾矣、說命曰、念

終典于學、其此謂也、身有牧民之責者、可不盡心竭力焉乎、恭惟公朝文明中興、脩學政、斥異說、耆儒彙進、俊髦成材、日就月將、郡縣嚮風、而建學贊化、尙未之聞也、獨美作州久世縣令早川君、勤儉好學、寬惠爲政、蒞任之初、首禁里民產子不舉者、及游子博徒、數行縣邑、親諭倫理、勸農桑、又令都講眞野某、譯解呂氏鄉約、頒授部下、數歲後、生齒益蕃、田野愈闢、而獄訟寢希矣、闔境欣戴、隣封仰美云、歲乙卯秋九月、創構鄉學于治之正東地、於是吏民不督而來、經營不月而成矣、周牆延袤若干步、造屋大小若干楹、誦誦有堂、游息有舍、門廡庖湔、靡不具備、其費凡若干金、率皆管內富豪者爭獻佐役、而一毫無所煩編氓焉、迺扁之曰典學館、蓋取諸商書之義爾、頃使祠官小寺生、今都講菊池某來、囑正爲文記之、先是嘗一枉駕敝廬、時賜厚問、今又申以是命、則義不可辭也、茲不顧固陋、謹書舊所聞如此、方今縣尹邑宰、以善政聞於海內者、不乏其人、而能興學敷教、翊贊道化、作新民俗、實自令君此舉始、其功不亦偉乎、自今以往、教師學生皆能體朝旨、濟君志、而終始典學、無敢怠荒、則庶乎熙皞之化被於蒼赤、時雍

之俗見於陝區、非止若今日之比也、嗚呼令君所以建學名館之意、豈惟以警諸今之師生哉、抑將有望乎後之君子也。

于時寬政五年丁巳秋九月

備中後學

西山正拜

そして、この建學の眞の發案者は、言ふまでもなく正紀自らでありながら、

於久世村地内教誡所取立度段、其方并杉山順庵、塚谷屋助大夫發起イタシ、同志ノモノ共エ申談、出精取計、學館普請成就、學術專被行段、一段之事ニ候、猶往々其方共并目木村三郎左衛門エ重立世話役申付ル間、子孫エ申傳、學館永相續イタシ候様、可取計者也。

寬政八辰年十一月 早川八郎左衛門正紀花押

美作國大庭郡久世村林兵衛

於久世村地内教誡所取立度段、其方并助大夫、林兵衛發起致シ、同志ノモノ共エ申談、出精取計、學館普請成就、學術專被行段、一段之事ニ候、猶往々其方共并目木村三郎左衛門エ重立世話役申付間、子孫へ申傳へ、學館

永相續致シ候様可取計者也。

寛政八辰年十一月 早川八郎左衛門正紀花押

美作國大庭郡久世村杉山順庵

等、世話役に與へたる當時の文書が示してゐる如く、彼等部民有志者に發起させ、奔走させ、負擔させ、世話させて、その内部的の發達永續を誘導し、啓發し、獎勵してゐる所は、實に自治民育の肯綮に適中したる、眞に見上げたる手際と言はなければならぬ。

元來、正紀は、谷川士清に私淑し、殊にその著日本書紀通證を常に愛讀して措かなかつた程の人であるから、我が國體に關する明瞭なる知識と、確乎たる信念との充分なる持主であつたのは、言ふまでもなく、和歌和文を善くし、漢學に就ても博く經史に涉り、又佛典及び西洋の事情にも通じてゐた人であつた。その上、勘定役を勤めて經濟の書物にも眼を曝らし、代官として治民育成の識見にも富んでゐたことは、久世條教を通覽しただけでも、よく判る所である。然し代官の劇職にあつては、躬ら學校に於て子弟を教育するといふことは出来ない。そこで學校に於ける教師その人の選任には、最も意を用ひたのである。初め彼の命を受けて都講の任に就たる眞野民次は、その出身こそ詳かでないが、正紀の旨を承けて起草したる藍田呂氏郷約俗譯、典學館式目

及び講席規條、師の心得、幼學取立、雜說數條等を見ると、極めて忠實熱誠の教師であつたことが判る。典學館新築以前の教育は、主として彼の努力に由つたものであり、學館創業の功勞者として民心作興風俗改善の基根に培澆したる盡瘁は洵に甚大なものである。惜いかな、學館落成の一翌年病を以てその職を辭したのである。眞野都講のこの辭任が、發達途上に於ける典學館の大障礙たりしは、元より言ふまでもなく、その後任の選定こそ、正紀の最も考慮を重ねた所であつたことは、これを想像するに決して難くはない。然し幸にも、菊池正因といふ至極の適任者を探がし當てたのである。正因は隣國なる播州龍野の人で、本姓は牛丸氏であるが、少くして菊池氏を襲ひ、醫を學んで學問頗る博く、嘗て長崎に遊んで支那人と交り、海外の異聞にも接し、郷に歸つて好學の徒に授けてゐたのであるが、正紀はこれを聘して典學館の塾主となし、卒先躬らこれに師事し、かくて子弟を教へしめたと同時に、村落を巡回させて部民の布教にも當らしめたのである。眞野民次に次いでこの菊池正因の如き熱心有爲の平民教師を得たることこそ、この郷學典學館の成功したる有力なる原因であつた。正因の墓碑は久世の興善寺にあるが、それには、

先生諱好直、字景福、稱正因、原姓牛丸氏、別號斜川、播之龍野人、作塾于作用、其著姓菊池無後、衆議以其女配先生、以奉祀、因冒菊池氏、寛政

七年、久世令早川君建學、聘先生爲師、又使巡下邑布教、先生誨誘懇至、士民翕然向化、及地隸津山、禮貌不衰、俸給亦厚、文化十年十一月廿七日病歿、先生學該博、又嘗遊長崎、與蠻漢、接異聞亦多矣、又好賦咏和歌、歿年六十六、葬于久世興善寺、先生無子、養金治氏之子慎爲嗣、先歿、孫文理承家云、龍野小西修撰並書。

と刻まれてゐる。その中にも言つてある如く、久世はその後津山藩領となつたのであるが、正因は依然として典學館に教へてゐたのである。正因に子が無かつたので、孫の文理がこの碑銘所掲の通り、その家を継ぎ、又正因の遺紹を繼いで典學館の教師となつたのである。文理は、幼時小島天樂に學び、又江戸に遊んで業を古賀侗庵に受け、歸つて典學館の教師となつたのであるが、文政五年に典學館が備中の砦部に移さるるに及んで、亦そこに移り、天保八年その歳三十九で歿するまで、ここに教へてゐたのである。文理に二子があり、長の驥は早く歿し、次の秋坪は箕作氏を冒し、秋坪の第二子大麓また菊池氏を再興した。そしてこの箕作秋坪先生こそ、東京高等師範學校、延いて又東京文理科大學の前身ともいふべき東京師範學校の中學師範學科創設時代の攝理、即ち校長となつた方であり、又我が邦師範教育の恩人であり東京師範學校の監督ともなつた

る森有禮子とも親交のあつた方であるが、實に文理が典學館の教師をしてゐる時砦部で生れたのであり、男爵菊池大麓・箕作佳吉・箕作元八の三博士は、皆この秋坪先生の子である。

さて話を本筋にもどすと、寛政八年に最寄替りになつて、正紀は更に備中をも支配することとなり、その小田郡笠岡の陣屋に轉じたのであるが、この管民も亦、當時人情風俗共に下卑浮薄であつたので、正紀の教化的活動はここでも亦盛に現はれたのである。即ち教育の中心として敬業館を建て、この地の平民學者小寺清先を延いて教師となし、これと力を協せて部民の教導に盡したのである。この敬業館の創立も亦、かの典學館のそれと、その行き方が全然同じであつて、部民の奮起自發を誘導したのである。即ちその建造は有志者の醸金により、その敷地や通路までも持主から村方へ買受け、備付けの圖書の如きも村民所藏のものゝ寄附を納れ、そして正紀は、官に請うてその敷地の地租を免じたのである。これ等の経緯に就ては、今も残つてゐる當時の記録文書によつて、これを詳細に知ることが出来るのであるが、煩雜に亘るを避けてここには擧げない。たゞその概要は、清先の書いた敬業館記録序に纏め述べられてゐるから、それを掲げると次の如くである。

天明七丁未、早川明府作州久世縣令とならせ給ひ、兼而此の笠岡縣をも治給ふ。年ごとの秋は、

御毛見は本よりの事にて、麥の成立をもめぐりみそなはず折々、各村にて民を集め、公けの御恩を忘れず、人倫を全くし、産子を養育し、諸の善行をつとめ、悪事をなすまじき旨を諄々と教諭し給ふ。猶あまねく行届かまほしく思召て、かれこれに命じ、村々は一とせに一たび、久世笠岡は毎月一度、御述作之條教及六論衍義聖諭訓のたぐひ、民の教に宜き書を讀とかしめ給ひ、猶四月九月御自身の教諭怠り給はず。かかる有がたき御志をひとみな感服し奉る餘り、久世の父老相議りて御教諭をも承り、かつ子弟どもの聖賢の書を讀習ふ所を立侍りて、道に志し善にすむはしともなさまほしきよしを願ひ、學館を建立し、典學館と名づく。かかる誠實の御政教公朝に達し、丁巳のみな月厚き御賞を蒙り給ふ。是を聞きて御管内の民歡呼鼓舞して父母のさひわひを悦が如し。これによりて此里の父老もますます志を起し、久世のごとく學舎を建たきよし願ひ侍りければ、たまたま御許ありて九月八日より事始め、冬至の日に棟をあげ、程なく清らにととのひて、敬業館と名づけ侍りぬ。御自分の御教諭並に月並のよみとき彌怠りなく、其うへやつがれ清先に命じて經書を講ぜしめ、童蒙を道びかせ給ふ。固辭し侍れどもゆるし給はず。強く仰に違はむこと恐多くて御請を申侍りぬ。然るに、午のみな月忝くも公朝より學館敷地の租税をゆるさせ給ふ。誠に道有御代の御惠有がたき事ならずや。されば、人も我も公けの

おほむいづくしみをかしこみ、明府の御仁心を仰ぎつつしみ、聊も邪僻の事なく、聖賢の教に従ひ、つとめ行はむ事をこひねがふと云爾。

寛政十一年未年十月

小寺清先謹てしるす

又その館名たる敬業の意義に就ては、同じく清先の筆に成つたる敬業館記に、左の如く示されてゐる。

早川明府治縣十年、政化累洽、黎庶悅服、今茲丁巳夏六月、有旨賞賜金帛若干、且加縣邑數所、於是吏民驩呼、以爲近世縣令未曾有、因獻歌頌者數十百人矣、州之本邑、舊有治所、亦屬於明府焉、頃者鄉父老觀感胥議、請開一學舍以教邑子弟、明府欣然可之、秋九月經始、冬十一月訖功、其規制大抵比久世鄉學而差少耳、明府乃命不佞清先承乏教授焉、清先謹摘學記中語、名之曰敬業館、因揖入學生徒、而諭之曰、敬業者、專心致志以事其業也、而所謂敬者、心不放逸、事無怠忽之謂、非惟謂僣僂恭遜之容而已、業者熟講倫理克勤職分之謂、非惟謂朝誦暮習之課而已、夫心不放逸、事無怠忽、則身益修而業加進、行益成而德加隆矣、敬怠之間、賢愚判焉、禍福隨

焉、傳曰、君子修之吉、小人悖之凶、此之謂也、自今以後、來學于斯者、能專心致志、以事此業、孝友和順、以供子弟之職、忠信勤儉、以幹室家之業、宗族稱之、閭里信之、則庶乎上以副明府敷教之盛意、下以酬鄉老設庠之真情、而令名遠施郡國、福澤永延子孫矣、夫斯之謂能敬其業、不負所學、是廼清先所以黽勉從事、敢名此館也、諸子盍亦思其所以學而竭力焉乎、生徒唯々而退、遂記其言、揭之楣間、朝夕相見、以鑒其敬怠云爾。

寛政丁巳歲十二月

小寺清先 謹識

清先は、笠岡の稻荷祠の神官小寺清績の子であつて、常陸介又は典膳と稱し、少年の頃から京都に往つて、業を卜部家に受けて神道を究め、同家の賓師にも擧げられようとしたが、親老ゆるの故を以て、固辭して郷里に歸り、祠職を嗣いだのである。そして寛政十一年に、病を以て祠職をその子清之に譲り、廬を山下に結んで自ら楢園と稱してゐたのを、正紀が特に請ひ延いて敬業館の師としたのである。その人物・學問は、

備中國小田郡笠岡村教諭所儒者小寺帶刀

右帶刀親典膳義、元笠岡村稻荷神主ニ而、苗字名乘來之ものニ御座候。然

ル處、寛政九巳年 早川八郎左衛門様御代官所之筋、笠岡村始、郡中之もの共、依願教諭所御取立有之、右典膳和漢兼學之者ニ付、儒者ニ被仰付、神主之方ハ、惣領之悖監物へ相譲り、教諭所之側え引越、文政六未年迄、廿七ヶ年之間教諭專ニ相勤、其身ハ勤學不怠、篤實溫厚謙遜ニして、行狀聊無申分、積德之驗ニ哉、近郷之もの共厚致信仰、其名他國ニきこへ、備前、備後、安藝、長門、豊後などより銘々、其御城下許を差置、同人を慕、寄宿いたし、書生其節二十八人モ有之、實以德學備候純儒ニ御座候。云々。とあるによつても推知され、又頼山陽の叔父たる頼惟柔が撰したる次の碑銘を讀んでも、寔に明かである。正紀がここでも亦、この清先の如き和漢兼學、篤實明亮、躬を以て人を率ゐる眞に得難き平民教師を得たといふことが、確かに敬業館の榮えたる一因由であり、又以て正紀の識見と思慮とを窺ふに餘りあるではないか。

楢園先生之碑

先生姓源、氏小寺、諱清先、通稱常陸介、楢園其號、備中笠岡人、家世奉其邑稻荷祠、考諱清績、稱豊前守、本磯田氏、來嗣小寺氏、先生生而穎悟、

八歳能作大字、年未弱冠、往京受業於卜部氏、主親試生徒業、其式頗嚴、諸生踴躍、先生義辨精明、一座肅聽、安永中、卜部氏有疑獄、召先生決之、時年廿又六、松岡仲良者爲卜部氏賓師、欲舉先生自代焉、以親老固辭而歸、先生事父、色養致誠、及其歿、居喪過禮、寬政己未、以病傳祠職於長子、結廬山下、自稱檜園、適縣令早川君來興、名敬業館、請先生爲師講書、電勉應請、專講四子六經、令君遂請移館內、固辭不得命、乃移居館內側、仍榜以檜園、初邑人專業商販、於是漸多向學者、令屢代、皆敬執弟子之禮、及妣小寺氏沒、先生亦耆艾、其居喪猶如喪考時云、文政十年丁亥夏、患腸、閏六月廿六日、端坐而逝、年八十、葬于館後山下、遺命薄遵本邦古禮、不用浮屠、初娶西山氏、生長子清之、後配平井氏、生顯之廉之定徵、顯之定徵先歿、清之廉之並有善繼父業、有女各適人、先生自幼慨然謂、本邦神聖之教、陵遲不振、欲以身任之、國史註疏莫不講究、以爲諸家得失相半、山崎氏折衷諸說、所發揮不尠、得谷川氏日本紀通證、其學大備、然有未盡其蘊者、因著本教闡幽、其他多所述作、如三器說國號論、謙讓不肯梓行、皆

藏于家、先生爲人明亮卓偉、而平坦溫雅、不爲奇僻之行、燕居獨處、無有惰容、其接子弟、和而不狎、事或不如意、不敢以怒氣加人、諸生或有聞其名而未識面者、偶相逢見其卑遜簡默、以爲尋常庸人、既而知其爲先生、瞿然驚謝、市井無賴之徒、見先生輒畏避之、無它嗜好、惟好國雅、初學僧澄月、澄月以爲、歌道有所托也、詠積至數千首、曰檜園集、行于世、其子弟以狀來、乞銘於惟柔、先生所交名士不鮮、而西山拙齋菅茶山尤親、今皆亡之、惟柔亦辱知者、獨得瓦全、義不可辭、乃作之銘曰、日之出沒、不武道原、惟正惟大、可以範民、是我非彼、維執謬論、展矣斯人、醇乎其醇、兼學不悖、以修其身、其道維何、維人之倫、五十而慕、舜何人也、鄉邑蒙化、薄夫亦敦。

東飽

賴惟柔季立甫書並題額

門人等立之

この碑文にも謳はれてゐる如く、清先は實に、幼より本邦神聖の教が陵遲振はざりしを深く慨いて、身を以てこれに任ぜんと欲して、國史註疏講究せざる所が莫かつたといふ程であるから、その精神の根本は眞に明白であり、然も崎門の折衷説も、士清の通證も、猶その蘊を盡さざる所があると成して、本教闡幽や三器説や國號論や等々を述作し、これらの遺稿目錄は、實に二十有

五種の多きに及んでゐるのである。まことに優れたる國體研究者であり、世にも得難き精神教育家であつたと言はなければならない。唯だ謙讓で、それ等を世に公にしなかつたのである。永山教諭の調査によれば、明治六年頃、清先の曾孫小寺照氏が、その所藏の楢園遺稿及び清先關係記録全部を、東京の親戚の許に送つて故三島中洲翁の識別を請はんとして、長櫃三個に納めてこれを和船に托送した所が、不幸にも海上難破の厄に遭つて全滅してしまひ、現に存するものは、僅に本笠陵編・小寺遺稿集・斬蛇劍等の八編に過ぎないとのことであるが、これこそ、眞に惜みても猶惜い極みである。そはとにかく、斯かる高邁なる識見と斯かる熾烈なる精神とを有しながら、清先には毫も固陋偏狹なる所がなく、その學は前にも述べたる如く、和漢に亘つて極めて該博であつたのである。その早川正紀と互に意氣投合し、肝膽相照らして、その教育事業を完うしたる有様は、充分にこれを髣髴することが出来るのである。

清先歿して後は、その子廉之これを繼ぎ、廉之の後は、その子克讓これを繼ぎ、累代敬業館の教授に任じた。廉之は、頼山陽がこれを京都に迎へて、共に文壇の桓文たらうと謀つたが、親老いたるを以て辭して往かなかつたといふの一事を以てしても、その器識を想見するに足るべく、克讓も亦よくその家風を墮さず、子弟その嚴威に服したといふことであるから、全く上掲碑文の

如く、善くその父祖の業を繼いだものと言つてよい。かくて笠岡の代官は頻繁に代つたけれども、永續の基礎を置かうと圖つたる正紀の努力は確かに酬いられて、敬業館は長く榮えたのである。嘉永三年に至り、時の代官藤方彦市郎の命により、一旦これを廢し、校舍敷地の租税を賦したのであつて、その當時なほ教授であつた克讓を始め、村の宿老等から連署で代官役所に差出したる受證文の寫が、今も残つてゐて、その中に「右教諭所以來御差止、外國々並之通、御代官様厚教諭御締者勿論、勸農之儀御取計、尤村役人共より五人組帳前書時々爲讀聞、實意ニ相諭可申旨今般下知相濟候、云々」の文言がある。かくて早川正紀の非凡の努力によつて、常設の教諭所にまで集中され、結晶され、高揚されたる教育活動は、ここに再び諸他外々並の臨時教諭にまで引戻されてしまつたのである。かかる逆轉は、活動の著しき稀薄を將來するのは、元より避け難い成行きである。爾後敬業館は郷學としては續いてゐたのであるが、慶應元年克讓歿して學事地を掃ひ、その後明治二十年頃に至るまで、その校舍は存してゐた。

正紀は、久世・笠岡の地方を支配すること十有五年、教化よく行届いて風俗全く革まり、治績大に擧つたのであるが、享和元年に至り、江戸に近き武州久喜の代官に榮轉した。その去るに臨み、郷民惋惜措くこと能はず、途に上るの日、送る者が道途に雲集し、境を踰えて尙別るるに堪

へなかつたといふことである。久喜に於ける正紀の教育活動は次にこれを述べるが、文化五年正紀卒去の報が久世・笠岡の舊管下に届くや、この地方の郷民は皆哀悼して流涕せざる者無く、相共に胥つて、久世では、遺愛碑を樹ててその恩を記し、里民は今もなほ神と稱してこれを祀つてゐるし、又笠岡では、思徳の碑を建ててその徳を頌し、この外備中川上郡中村にも塔が立つてゐる。久世の遺愛碑は、その文は典學館の教師菊池正因の撰したる所であつて、表面には

遺愛碑

故久世令早川君、諱正紀、字子綱、江戸人、其先出自甲斐武田氏、君爲人敏而好學、寬而愛衆、謙恭自持、施人不吝、蒞政之初、聞邦俗生子多不育、下令禁之、除其陋習、尋立郷學、親諭倫理、勸勉農耕、民大化、公朝善之、特賜金帛、又加其隸邑、享和辛酉、遷任于關東、上途之日、郡民踰境而送之者雲集矣、關東之任數年、罹病卒于江戸私第、實文化戊辰冬十一月十日也、得年七十、訃至于久世、吏民哀悼、莫不流涕者、乃相與謀、建碑以歲時享焉、令好直銘之、好直受知遇之久、義不可辭也、乃銘曰、

嗟公之政、本諸其躬、庠序設爲、溝瀆開通、革舊染俗、反仁厚風、

視民如子、民亦父公、嗟公之化、可慕可隆、遺愛所存、神兮來降、

文化七年歲次庚午秋八月

西播 菊池美直 撰

江戸 高島青 書

とあり、裏面には美備郡民建と記し、議首五人の名と刻者の名とが刻まれてある。更に昭和三年十一月、今上天皇陛下御即位の大禮を擧げさせ給ひ、尋いで先賢に贈位の御事が仰せ出されるや、天恩優渥、枯骨に及び、早川正紀は從五位に敍せられたのであるが、この地方の住民は、特に深く感激の至情に堪へず、やがて早川公遺跡奉讃會なるものが起され、その手によつて、正紀の銅像が久世驛前通に建設せられることとなり、それが竣工したので、昭和八年五月六日を以て、いとも盛大なる式が擧行せられ、正紀六世の後裔たる早川和歌子女史によつて除幕されて、高さ八尺、臺石を合せて二十尺の巨像が、今や新たに住民感恩の眼を以て仰がれてゐる。笠岡の思徳の碑は、これ亦その文は敬業館の教師小寺清先の撰に係り、賴山陽がその書及び篆額をなしてゐる。それは表面には、

思徳之碑

吾早川君諱正紀、字子綱、稱八良左衛門、寛政丁未爲吾笠岡令、又宰作州久世、爲人公正忠厚、仁恕愛物、而有毅然弗撓之節、其治民先教後刑、勤儉以率之、誠信以待之、民不忍欺之也、作之舊俗、貧民或生子不舉、君嚴禁止之、諭以父子之道、俗得以革、歲時行部、聚民訓告、遂興學二縣、政化大行、丁巳有旨、賜金帛以賞異績、特增其所管、吏民歡呼、如聞父母之慶事、享和辛酉遷任東武、民群送有欄道號哭者、文化戊辰病卒、訃至莫不痛恨、今十五年矣、父老猶追慕不已、於是相謀樹碑頌德、屬筆於清先、清先不才承乏鄉校、有不可遜避者、乃敢爲之銘、銘曰、政不擾民、務在愛利、乃驅之善、建庠維二、氓之侗愚、悟以天倫、育其呱々、父子同仁、誘導有道、磨瑳有漸、惰農既勤、奢夫其儉、稅恐後人、服弗慙朴、昔之號寒、今則衣六、輿誦日興、厥馬東首、溫容在目、遺愛在口、君之猶存、民冀復借、君之既亡、望之靡獲、磐斯石兮、勒斯銘兮、石則有磷、德永馨兮。

文政七年歲在甲申冬十二月朔

備中 小寺清先 撰

飽國 頼襄書并篆額

とあり、裏面には

早川「不明」致力焉、余之嗣家職掌教諭、在今日之舉、後輩周旋固所不辭也。

天保癸卯冬十月

小寺廉之謹識 男完之書

とある。又中村にある塔は、正面に寶岸院殿到譽離染居士と戒名を刻み、右側には文化五辰年十一月十日、久世先君、早川八郎左衛門源正紀公墓の三行を、左側には「たのもしき五つの道をまもるてふひとつこのろの民のまことは」の一首と、發願主・世話人・本願主の名とを記してあり、その本願主は隣郷中となつてゐる。

正紀が武藏の久喜に來任した時は、初にも一言しておいた通り、はや六十三歳の高齡であり、それから七個年半の間ここにゐたのであるが、既に久世・笠岡の經驗に鑑みて、十二分に洗鍊されたる手腕を以て、大にその功を擧げたのである。即ちここでも亦、遷善館を建てて教化の中心となし、そして民育に努めたのであるが、その教育事業に就ては、これまで殆ど文献の徵すべきものが無く、唯だその屬僚としてここに働いてゐた齋藤數山が、その後天保の頃上州地方の代官となり、かの久世條教の趣旨によつてその領民を教導せんとし、よつてこれに多少の註釋敷衍を